

第6次敦賀市総合計画

前期基本計画

敦賀市総合計画審議会

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| ○ 大規模災害への対応と原子力行政 | 1 |
| | |
| 1 都市基盤関係 | 6 |
| (1) 計画的な土地利用と調和のとれたまちづくり | 6 |
| (2) 市街地の活性化 | 8 |
| (3) 地域活力の基盤となる交通網の整備 | 11 |
| (4) 基礎的な居住環境の整備 | 14 |
| (5) 港の活性化 | 17 |
| | |
| 2 生活環境関係 | 22 |
| (1) 環境の保全と持続可能な開発 | 22 |
| (2) 消防活動の充実 | 28 |
| (3) 災害への対応と美しい郷土の保全 | 31 |
| (4) 原子力安全 | 35 |
| (5) 日常の安全の確保 | 38 |
| | |
| 3 健康福祉・衛生関係 | 41 |
| (1) 地域福祉の充実 | 41 |
| (2) 高齢者福祉 | 44 |
| (3) 障がい者福祉 | 48 |
| (4) 児童福祉 | 52 |
| (5) 医療・保健体制の充実 | 56 |
| (6) 社会保障 | 60 |

| | |
|--------------------------|------------|
| 4 産業観光関係 | 64 |
| (1) 工業の振興と流通網の展開 | 64 |
| (2) エネルギーと地域振興 | 67 |
| (3) 商業の振興 | 70 |
| (4) 観光の振興 | 73 |
| (5) 農林水産業の振興 | 77 |
| (6) 雇用環境の改善 | 83 |
| | |
| 5 教育文化関係 | 85 |
| (1) 地域社会の発展の礎を築く教育の振興 | 85 |
| (2) 新しい時代の社会教育の充実と活性化 | 92 |
| (3) 文化的振興と郷土への誇り | 95 |
| (4) スポーツの振興と新たな役割 | 98 |
| (5) 国際交流・広域連携 | 101 |
| | |
| 6 行政経営関係 | 103 |
| (1) 地方分権 | 103 |
| (2) 多様な担い手により開かれた地域社会の実現 | 105 |
| (3) 効率的な行政と行政サービスの向上 | 107 |

大規模災害への対応と原子力行政

～ 東日本大震災を受けて～

本市は、これまで阪神・淡路大震災をはじめとする大規模災害を教訓に、災害に強いライフラインの構築や敦賀市防災センターの建設、そして各地域における防災訓練の実施等、様々な防災・減災対策に取組んできました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を上回る甚大な被害をもたらしただけでなく、地震はもとより、高い津波の発生や東京電力の福島第一原子力発電所における原子力災害を伴ったことから、わが国の防災体制及び原子力行政の根幹を揺るがす災害であると言えます。

のことから、日本海の沿岸自治体であり、国内有数の原子力発電所の立地自治体である本市において、原子力防災を中心に、大規模災害への対応を今一度、再検証し、市民が安心して暮らすことができる都市を形成していくことが、喫緊の課題となっています。



1 災害に強いまちづくりの推進

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、市民の生命と財産を守るために、今後の国の動向等を注視しながら、地域の実情に即した総合的な防災対策の確立を図り、災害時収容病院の整備等といった災害時の緊急医療体制の充実を含めた「敦賀市地域防災計画」の見直しをはじめとして、本市の防災体制を再検証していきます。



敦賀市防災センター



災害対策本部



耐震管の布設作業



防災情報受信端末機

また、まちづくりにおいて、河川改良等の抜本的な防災対策事業とあわせて、都市計画マスターPLANやハザードマップの作成等を通じて、避難施設の適正な配置等の災害面に十分配慮した安心・安全な土地利用を推進します。

そして、上水道等の災害に強いライフラインの構築や多様な緊急情報の伝達手段の整備等の減災対策事業に取組み、利便性や快適性だけでなく、防災性の向上を十分考慮した良好な都市基盤を整備することで、災害に強いまちづくりを推進します。

さらに、万が一の際の避難用道路や物資等の輸送ルート又は代替輸送ルートとして機能する、西浦 1、2 号線等の整備を推進するとともに、舞鶴若狭自動車道をはじめとした本市と周辺地域を結ぶ広域避難道路や敦賀港の整備を促進していきます。



舞鶴若狭自動車道イメージ



鞠山南多目的国際ターミナル



2 災害に強い人づくりの推進

災害から生命、財産を守るためにには、市民一人ひとりが平時から、自らの身は自ら守るといった防災や減災における自助意識が重要となります。

そこで、市民の主体的な活動を防災における重要な基盤として位置づけ、防災や減災に関する知識の普及・啓発や防災訓練の実施等によって、市民自らが適切に災害に備えることができるよう支援し、災害に強い人づくりを推進します。



総合防災訓練

3 災害に強い地域づくりの推進

急速な高齢化や核家族化を背景として、災害時の避難行動に援助が必要な災害時要援護者が増加している中で、避難所の運営、被災者救出活動等において、地域を一番良く知り、地域に即したきめ細かな活動ができる地域住民の連携組織の重要性が一層高まっています。

そこで、地域住民による自主防災組織の組織化やその活動を支援するとともに、災害時において、医療機関や災害時要援護者の支援を行う民間事業者・団体等との連携を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。



消防団の訓練



豪雪時の除雪ボランティア

4 広域連携の強化

現在、急速な高齢化や平成23年3月11日に発生した東日本大震災を背景として、経済的・文化的な交流に留まらず、多様な分野において広域的な連携による取組が求められています。

そこで、国内の姉妹都市等との青少年の相互訪問をはじめとした交流の促進だけでなく、福祉や医療、そして防災分野等の市域を越えた共通する課題に対処するために、市民の意思を十分に尊重することを前提として、慎重な議論の上で、広域的な連携を強化していきます。

5 原子力安全対策の充実強化

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における東京電力の福島第一原子力発電所の原子力災害等を受け、市民の原子力発電所に対する不安が高まり、市民と国や原子力事業者との間の信頼関係が揺らいでいる状況にあります。

そこで、本市は、原子力発電所の立地自治体として、国や原子力事業者に対して、一日も早く市民の原子力発電所に対する不安を払拭し、市民との信頼関係を再構築していくことができるよう、安全指針等の抜本的な見直しや様々な安全対策を強く求めていくとともに、広域連携大学拠点の形成による原子力防災等における高度な知識の集積と人材育成等を通じて、原子力発電所に対する一層の監視強化に取組んでいきます。



また、原子力研修会の開催をはじめとした原子力に関する適切な情報の提供や知識の普及等を推進していくことで、平時からの原子力安全対策の充実強化を推進していきます。

そして、これらの取組に加えて、他の立地地域における原子力災害であっても、本市産業等に影響を与える可能性がある風評被害について、その発生の防止や対策に努めています。

6 原子力防災対策の充実強化

原子力発電所に対する市民の不安を払拭するためには、万が一の際ににおける防災体制が不可欠です。特に、東日本大震災による福島第一原子力発電所での原子力災害が、地震と地震による高い津波の発生が要因として考えられており、このような最新の知見を反映させていくとともに、国の動向をふまえながら、地域の実情に即した「敦賀市原子力防災計画」の見直しをはじめとして、本市の原子力防災体制を再検証していきます。

さらに、今回の原子力災害において関係機関相互の連携の重要性が改めて浮き彫りとなったことから、本市や原子力事業者だけでなく、初期被ばく医療機関として指定されている市立敦賀病院を中心とした医療機関や、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の支援を行う民間事業者・団体等との連携を強化するとともに、万が一の際に無用な混乱が生じないように原子力防災訓練の実施や原子力防災に関する知識の普及・啓発に取組むことで、地域全体による一層強力な原子力防災体制を構築していきます。



7 エネルギー都市にふさわしい安心・安全と産業拠点の形成

本市は、わが国有数の原子力発電所の立地自治体であり、長年にわたり国の原子力政策に協力するとともに、エネルギー産業が長期・安定的な雇用を創出するなど、地域経済を支えてきましたが、福島第一原子力発電所の原子力災害の発生により、市民の原子力発電所への不安が高まっています。

このことから、原子力発電所の立地自治体である本市には、原子力発電所の安全確保を国や事業者に強く求め、市民の安心と安全の確保を大前提として、エネルギー都市である本市の強みを十分に發揮し、市民が原子力発電所との新たな信頼関係を構築することができる取組を推進していくことが求められています。

その具体的な取組として、広域連携大学拠点の形成が挙げられます。これにより、エネルギー関連企業・大学・本市による产学研官の連携を促進することによって、原子力防災等における高度な知識の集積と人材の育成・交流を通じて原子力発電所に対する一層の安全対策の強化や、新しい産業の創出・育成による地域経済の基盤の強化を推進し、本市がエネルギー都市にふさわしい安心・安全と産業の拠点となることを目指します。

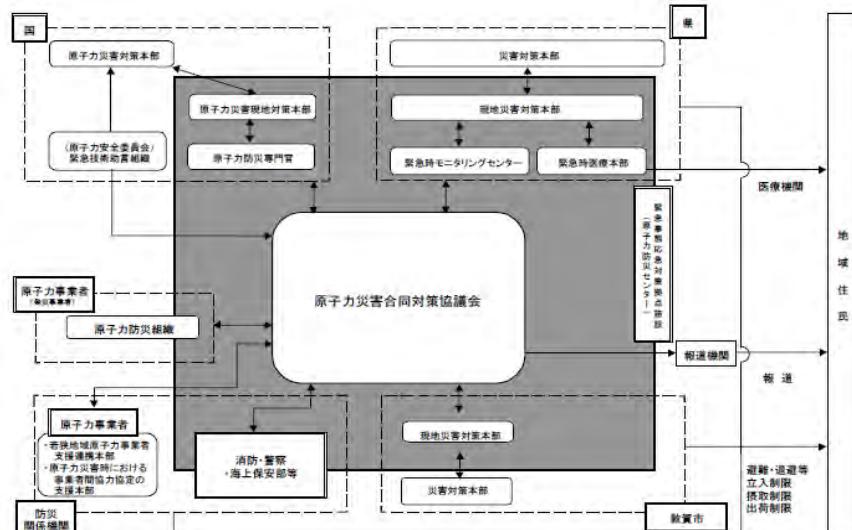


福井大学附属国際原子力工学研究所

【参考】原子力発電所の状況 及び 原子力防災対策図

| | 原子力事業所 | 所在地 | 炉型 |
|-------|-------------------|----------------------|------------|
| 運転中 | 日本原子力発電(株) | 敦賀発電所1号機 | 沸騰水型軽水炉 |
| | | 敦賀発電所2号機 | 〃 |
| 建設中 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 | 高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ） | 高速増殖炉 |
| 準建設中 | 日本原子力発電(株) | 敦賀発電所3, 4号機 | 改良型加圧水型軽水炉 |
| 措置廃止中 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 | 原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん） | 新型転換炉 |

※ふげんは、平成15年3月29日に運転終了。



都 市 基 盤 關 係

○ 計画的な土地利用と調和のとれたまちづくり

【現況と課題】

行政区域内の土地利用をどのように設計するかということは、まちづくりにおいて、最も基礎的でかつ重要な政策分野であると言えます。

— コンパクトなまちづくりの必要性 —

近年、わが国全体で進行している急速な少子化及び高齢化によって、経済成長の停滞や年金制度をはじめとする社会保障政策の持続可能性だけでなく、今まで整備してきた公共施設等の社会資本をこれまでのように維持運営できないといった問題が生じることが懸念されています。本市では、このことに加えて、核家族化が進み、その受け皿として郊外においてスプロール化が進行している状況にあります。

このような中で、歩いていける範囲に基礎的な生活支援機能を集約するとともに、都市の顔である市街地においては多様な都市機能を集約することによって、都市の持続可能性と利便性を高めるコンパクトシティという考え方方が、まちづくりの方策として注目を集めています。

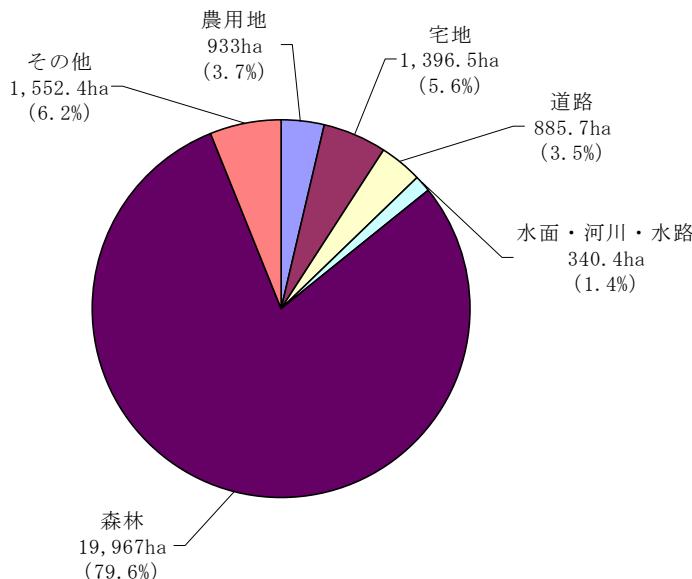
そこで、本市のまちづくりにおいても、単なる郊外の切捨てとならないようなコンパクトシティの形成に取組むことで、既存の社会資本の適切な維持や地域の活力を高めることを可能にするとともに、自然環境との共生や減災等に配慮した計画的な土地利用のもとで、生活道路をはじめとした生活基盤を整備することによって、格差のない居住環境の創出といった調和のとれたまちづくりが求められています。

— 人々を魅了する都市の美しさの創出 —

魅力ある都市は、格差のない居住環境の創出といった都市の調和だけでなく、本市に住む人々や訪れる人々の情緒に訴える都市としての一体的な美しさを創出することが重要になります。

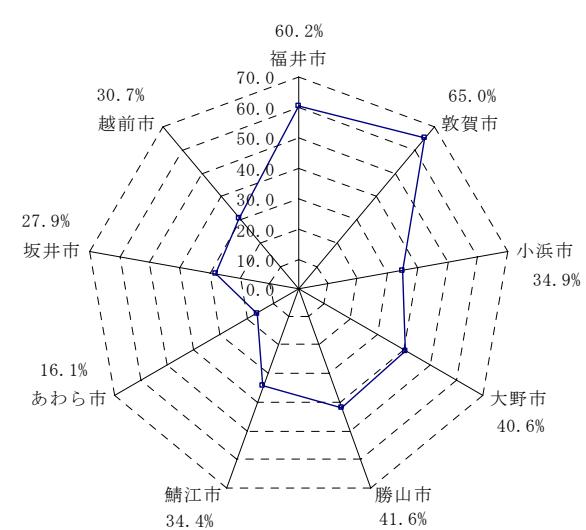
そこで、本市が、市民をはじめとした様々な人々を魅了する一体的な美しさを形成するため、都市としての景観に一層配慮するとともに、地域の歴史や風土を継承していく観点から、地域住民と協働していくことが求められています。

◆ 図表1-1 本市の土地利用の状況



※出所：福井県土地利用現況調査

◆ 図表1-2 県内市的人口集中地区の人口の割合



※出所：福井県の都市計画

【基本的な方向性】

(1) 計画的な土地利用の推進

人口減少・超高齢社会や郊外におけるスプロール化、そして大規模災害等に対応したまちづくりを進めていくために、コンパクトシティの形成を前提として、敦賀市土地利用調整条例等の規制誘導策を活用するとともに、新しい敦賀市都市計画マスター プランやハザードマップ等の作成や見直しを通じて、計画的で秩序ある、安心・安全な土地利用を推進していきます。

(2) 調和のとれたまちづくりの推進

都市としての重要な要素である調和のとれたまちづくりを進めるために、各地域の個性や役割分担に配慮し、郊外の生活基盤の整備を確実に行うことで、市内の居住環境に極端な格差が生じないようにします。

(3) 都市としての美しさの創出

都市の魅力の重要な要素である都市としての一体的かつまとまりのある美しさを創出するために、敦賀市景観条例等を推進するとともに、地域住民が自らの手で作成する景観形成推進計画に基づき、地域住民との協働により魅力ある景観の維持・形成に取組んでいきます。

○ 市街地の活性化

【現況と課題】

本市は、これまで経済成長を背景とした開発により、市街地を拡大化してきましたが、ライフスタイルの多様化や商業機能の郊外化等によって、中心市街地をはじめとする市街地の活力の低下が問題となっています。

－ 市街地のにぎわいの喪失 －

本市の市街地は、特に商業機能の側面において大規模集客施設等をはじめとした商業施設の郊外への立地が顕著で、それに伴い商業機能の低下や空き店舗の増加、そして歩行者通行量の減少といったにぎわいの喪失に直面しています。

このことは、次の図表2-1に示すとおり、商店数や従業者数が中心市街地で減少している一方で、郊外をはじめとする中心市街地以外の地域において大きく増加していることからもうかがえます。

そして、人口減少と急速な高齢化の中で、市内における購買力の減少が予測されることから、既成市街地と郊外の市街地は、ともに活力を失うことがないように市街地の活性化に取組むことが求められています。

－ 市街地の活性化の意義と必要性 －

市街地は市民の主たる居住地域、商業地域であるだけでなく、都市の顔としての役割を担っていることから、市街地のにぎわいの喪失は商業をはじめとした本市産業の活力の低下だけでなく、本市全体の魅力の減少につながることが危惧されます。

そのため、中心市街地を核とした既成市街地の再整備は、本市のまちづくりの基盤整備において中核を担うとともに、喫緊の課題であると言えます。

また、都市は、その時代に応じた価値観や社会経済環境を背景として、刻々と変化していくものであるため、市街地の区域やその整備方針等については、不変的なものとするのではなく、時代の要請に応じて対応していく柔軟性が求められます。

【基本的な方向性】

市街地のにぎわいの創出という課題に対処するために、市街地の活性化として次の基本的な方向性を定めます。

(1) 市街地の区域と整備方針等の設定

社会経済環境の変化に的確に対応するよう、重点的に整備を進めていく市街地の区域やその整備方針等については、駅西地区土地区画整理事業や駅西地区交流拠点施設の整備といった具体的な取組を見据えた上で、新しい敦賀市都市計画マスターplanや敦賀市中心市街地活性化基本計画の見直しを通じて設定していきます。

(2) 中心市街地の一体的整備

敦賀市中心市街地活性化基本計画において設定する中心市街地を本市のまちづくりの中核となる地域とし、敦賀駅舎交流施設や駅西地区交流拠点施設の整備、景観形成推進計画に基づく景観形成整備事業、そして敦賀港周辺における交流拠点の形成によって中心市街地の一体的整備を行います。

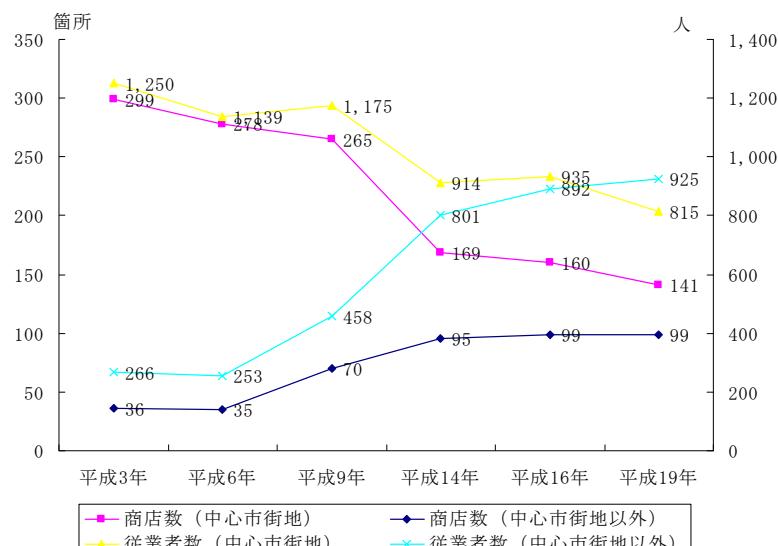
(3) 中心市街地の活性化

中心市街地の活性化のためには、基礎的な居住環境の向上や定住の促進だけでなく、拠点となる施設の整備をはじめとした多様な都市機能の充実とともに、にぎわいの創出を図ることで、商業機能の活性化につなげていく必要があります。

そのため、民間と協働した優良賃貸住宅の整備等により人口回帰と定住を促進するとともに、敦賀駅周辺や敦賀港周辺等での多極的な交流拠点の形成と各拠点間における来街者の回遊による人が行き交うにぎわいを創出します。

そして、これらの取組を通じて、商業機能の側面においても、中心市街地における購買力の拡大と安定を図るとともに、地元商店街によるイベント等の開催の支援や空き店舗対策を実施し、魅力ある商業地域としての再生を目指します。

◆ 図表2-1 本市の商店数・従業者数の推移



※出所：商業統計調査

◆ 図表2-2 中心市街地の区域と主な事業計画



○ 地域活力の基盤となる交通網の整備

【現況と課題】

都市の発展においては、他の都市との交流と連携の基盤となる交通体系の整備と進展が非常に重要な要素となります。とりわけ本市は、港と山岳に囲まれた隔絶性の高い地勢にあることから、特に工業、商業をはじめとする各種産業の流通網として機能する陸上交通網の発達は、本市の発展を決定的に左右するものであると言えます。

－ 広域交通網の変革 －

現在、本市は、平成18年のJR直営化開業をはじめとして、舞鶴若狭自動車道の開通が目前に迫るなど、大きな広域交通網の変革期にあると言えます。これは、本市の居住地域や生活行動等の広域化・高次化の契機となるもので、本市の今後の発展を担う非常に重要な変革であると言えます。

そのため、産業振興をはじめとした各分野の交流と発展、そして交流・流入人口の拡大の基盤となる広域交通網の整備を着実に進めていく必要があります。

－ コンパクトなまちづくりと公共交通サービスの重要性 －

本市とそれ以外の地域を結ぶ広域交通網の整備促進と並んで重要なのが、市内における地域間アクセスの利便性向上です。特に、公共交通サービスは、各地域を結ぶ役割を担うことから、都市機能等を集約するコンパクトなまちづくりを実現する上で、重要な要件となります。さらに、急速な高齢化を背景として、自分で運転することができない人々の増加が予測されることから、公共交通サービスの充実化が喫緊の課題となっています。

－ 市内道路網ネットワークの構築の重要性 －

市内の地域間のアクセス向上は、渋滞解消や市内の移動時間・費用の縮減による物流の円滑化といった生活環境の向上や産業の振興といった側面において、非常に重要な要素となります。

そのため、幹線道路等を整備し、市内の道路網ネットワークを充実化していくことが重要となります。

【基本的な方向性】

市内外のアクセス向上は、広域的な交流と連携の促進、そして物流コストの低減等の効果をもたらすことから、地域の発展を展望する上で決定的に重要な要素となります。

そこで、地域活力の基盤となる交通網の発展における基本的な方向性として次のことを定めます。

(1) 広域交通網の整備促進

鉄道においては北陸新幹線の早期実現や運行本数の増加をはじめとしたJR在来線の利便性向上について関係機関への要請を行うとともに、道路においては舞鶴若狭自動車道の早期開通等について関係機関への要望を行うことにより、本市の発展のきっかけとなる広域交通網の基盤整備を促進します。

また、特に舞鶴若狭自動車道においては、栗野地区におけるスマートインターの実現に向けて取組み、一層の利便性向上と交流機会の増大を目指します。

(2) 市内の公共交通サービスの充実と利用促進

地域間のアクセスの向上だけでなく、急速な高齢化を背景とした自ら交通手段を持たない方々の増加に対応する上で、コミュニティバスをはじめとして、誰でも利用しやすい公共交通サービスを提供していきます。

また、その安定的な運営を担保するため、一層の利用促進を行います。

(3) 市内幹線道路の整備

市民生活や産業活動における安全性の向上や、移動時間の短縮等による効率性を高めるために、中央沓見線、白銀岡山線、西浦1、2号線をはじめとした市内の主要幹線道路の整備を推進します。

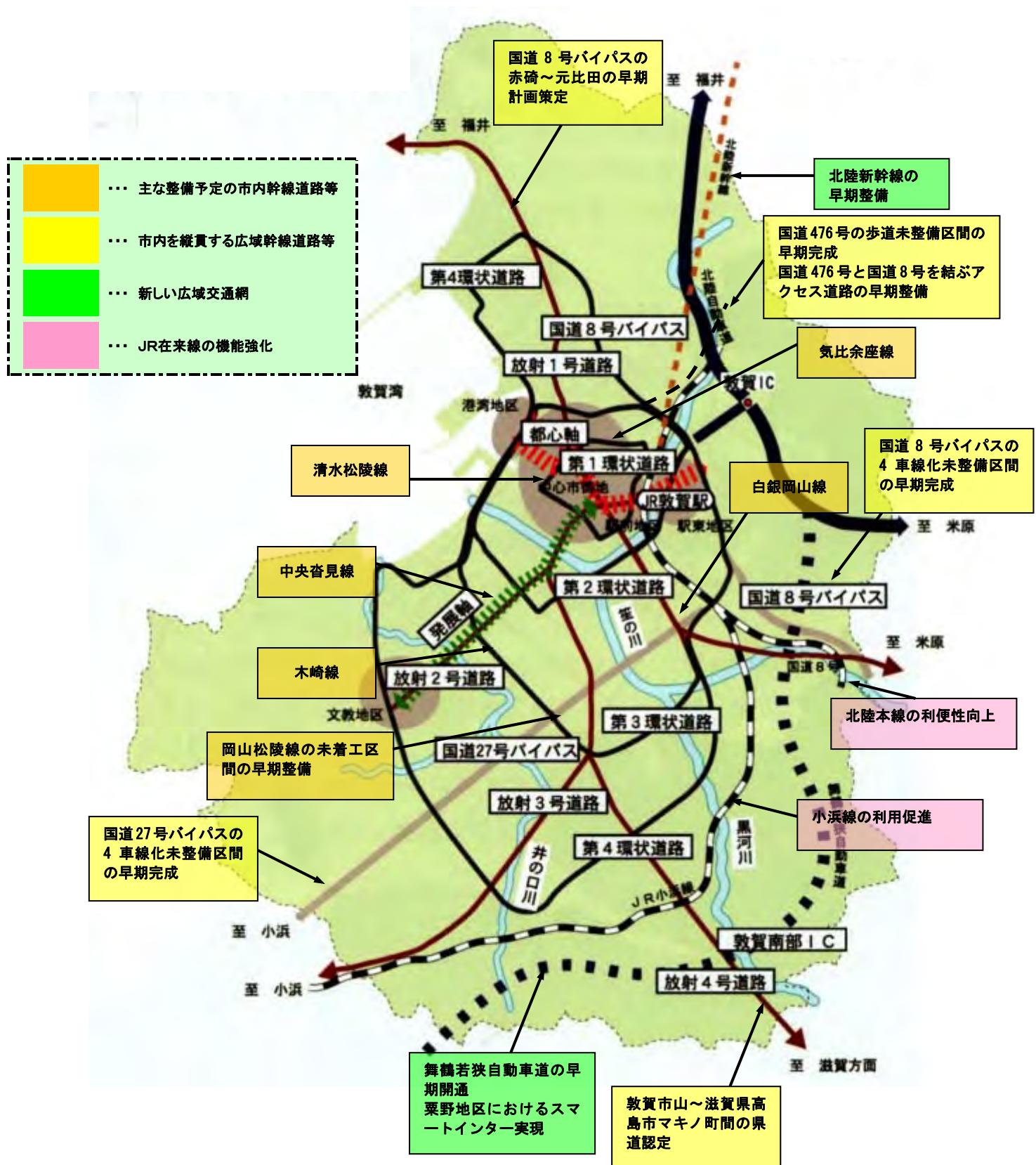
また、これらの主要幹線道路の整備については、本市の道路網構想における位置づけやその効果の検討に基づいて行っていきます。



コミュニティバス



◆ 図表3 道路網等構想図



○ 基礎的な居住環境の整備

【現況と課題】

全ての市民が快適で豊かな生活を送るために、まず生活の中心、基礎となる住宅の安全性や快適性が求められるとともに、それを取り巻く周辺環境が整っている必要があります。

－ 質の高い住宅の整備 －

これまで、わが国は、経済的発展と人口増加を背景として、就業者の流入人口の増加等に対応するため、量的な供給を前提とした公的な住宅の整備が重要な行政サービスであったと言えます。本市においても、市民が豊かな住環境を享受できるよう、市営住宅の整備・供給を行ってきました。

しかし、人口減少・超高齢社会の中で、新たに公的な住宅を整備・供給することで、量的な拡大を図るというよりは、入居者の高齢化等に対応するバリアフリー化といった安全性の確保をはじめとした質的な向上が求められています。

また、都市の活性化に視点を移すと、市街地のにぎわいを創出するために、中心市街地への人口回帰を支援する取組を行政と民間が協働して行うことが重要な課題となっていきます。

－ 周辺環境の整備 －

市街化が進展する中で、緑地をはじめとする公共的な空間は、身近に自然と触れ合い、住生活に癒しと潤いを与える場として、重視されてきました。

その中でも、とりわけ公園の整備等は行政が主体となって、その中心的役割を担うものであるといえます。また、核家族化が進行し、地域コミュニティのつながりが希薄化する中で、公園はこれまでのように都市と自然環境が融合する場としてだけでなく、地域のコミュニティのつながりを再生する活動の場としての役割が期待されています。

さらに、質の高い居住環境を支える上で、個々の住宅とその周辺の都市機能とのアクセスをいかに高めるかといった視点が重要となります。そのため、様々な都市機能につながる幹線道路と個々の住宅を結ぶ生活道路等を整備・充実していくとともに、安全性の確保等に向けて、適切な維持管理を行っていく必要があります。

◆ 図表 4－1 本市の市営住宅等の状況

・市営住宅の状況

(平成22年4月1日現在)

| 住宅の種類 | 公営住宅 | 改良住宅他 | 特定公共 賃貸住宅 | 合 計 |
|-------|-------|-------|--------------|-------|
| 戸 数 | 1,194 | 482 | 8 | 1,684 |

※住宅政策課

・優良賃貸住宅の状況

(平成22年4月1日現在)

| 住宅の種類 | 一般向 | 高齢者向 | 合 計 |
|-------|-----|------|-----|
| 棟 数 | 7 | 2 | 9 |
| 戸 数 | 54 | 25 | 79 |

※住宅政策課

※優良賃貸住宅は、市等が補助し民間が建設した住宅です。

◆ 図表 4－2 本市の公園の種類と公園数

(平成22年4月1日現在)

| 公園の種類 | 公園数 | 面積 |
|-----------|-------|---------|
| 都市公園 | 40カ所 | 138.6ha |
| 総合公園 | 2 | 99.5 |
| 運動公園 | 1 | 23.1 |
| 近隣公園 | 3 | 8.2 |
| 街区公園 | 31 | 6.6 |
| 都市緑地 | 1 | 1.0 |
| 広場公園 | 2 | 0.2 |
| 児童遊園地 | 10カ所 | 0.5ha |
| 開発行為による緑地 | 83カ所 | 2.7ha |
| 合 計 | 133カ所 | 141.8ha |

※都市整備課



【基本的な方向性】

質の高い居住環境を実現するためには、個々のライフスタイルに応じた住生活の安全性や快適性はもちろんのこと、個人と地域とのつながり、地域と都市のつながりという地域生活の要素が満たされる必要があります。

そこで、これらの要素を満たすための基盤整備として、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 質の高い住宅の整備と定住促進

住宅の整備については、人口減少・超高齢社会の中で、これまでの人口増加等を背景とした公的な住宅の量的拡大から、入居者の高齢化やライフスタイルの多様化等に対応するバリアフリー化といった質的向上に転換するとともに、中心市街地への人口回帰を支援する家賃補助をはじめとしたまちなか居住の推進に取組みます。

(2) 公園の整備と利活用等

市街化の進展等に伴い、公園に人と都市そして自然を結ぶ多面的な役割を果たすことが求められている中で、都市公園等の整備を行うだけでなく、「自分達の公園」として愛着のもてる存在となるよう、地域住民との協働による利活用や維持管理を検討していきます。

(3) 生活道路等の整備と適正な維持管理

生活道路や歩道等は、住宅と様々な都市機能を結び、人と都市をつなぐ最も基礎的な基盤であると言えます。

そのため、生活道路等については、高齢者や障がい者をはじめとした交通弱者に配慮した整備・改良を行うとともに、消雪施設の整備や迅速な除雪体制の充実・強化をはじめとした質の高い維持管理を行うことで、市民が利用しやすい環境整備を行っていきます。

○ 港の活性化

【現況と課題】

敦賀港は、本市の地域経済を支えるだけでなく、本市の文化そのものを創造してきました。その中で、本市の発展は、敦賀港の発展とともにあったと言えます。

－ 敦賀港に期待される役割とその重要性 －

近年、東アジア地域は、世界各国からの直接投資を梃子に生産ネットワークが構築され、世界の工場となりつつあるとともに、高成長により市場としての魅力も高まり、さらなる投資を呼ぶといった好循環が形成されています。

このような東アジア地域の目覚しい発展を背景として、平成20年7月に国土交通省より発表された「国土形成計画」において、その戦略目標の一つとして「東アジアとの円滑な交流・連携」が定められることになりました。

敦賀港は、後背地に京阪神と中京といった2大都市圏を有する国際港であり、その存在価値は非常に高まっていることから、本市が属する北陸圏だけでなく、ひいては我が国全体の発展を牽引するグローバルな物流拠点都市（ロジスティックセンター）となることが期待されています。そして、現在、敦賀港は鞠山南地区多目的国際ターミナルの完成・供用開始といった港自体の高度化だけでなく、国道8号・27号バイパスをはじめとした港を取り巻くアクセス網の整備によって、ハード面における取組が順調に進んでいます。

－ 本市の独自性を発揮した利用促進の重要性 －

敦賀港の課題は、ハード面の進捗と相応した利用促進活動をはじめとするソフト面の取組であると言えます。敦賀港の利用促進においては、他の地域との広域的な連携の中で、本市がその独自性を発揮することで、いかに日本海側における港湾都市としての存在感を増大させていくかということが重要となります。

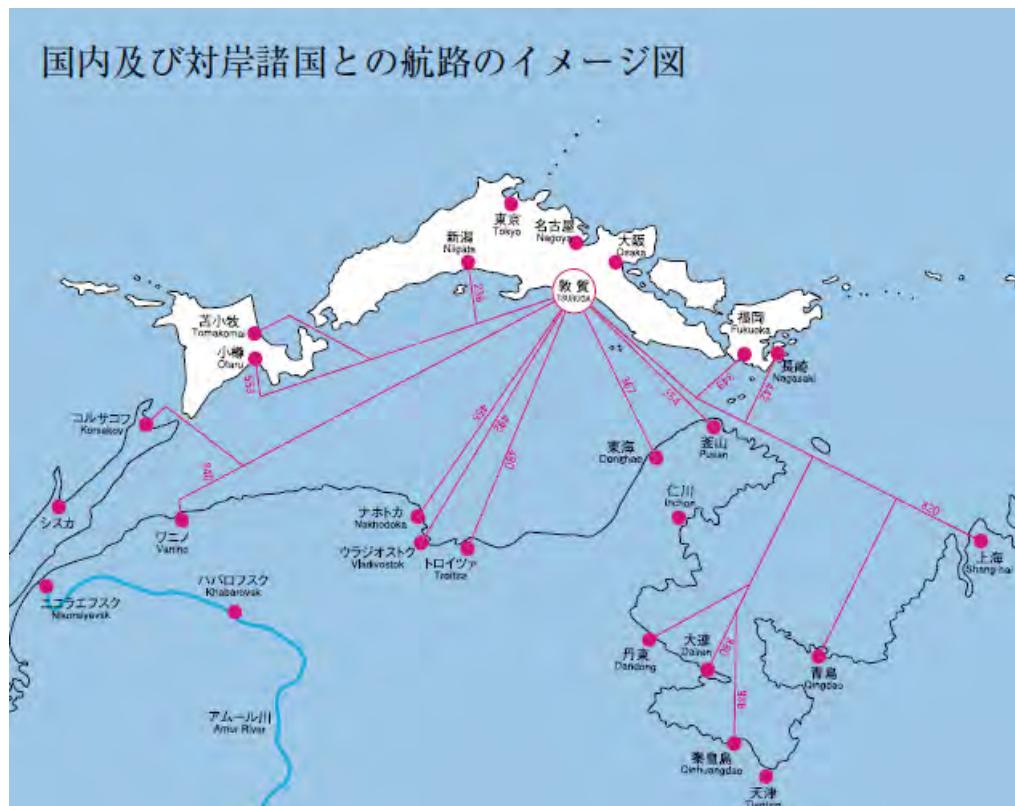
このことから、新たな広域交通網の整備によって後背に控える京阪神・中京大都市圏との一層のアクセス向上が期待される中で、本市の地理的優位性といった独自性を最大限発揮するような利用促進策を実施していくことが求められています。

一 にぎわいを創出する空間としての敦賀港 一

敦賀港は、港まちとしての本市の歴史・文化を象徴するものであると言えます。そして、敦賀港周辺には、旧大和田銀行である博物館、赤レンガ倉庫、ランプ小屋といった建造物をはじめとして、港まちとしての往時の風情が残されていることから、敦賀港の活性化策として、観光やレジャー機能を重視した整備を行うことに、市民から高い期待が寄せられています。

このことから、敦賀港とその周辺地域においては、市民の憩いの場としてだけでなく、観光振興の一翼を担うようなにぎわいを創出する港湾空間として整備することが求められています。

◆ 図表 5－1 敦賀と国内及び対岸諸国との航路のイメージ図



※出所：敦賀市市勢要覧 2010

【基本的な方向性】

現在、敦賀港は、鞠山南地区多目的国際ターミナルの完成と供用開始、そして舞鶴若狭自動車道をはじめとした交通網の発展によるアクセス強化から、高度化の一つの節目を迎えると考えられます。

のことから、港の活性化として、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 港の利用促進

後背に控える京阪神・中京大都市圏との高い近接性を有し、経済成長著しい東アジア地域と接する日本海側の重点港湾といった敦賀港の独自性を一層發揮するように、関係機関との連携を図りながら、戦略的なポートセールス活動を積極的に展開するとともに、新規航路開拓や、敦賀港を利用する荷主及び船会社に対する助成等といった利用促進を推進します。

(2) 港の整備促進

敦賀港を活用した産業振興といった本市の潜在能力を一層發揮するために、鞠山南地区多目的国際ターミナルの整備や港内の安全性等を確保するための防波堤等の外郭施設整備をはじめとする敦賀港港湾計画の実現化に向けた整備を促進することで、敦賀港の一層の利便性向上を実現します。

(3) 港まちとしての魅力の創出

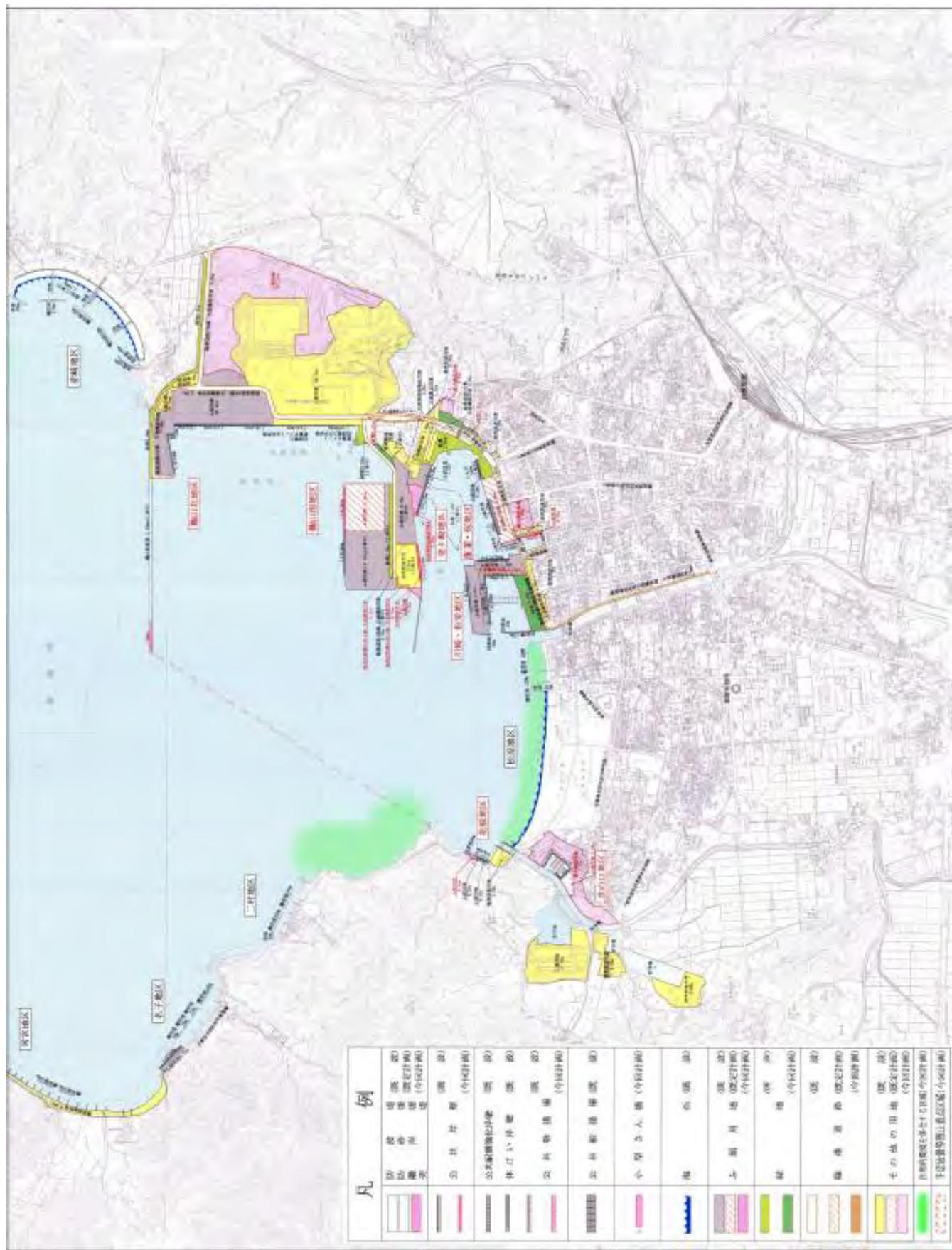
赤レンガ倉庫や人道の港 敦賀ムゼウムをはじめとした港まちとしての趣が残る施設を、交流拠点都市としてふさわしい人的交流を促進する資源として捉え、それらを活かしながら、敦賀港とその周辺地域を人が行き交うにぎわいの交流拠点として整備することで、港まちとしての魅力の創出を目指します。



◆ 図表 5-2 敦賀港及びその周辺地域の主な事業計画



◆ 図表 5-3 敦賀港港湾計画図



生 活 環 境 關 係

○ 環境の保全と持続可能な開発

【現況と課題】

戦後におけるめざましい経済成長の結果、私たちは物質的な豊かさを享受することとなった反面、その発展の副産物として、自然環境に対する負荷等の環境問題が表面化してきました。

－ 現代の環境問題 －

わが国で、環境問題が注目されることとなったのは、産業活動が直接環境を阻害する公害問題がきっかけでしたが、現代においては、あらゆる経済社会の主体が物質的な豊かさを追及する過程で形成された大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動等によって、自然の物質循環の許容量を超え、それを阻害することから生じる環境問題がクローズアップされています。

この結果、現代の環境問題は、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等の地球環境問題や、都市・生活型公害等に多様化、複雑化しています。

－ 持続可能な開発への転換 －

このようなことから、経済的な発展と自然環境の保全との両立を目指す「持続可能な開発」という考えが注目されています。「持続可能な開発」とは、環境と開発は互いに反するものではなく共存し得るものとして捉え、様々な分野で環境と経済活動等が互いに助け合う形に変えることで、持続的な発展への転換を促すもので、これから環境保全の取組の重要な道しるべとなるものです。

こうした考え方に基づき、本市においても持続可能な生産・消費形態への転換が求められる中で、自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」を形成していく必要があります。

そして、それを実現する上で、本市の豊かな自然環境の保全に取組むことはもちろんのこと、地球温暖化問題に対応し、温室効果ガスの排出量を削減する「低炭素社会」の形成とあわせて、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の形成を図るなど、環境の保全を前提とした総合的な取組により、「持続可能な社会」を構築していく必要があります。

－ 環境に配慮した開発 －

本市が行う生活基盤を支える開発のうち、公衆衛生や生活環境の改善、水資源の保護等の多岐にわたる環境面との両立を図る必要がある代表的なものとして、上下水道の整備が挙げられます。

上下水道の整備は都市のライフラインを支え、快適で豊かな生活を送る上で、不可

生活環境関係

欠なものである一方で、その整備にあたっては水循環をはじめとした環境に与える影響と得られる効果に配慮しながら取組んでいく必要があります。

◆ 図表 6-1 本市のごみ排出量の推移

| 区分 | | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 分別ごみの種類 | もやせるごみ | 21,509 | 21,605 | 21,846 | 21,939 | 20,947 | 21,284 | 21,350 | 21,525 | 20,623 | 19,956 |
| | 資源ごみ | 2,840 | 2,969 | 2,877 | 2,642 | 2,485 | 2,423 | 2,400 | 2,265 | 2,126 | 1,905 |
| | ペットボトル | — | — | — | 165 | 179 | 180 | 216 | 233 | 243 | 256 |
| | 粗大ごみ | 2,452 | 2,213 | 2,183 | 2,577 | 3,353 | 3,443 | 3,442 | 2,622 | 2,698 | 2,614 |
| | 小型複合ごみ | 187 | 172 | 179 | 182 | 185 | 170 | 130 | 120 | 81 | 80 |
| | 埋め立てごみ | 317 | 309 | 275 | 395 | 451 | 415 | 341 | 225 | 210 | 168 |
| | 水銀含有ごみ | 46 | 46 | 52 | 43 | 43 | 43 | 43 | 45 | 39 | 39 |
| | 軒下側溝汚泥 | 356 | 266 | 267 | 283 | 295 | 280 | 274 | 251 | 230 | 325 |
| | 魚腸骨 | 1,275 | 1,221 | 1,206 | 1,240 | 1,256 | 1,111 | 1,618 | 343 | 295 | 270 |
| | 古紙(ステーション収集) | 33 | 63 | 194 | 427 | 494 | 541 | 532 | 516 | 478 | 799 |
| 収集量合計 | | 29,015 | 28,864 | 29,079 | 29,893 | 29,688 | 29,890 | 30,346 | 28,145 | 27,023 | 26,412 |
| 処理方法 | 焼却量 | 25,811 | 27,396 | 27,325 | 27,297 | 27,083 | 27,778 | 28,590 | 28,325 | 26,844 | 25,147 |
| | 資源ごみ選別処理量 | 2,840 | 2,969 | 2,877 | 2,642 | 2,485 | 2,423 | 2,400 | 2,265 | 2,126 | 1,905 |
| | 粗大ごみ等処理量 | 2,777 | 2,511 | 2,512 | 2,951 | 3,698 | 3,747 | 3,704 | 2,894 | 2,935 | 2,846 |
| | ペットボトル処理量 | — | — | — | 165 | 179 | 180 | 216 | 233 | 243 | 256 |
| | 資源回収量 | 2,495 | 2,246 | 2,372 | 2,505 | 2,473 | 2,411 | 2,409 | 2,185 | 2,202 | 2,441 |
| | 埋立量 | 4,691 | 4,673 | 4,271 | 4,407 | 4,662 | 4,427 | 4,620 | 4,351 | 4,342 | 6,049 |
| | 魚腸骨 | 1,275 | 1,221 | 1,206 | 1,240 | 1,256 | 1,111 | 1,618 | 343 | 295 | 270 |
| | 古紙(ステーション収集) | 33 | 63 | 194 | 427 | 494 | 541 | 532 | 516 | 478 | 799 |
| 処理量合計 | | 39,922 | 41,079 | 40,757 | 41,634 | 42,330 | 42,618 | 44,089 | 41,112 | 39,465 | 39,713 |

※清掃センター

◆ 図表 6-2 本市の水道、下水道、合併処理浄化槽の状況

(平成21年度末現在)

| 区分 | | 普及率 (%) | 導送配水管、排水管延長 (km) | 年間総配水量、総処理水量 (千m ³) | 浄化槽設置基数 (基) |
|-------------|------------|------------|---------------------|------------------------------------|----------------|
| 水道 | 上水道事業 | 97.5 | 395 | 11,260 | — |
| | 簡易水道事業 | 2.4 | 34 | 232 | — |
| 下水道 | 公共下水道事業 | 73.9 | 276 | 7,887 | — |
| | 農業集落排水事業 | 2.7 | 27 | 196 | — |
| | 漁業集落環境整備事業 | 0.3 | 3 | 30 | — |
| 合併処理浄化槽設置事業 | | 4.8 | — | — | 1,127 |

※上水道課、下水道課

※普及率は、行政区域内現在人口に占める割合によって算出しています。



天筒浄化センター

【基本的な方向性】

現在、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動等による物質循環の阻害といった現代の環境問題に対処する上で、環境と開発は互いに共存し得るものとして捉える「持続可能な開発」が重要な考え方となります。

そこで、環境の保全と開発とのバランスに配慮し、経済社会活動等を自然と調和したものとするため、「自然共生社会」の形成に向けて、次の基本的な方向性を定めます。

(1) 自然環境保全の推進

本市は、三方を山林に囲まれ、前面は日本海を臨む豊かな自然環境を保有しています。この自然環境は、現在世代の財産というだけでなく、次代を担う将来世代の財産でもあります。

そこで、次世代に本市の豊かな自然を継承するため、中池見に代表される生物多様性の保全等といった自然環境の保全を推進していきます。

(2) 低炭素社会の形成

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て最も重要な環境問題であり、その原因は日常生活や経済活動から排出される温室効果ガスの増加であるとされています。

そこで、市民、事業者、行政が一体となって地球環境への配慮を徹底し、生活の豊かさを実感しながら温室効果ガスの排出量を削減する低炭素社会の形成を推進します。

(3) 循環型社会の形成

現在の大量生産・大量消費型の社会から発生する廃棄物による、処理施設への負担や最終処分場残余容量の逼迫、不法投棄等の不適正処理は本市にとって喫緊の課題となっています。

そこで、清掃センター施設の延命化や廃棄物の不法投棄の監視強化を行うことで、廃棄物の適正処理を推進するとともに、地域の自発的な分別や資源回収を奨励することによって、地域、市民と協働した3R活動（リデュース：排出抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組を具体化し、循環型社会の実現を目指します。

(4) 生活環境保全の推進

本市は、平野部が狭小であることから、そこに居住地域、商業地域、工業地域が集中するという特性があります。その結果、多様な用途をもった施設が混在しやすく、生活環境が阻害される危険性があります。

そこで、きれいな空気、清らかな水といった生活環境の基礎的な要素を保全する活動として、環境汚染に関する監視等を継続していきます。

(5) 良質な水の安定供給の確保

本市は地下水に恵まれ、その良質な水を水源とし上水道を整備しています。この豊かな地下水の水質・水量を監視し、安定した供給に努めるとともに、市立敦賀病院をはじめとした重要給水施設への管路の耐震化といった災害に強い施設の整備を図ります。

(6) 下水道等の整備

公共用水域の水質を保全し快適な生活環境を維持するため、周辺環境との調和に配慮しつつ、公共下水道、農業・漁業集落排水及び合併処理浄化槽の未普及地域の整備を図るとともに、既存施設の適正管理に努めます。

また、近年の異常降雨に対応し、市民の生命と財産を守るため、浸水対策を図ります。

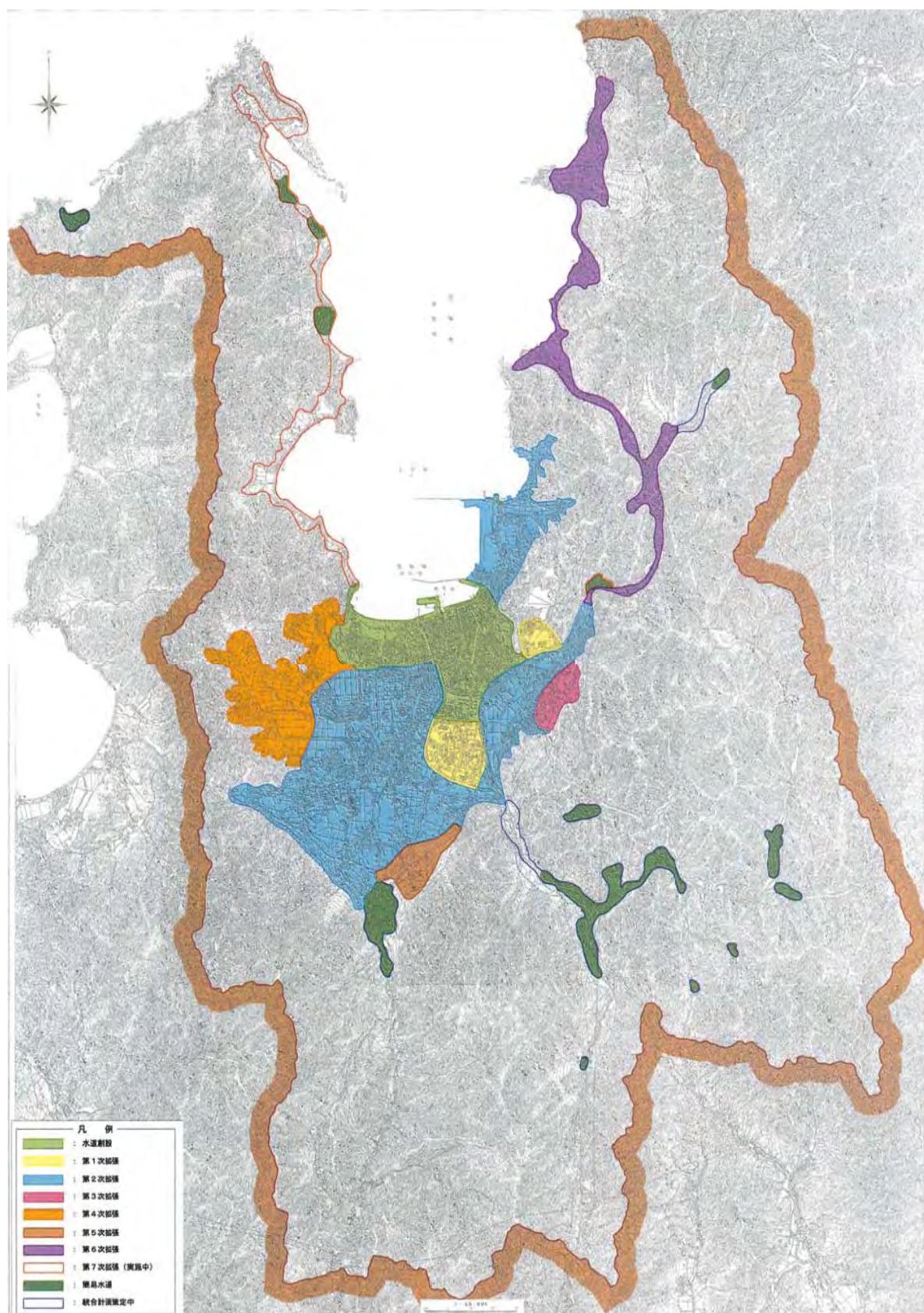


中池見

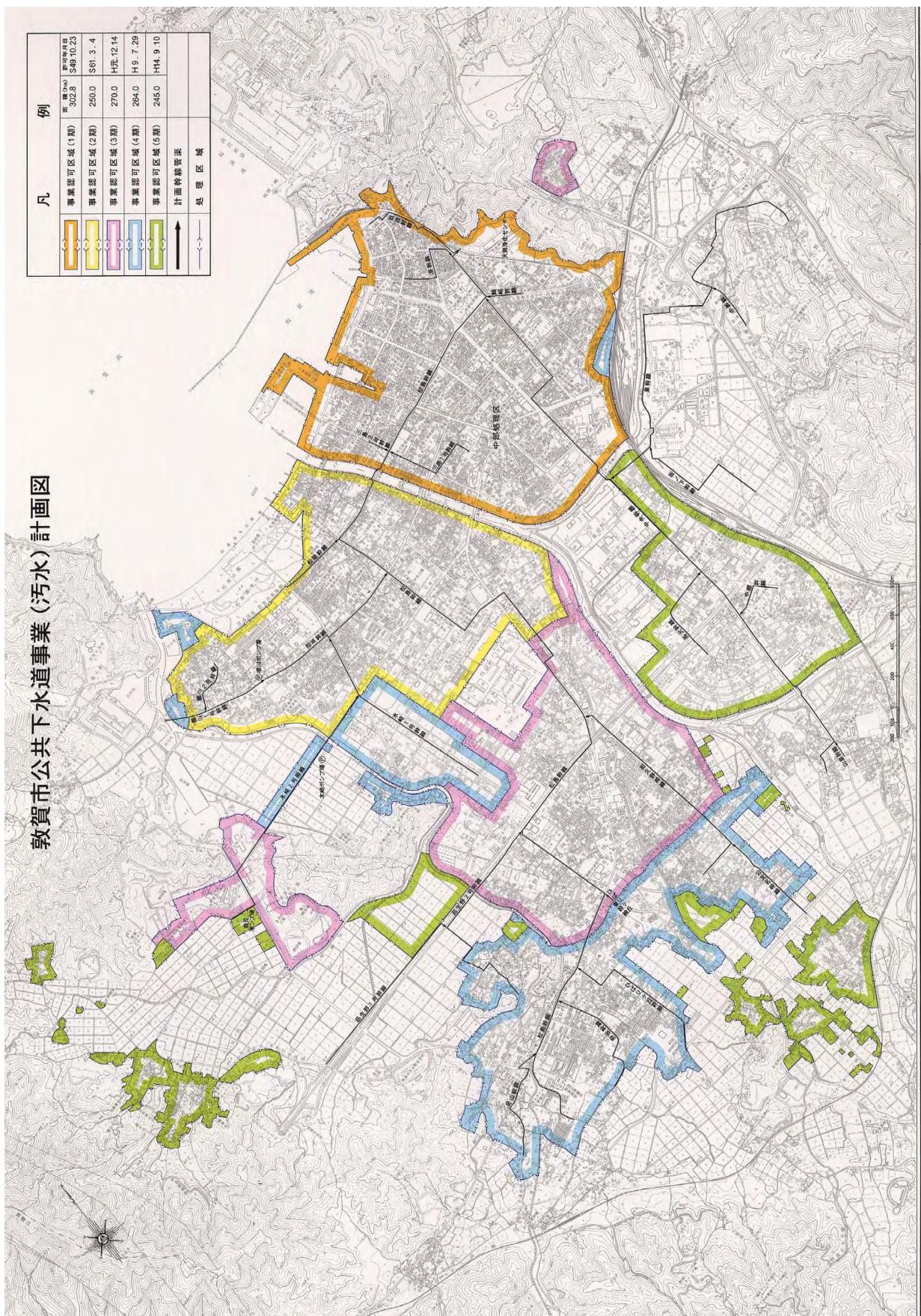


清掃センター

◆ 図表 6-3 敦賀市水道給水区域図



◆ 図表 6-4 敦賀市公共下水道事業（汚水）計画図



○ 消防活動の充実

【現況と課題】

わが国において、日常の生活における最も大きな脅威は火災や自然災害をはじめとする各種災害であると言えます。本市においても、それらに対処し、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防施設や消防車両の整備をはじめとする総合的な消防力の充実に努めてきました。

－ 多様な主体による消防体制の必要性 －

平成 7 年の阪神・淡路大震災以来、わが国の消防力は、大規模自然災害等に対する消防機関（消防本部、消防署、消防団）の広域的な連携体制づくりを中心に強化が図られてきました。

しかし、都市化の進展や市街地の膨張、個人のライフスタイルの多様化に伴う核家族化、そして高齢化による高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加等から、消防機関だけでは十分な対応ができない状況となっています。このことから、自治会や町内会を単位とした市民の自主防災組織やボランティア団体といった多様な主体による、自助・共助に基づいた消防・防災体制を整えることが求められています。

地域における各主体が連携することで、「地域密着性」を発揮し、消防機関をはるかに上回る人員を動員することができる「要員動員力」により、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災をはじめとした広域的な自然災害においてもその効果を発揮することが期待されます。

－ 急増する救急業務への対応の必要性 －

また、核家族化や高齢化により、救急に対する需要が年々増加傾向にあります。

のことによって、近年、救急業務が急増し、全国的に、現場到着や病院収容までに要する時間が遅延傾向にあるという問題が生じてきました。

そのため、搬送途上における高度な応急処置を可能とするような体制の整備や、消防と市立敦賀病院をはじめとする救急指定病院、関係医療機関との間の一層の連携強化が重要な課題になると考えられます。



【基本的な方向性】

市民生活において最も大きな脅威である火災や大規模災害等に対処するためには、消防施設や消防力の高度化・強化だけでなく、市民一人ひとりが地域ぐるみで消防の担い手となる体制づくりが必要になります。

そのため、次の事項を基本的な方向性とします。

(1) 消防力の充実強化

火災だけでなく、東日本大震災をはじめとする大規模災害等に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするために、消防車両をはじめとする装備が整っていることが必要となります。

そこで、消防車両等の計画的な更新や消防団車庫・詰所の整備をはじめとした、装備の近代化といった消防力の充実強化を図ります。

(2) 地域の消防力の充実強化

地域のつながりが希薄化し、高齢者単身世帯等が増加している現状において、消防機関のみでは、十分に消防活動の実を上げることはできない状況となっています。

そこで、消防活動の多様な担い手として、消防団をはじめとした地域ぐるみでの消防活動を行う体制づくりや活動の支援を充実していきます。

(3) 増加する救急業務への対応

急速な高齢化により、本市においても救急業務が年々増加傾向にあります。

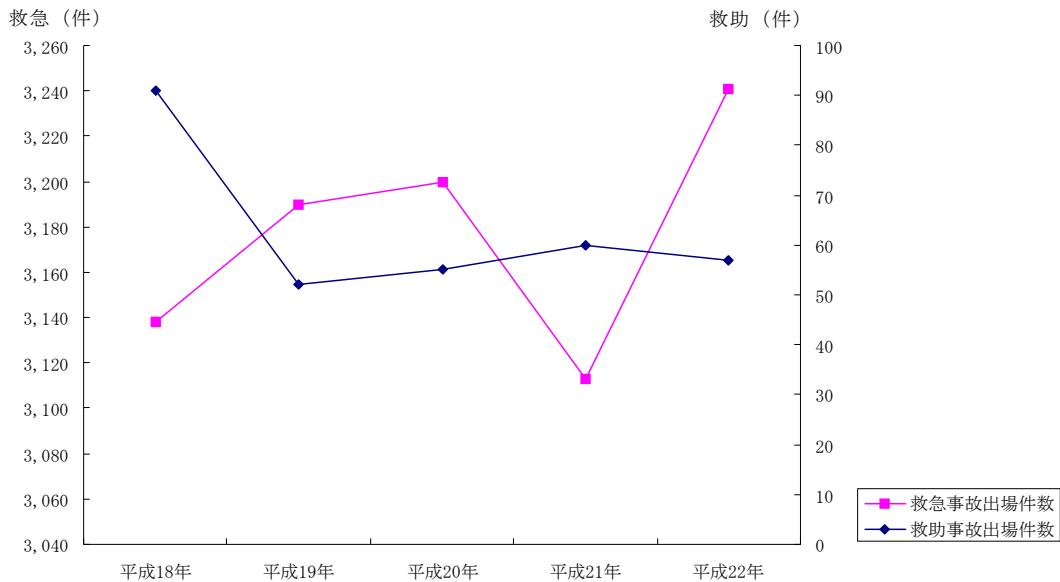
そこで、救急現場及び搬送途上で高度な応急処置を行うことを可能とする装備の充実をはじめとして、増加する救急業務に的確に対応することができる救急業務体制を整えます。

生活環境関係

◆ 図表 1－1 救急事故・救助事故の発生状況

| 区分 | | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 救急事故 | 火災 | 4 | 8 | 8 | 0 | 1 |
| | 自然災害 | | 1 | 3 | 0 | 3 |
| | 水難 | 18 | 10 | 16 | 16 | 14 |
| | 交通事故 | 336 | 353 | 349 | 295 | 295 |
| | 労働災害 | 35 | 30 | 34 | 24 | 31 |
| | 運動競技 | 19 | 21 | 27 | 15 | 21 |
| | 一般負傷 | 418 | 442 | 437 | 448 | 446 |
| | 加害 | 15 | 11 | 15 | 7 | 5 |
| | 自損行為 | 34 | 32 | 41 | 44 | 35 |
| | 急性病 | 1,882 | 1,965 | 1,948 | 1,930 | 2,064 |
| | その他 | 377 | 317 | 322 | 334 | 326 |
| 出場件数 計 | | 3,138 | 3,190 | 3,200 | 3,113 | 3,241 |
| (参考) 搬送人員 | | 3,064 | 3,103 | 3,113 | 2,952 | 3,042 |
| 救助事故 | 火災 | 27 | 13 | 11 | 11 | 13 |
| | 交通事故 | 46 | 28 | 27 | 32 | 25 |
| | 水難事故 | 6 | 5 | 6 | 9 | 7 |
| | その他 | 12 | 6 | 11 | 8 | 12 |
| | 出場件数 計 | 91 | 52 | 55 | 60 | 57 |
| | (参考) 救助人員 | 33 | 23 | 28 | 19 | 15 |

※敦賀美方消防組合



◆ 図表 1－2 火災発生の状況

| 区分 | 単位 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|---------|----------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 出火件数 | 件 | 31 | 24 | 23 | 17 | 35 | 31 | 32 | 20 | 20 | 20 |
| 損害額 | 千円 | 62,655 | 26,130 | 60,885 | 24,934 | 50,759 | 30,985 | 27,871 | 37,176 | 3,380 | 32,069 |
| 建物焼損面積 | m ² | 1,202.38 | 307.15 | 711.3 | 36.2 | 184.9 | 469.4 | 405.0 | 738 | 27 | 838.73 |
| 建物焼損表面積 | m ² | 108.4 | 7.44 | 45.93 | 1.2 | 0.4 | 22.6 | 18.8 | 16.1 | 4.3 | 56.9 |
| 林野焼損面積 | a | 340.21 | 6.5 | 0.0 | 0.2 | 4.3 | 0.0 | 154.0 | 0.0 | 2.0 | 0.0 |
| 死者 | 人 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 負傷者 | 人 | 8 | 0 | 4 | 5 | 1 | 4 | 4 | 9 | 0 | 1 |
| 1件平均損害額 | 千円 | 2,021 | 1,089 | 2,647 | 1,467 | 1,450 | 1,000 | 871 | 1,859 | 169 | 1,603 |
| 1日平均損害額 | 千円 | 172 | 72 | 167 | 68 | 139 | 85 | 76 | 102 | 9 | 88 |

※敦賀美方消防組合

○ 災害への対応と美しい郷土の保全

【現況と課題】

－ 災害の危険性と防災対策の必要性 －

本市は、戦後の国土整備や河川改良工事といった治山、治水等の防災対策事業により、大きな自然災害に見舞われることなく、経済発展と都市化が進み現在に至りました。しかし、わが国では、台風や突発的で局地的な豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）等の風水害、そして阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災といった大規模な地震災害をはじめとして、様々な災害が発生しています。

この中でも特に、東日本大震災は、地震はもとより、高い津波によって甚大な被害をもたらしたことから、敦賀断層や柳ヶ瀬断層を震源とする地震が想定され、また日本海の沿岸自治体である本市にとって、大きな衝撃を与えるものでした。

この未曾有の災害を受け、行政機関の防災対策のあり方そのものを抜本的に変えることが予測される中で、国における激甚災害に対する対応等を注視しつつ、本市においても「敦賀市地域防災計画」を再検証することで、確固たる防災体制を整備するとともに、これまで以上に不断の防災対策に取組んでいく必要があると言えます。

－ 災害に強いまちづくり －

これまで、様々な災害要因に対応するために、治山、治水等の災害要因を根本的に除去する抜本的な防災対策事業が中心に行われてきました。しかし、特に都市化が進行した既成市街地において、抜本的な防災対策事業を実施することは財政的負担も大きく、膨大な時間を要するなどの問題があります。

そこで、長期的な視点に立った抜本的な防災対策事業はもとより、公共施設の耐震補強や緊急情報の伝達手段を整備するなど、万が一に災害が発生した場合において、その被害をできるだけ軽減する減災対策に取組むことによって、災害に強いまちづくりを実現することが求められています。

－ 地域の協力体制 －

近年、高齢化や核家族化に伴い、高齢者をはじめとした災害時に自力では避難が困難な方々への対応が一層重要になっていますが、行政だけではその対応に限界があります。特に、平成23年の豪雪時においては、除雪ボランティアをはじめとした市民の主体的な活動や地域の助け合いの重要性が再認識されました。

そのため、啓発活動等を通じて、市民一人ひとりの災害への意識を高めるだけでなく、自主防災組織等の地域住民の助け合いによるきめ細かな体制づくりが求められています。

ー 美しい郷土の保全 ー

市民の自発的な防災への取組は、家族や知人等の生命や財産を守ることだけでなく、この美しい敦賀を守りたいという、郷土に対する愛情や誇りによっても支えられています。

そこで、市民の防災意識を醸成するためにも、美しい郷土を形づくる河川や海岸等の美化や管理を地域と行政が協働で取組んでいくことで、郷土への愛情と誇りを養っていくことが重要となると考えられます。

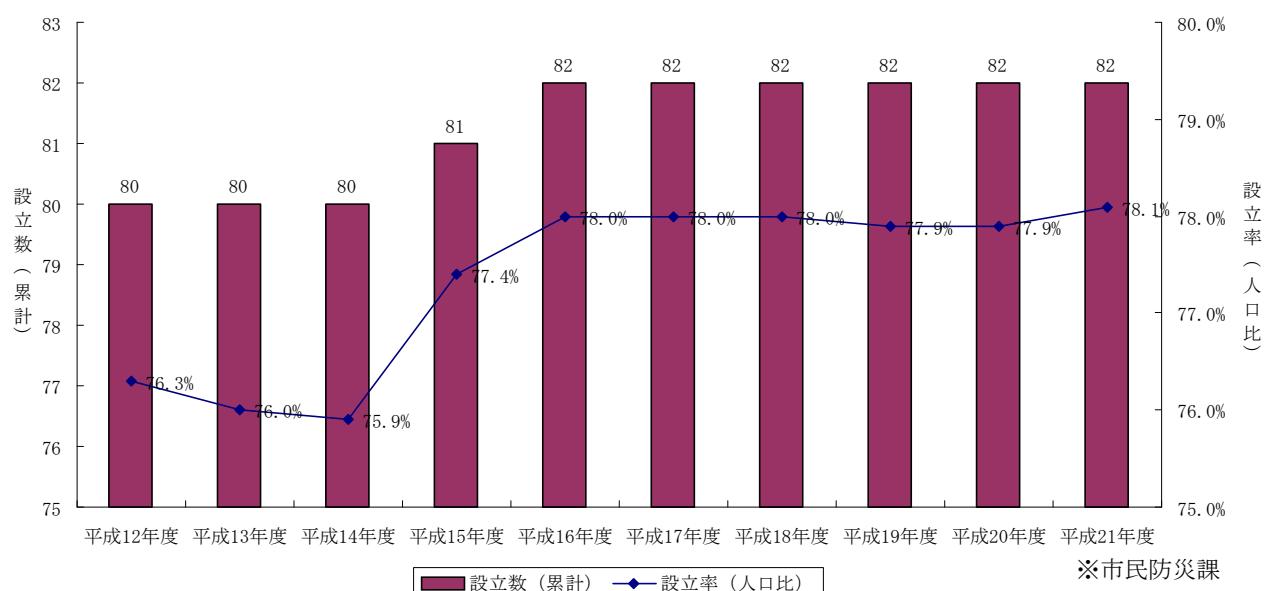


豪雪時における災害ボランティア活動



笙の川クリーン作戦の様子

◆ 図表2 本市の自主防災組織等設立数等の推移



【基本的な方向性】

災害に対しては、市民自らが災害に備え、地域や職場での助け合い、市や防災関係機関が住民の安全を確保するといった、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」に基づく取組が求められます。

そして、これらの効果が総合的に発揮されるためには、行政の取組だけでは限界があることから、常日頃からの市民一人ひとりの心がけと地域の絆を深めていくことが重要となります。

そこで、本市の災害への対応等について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 災害に強いまちづくりの推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、市民の生命と財産を守るため、今後の国の動向等を注視しながら、災害の種類に応じ、地域性等に即した総合的な防災対策の確立に向けて、災害時収容病院の整備等といった災害時の緊急医療体制の充実を含めた「敦賀市地域防災計画」の見直しをはじめとして、本市の防災体制を再検証していきます。

また、まちづくりにおいて、河川改良等の抜本的な防災対策事業とあわせて、上水道をはじめとした災害に強いライフラインの構築や多様な緊急情報の伝達手段を整備するなどの減災対策事業に取組み、利便性や快適性だけでなく、防災性の向上を十分考慮した良好な都市基盤を整備することで、災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 災害に強い人づくりの推進

災害から生命、財産を守るためにには、市民一人ひとりが平時から、自らの身は自ら守るといった防災や減災における自助意識が重要となります。

そこで、市民の主体的な活動を防災における重要な基盤として位置づけ、防災や減災に関する知識の普及・啓発や防災訓練の実施等によって、市民自らが適切に災害に備えることができるよう支援し、災害に強い人づくりを推進します。

(3) 災害に強い地域づくりの推進

急速な高齢化や核家族化を背景として、災害時の避難行動に援助が必要な災害時要援護者が増加している中で、避難所の運営、被災者救出活動等において、地域を一番良く知り、地域に即したきめ細かな活動ができる地域住民の連携組織の重要性が一層高まっています。

そこで、地域住民による自主防災組織の組織化やその活動を支援するとともに、災害時において医療機関や災害時要援護者の支援を行う民間事業者・団体等との連携を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。

(4) 美しい郷土の保全に対する取組

災害への対応は、災害を防ぎ、または軽減することによって、市民の生命と財産を守ることだけを目的とするものではありません。そこには、歴史的なまちなみや自然環境といった敦賀の美しい郷土を守り、次世代に継承するというもう一つの重要な目的があります。

そこで、市民の自主的な防災活動等の意欲向上につながる、地域と行政が協働で、美しい敦賀の郷土を守り、育む、河川等の保全活動を推進します。

○ 原子力安全

【現況と課題】

本市は、施設数だけでなく、それぞれ炉型が異なる原子力発電所が立地するわが国有数の原子力発電所の立地自治体であり、長年にわたり国の原子力政策に協力し、市民の安心や安全の確保を大前提に原子力発電所を受け入れてきました。

－ 原子力行政の現状 －

原子力発電所の安全確保は、法的権限を有する国の一元的責務ですが、本市は、これまで市民の安全を守ることを最優先に、県とともに原子力事業者と安全協定を締結し、原子力発電所に対する安全監視を行ってきました。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災を上回る災害であるだけでなく、東京電力の福島第一原子力発電所における原子力災害を伴ったことから、わが国の原子力行政だけでなく、これまで築いてきた立地自治体の市民と原子力事業者との間の信頼関係をも揺るがす災害であると言えます。

－ 平時からの原子力安全対策 －

福島第一原子力発電所における原子力災害を背景として、市民の原子力発電所の安全性に対する関心が非常に高まっています。

のことから、本市は原子力発電所の立地自治体として、平時から原子力事業者に対してこれまで以上に安全対策の充実強化を強く求め、一層の監視強化を図ることで、市民の不安を払拭するとともに、原子力災害における風評被害対策に取組んでいくことが重要な課題となっています。

－ 万が一における原子力防災対策 －

平成 11 年 9 月の JCO 臨界事故を受けて、従来からの原子力防災対策を強化するために「原子力災害対策特別措置法」が制定され、原子力事業者の通報義務と国と地方公共団体が一体となった原子力防災体制が規定されました。これによって、本市においては、「敦賀市原子力防災計画」に基づき、災害対策本部を敦賀市防災センターに、現地災害対策本部をオフサイトセンターに置き、国・県等と連携のもとで、迅速な応急対策を講じることとなっています。

東京電力の福島第一原子力発電所における原子力災害を受けて、今後、「原子力災害対策特別措置法」をはじめとする原子力防災体制の見直しが進められることが予測されますが、本市においても、これらの国の動向を注視しながら、本市の原子力防災体制の再検証を行い、これまでより水準の高いものへと再構築していく必要があります。

【基本的な方向性】

原子力発電所の安全確保は国の一元的責務ですが、東京電力の福島第一原子力発電所における原子力災害を受けて、国や原子力事業者に対して市民との信頼関係を再構築していくことができるよう、様々な安全対策等に取組むことを強く求めていくとともに、一層高い水準の安全対策や防災対策を実施していくことが、原子力発電所の立地自治体である本市にとって非常に重要な課題となっています。

そこで、わが国全体として原子力行政の転換を迎えており、本市が、これまで以上に市民の安心と安全を確保していくために、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 原子力安全対策の充実強化

東日本大震災による東京電力の福島第一原子力発電所の原子力災害を受け、市民の原子力発電所に対する不安が高まり、市民と国や原子力事業者との間の信頼関係が揺らいでいる状況にあります。

そこで、本市は、原子力発電所の立地自治体として、国や原子力事業者に対して、一日も早く市民の原子力発電所に対する不安を払拭し、市民との信頼関係を再構築していくことができるよう、安全指針等の抜本的な見直しや様々な安全対策を強く求めていくとともに、広域連携大学拠点の形成による原子力防災等における高度な知識の集積と人材育成等を通じて、原子力発電所に対する一層の監視強化に取組んでいきます。

また、原子力研修会の開催をはじめとした原子力に関する適切な情報の提供や知識の普及等を推進していくことで、平時からの原子力安全対策の充実強化を推進していきます。

そして、これらの取組に加えて、他の立地地域における原子力災害であっても、本市産業等に影響を与える可能性がある風評被害について、その発生の防止や対策に努めています。

(2) 原子力防災対策の充実強化

原子力発電所に対する市民の不安を払拭するためには、万が一の際ににおける防災体制が不可欠です。特に、東日本大震災による福島第一原子力発電所での原子力災害が、地震と地震による高い津波の発生が要因として考えられており、このような最新の知見を反映させていくとともに、国の動向をふまえながら、地域の実情に即した「敦賀市原子力防災計画」の見直しをはじめとして、本市の原子力防災体制を再検証していきます。

さらに、今回の原子力災害において関係機関相互の連携の重要性が改めて浮き彫りとなったことから、本市や原子力事業者だけでなく、初期被ばく医療機関として指定されている市立敦賀病院を中心とした医療機関や、高齢者や障がい者等の災害時要援

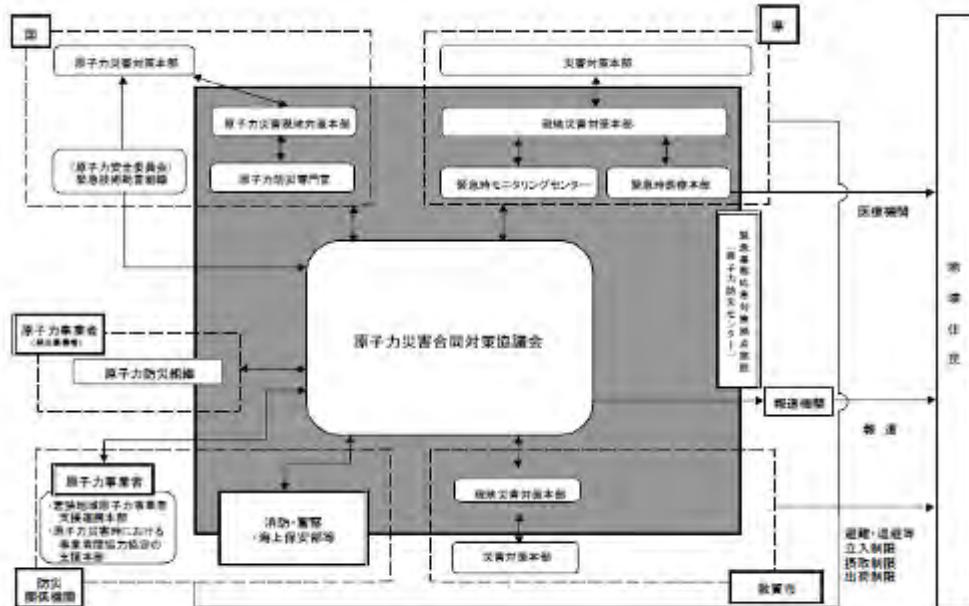
護者の支援を行う民間事業者・団体等との連携を強化するとともに、万が一の際に無用な混乱が生じないように原子力防災訓練の実施や原子力防災に関する知識の普及・啓発に取組むことで、地域全体による一層強力な原子力防災体制を構築していきます。

◆ 図表 3－1 本市に立地する原子力発電所の状況

| | 原子力事業所 | 所在地 | 炉型 |
|-------|-------------------|----------------------|------------|
| 運転中 | 日本原子力発電(株) | 敦賀発電所1号機 | 沸騰水型軽水炉 |
| | | 敦賀発電所2号機 | 〃 |
| 建設中 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 | 高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ） | 高速増殖炉 |
| 準備建設中 | 日本原子力発電(株) | 敦賀発電所3, 4号機 | 改良型加圧水型軽水炉 |
| 措置廃止中 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構 | 原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん） | 新型転換炉 |

※ふげんは、平成15年3月29日に運転終了。

◆ 図表 3－2 原子力防災対策図



○ 日常の安全の確保

【現況と課題】

安心で快適な生活を送るためには、日常における安心や安全が確保されている必要があります。そこで、国際化や情報化の進展をはじめとした社会経済環境が変化する中で、変化に的確に対応し、犯罪や事故に起因する市民生活における不安、脅威、危険等を未然に防止する取組を、市民の理解と協力を得ながら推進していく必要があります。

－ 交通安全対策 －

経済成長を背景とした都市化とモータリゼーションの進展は、市街地の膨張と居住地域の郊外化を招き、さらなるモータリゼーションを促すという循環が形成されたことから、交通事故の発生は我々にとって最も身近な脅威となっています。

現在、自動車の技術革新による安全性の向上により、交通事故の死亡者数は全国で減少傾向にありますが、交通事故発生件数や負傷者数は依然として高い状況で推移しています。特に、今後、「高齢者ドライバー激増時代」となることから、高齢者による交通事故の増加に対応するとともに、全ての人々が相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を目指し、積極的な交通安全対策を展開する必要があります。

－ 防犯対策 －

日常の安全を確保する上で、交通安全に対する取組と並んで、社会経済環境の変化に伴い、ますます複雑多様化する犯罪に対する取組が重要となります。ここ数年、犯罪は減少傾向にありますが、自転車盗や車上狙い、侵入犯罪といった身近な犯罪や、高齢者、子ども、女性等の弱者を狙った犯罪が後を絶っておらず、体感治安の向上が求められています。また、近年、「振り込め詐欺」事件をはじめとする高度化した情報関連技術を活用した新たな犯罪形態の増加が顕著に見られます。

そのため、窃盗犯等に対する防犯といった従来までの取組を行うだけでなく、新しい技術や時代に的確に対応した取組を行っていく必要があります。

－ 消費者被害対策 －

近年、食品の表示偽装や不正表示、製品事故、悪質商法被害、多重債務被害等の消費者被害が多発しており、今後ますます増加することが予測されます。このような状況を背景として、消費者・生活者主体とした政策や行政への転換が求められる中で、国において消費者行政を一元化する組織として消費者庁が設置されました。そして、本市では国の動きにさきがけて、平成21年7月に敦賀市消費生活センターを設置しました。今後、このセンターを中心として、市民の消費生活の安全・安心の確保に向けた取組を推進し、市民が豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指す必要があります。

【基本的な方向性】

安心・安全で快適な生活のためには、非日常的な災害等への対応のほかに、日常において、身近に存在する危険への対応が重要な要素となります。

そこで、こうした危険や不安に的確に対応し、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を構築するために、次のことを基本的な方向性として定めます。

(1) 交通安全に対する取組

市民生活において最も身近な危険である交通事故に的確に対処する上で、道路交通網の変化や高齢者による交通事故の増加といった課題に対応していく必要があります。

そこで、交通安全施設等の整備といったハード面の取組に加えて、警察、学校、関係機関団体等が相互に連携した交通安全教室、普及啓発活動の実施や運転免許自主返納の支援といったソフト面の取組を展開し、総合的な交通安全対策を推進します。

(2) 防犯及び犯罪被害者に対する取組

市民が安全に、安心して暮らすことができるようにするために、犯罪等の減少だけでなく、一層の体感治安の向上が求められます。

そこで、「敦賀市安全で安心なまちづくり条例」の趣旨に基づき、「見守り隊」をはじめとした地域や関係機関等が一体となった地域防犯対策を推進し、市民一人ひとりの自主防犯意識を高め、地域の犯罪抑止力を強化することで、安全で安心なまちづくりを目指します。

また、犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者等への支援を推進します。

(3) 消費生活の安心・安全の確保

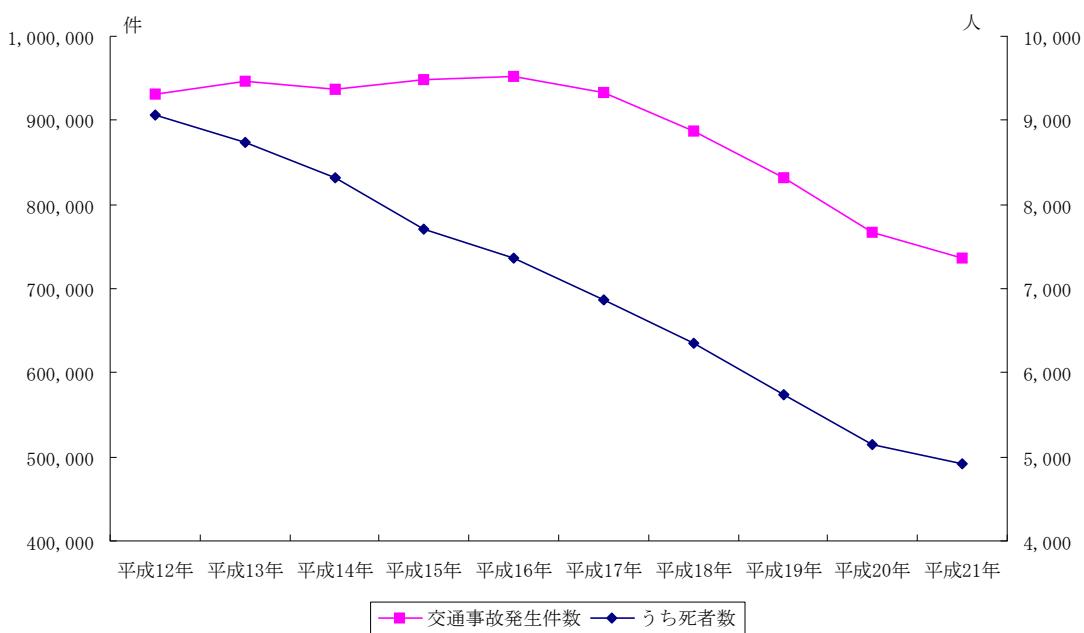
近年、食品表示の偽装等といった消費生活に係る日常の安全を脅かす危険が発生しており、消費生活の安心・安全を確保することが重要な課題となっています。

そこで、消費生活侵害事犯や消費者事故等の被害を未然に防止するとともに、被害の拡大防止を図るために、敦賀市消費生活センターが中心となって、消費者団体や関係機関との連携のもと、消費者・生活者の視点に立った消費者行政を推進していきます。



生活環境関係

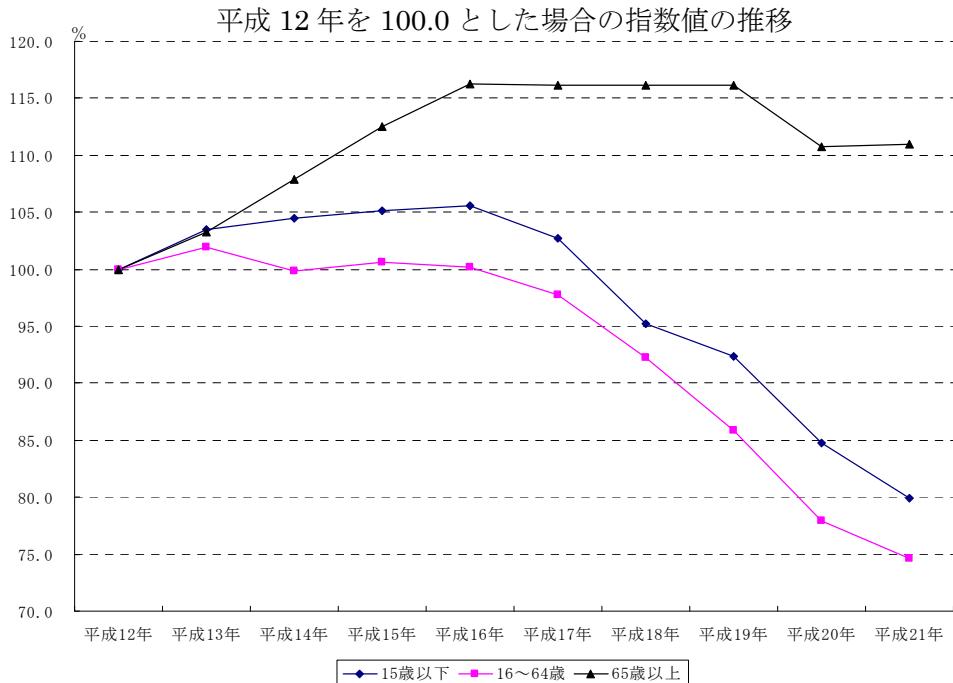
◆ 図表 4-1 わが国の交通事故発生件数等の状況（各年 12月末）



| 区分 | (単位：件、人) | | | | | | | | | |
|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
| 交通事故発生件数 | 931,934 | 947,169 | 936,721 | 947,993 | 952,191 | 933,828 | 886,864 | 832,454 | 766,147 | 736,688 |
| うち死者数 | 9,066 | 8,747 | 8,326 | 7,702 | 7,358 | 6,871 | 6,352 | 5,744 | 5,155 | 4,914 |

※出所：警察庁「交通事故発生状況」

◆ 図表 4-2 わが国の年齢階層別死傷者数の推移（各年 12月末）



| 区分 | (単位：人) | | | | | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
| 15歳以下 | 100.0 | 103.5 | 104.5 | 105.1 | 105.6 | 102.7 | 95.2 | 92.4 | 84.8 | 79.9 |
| 16～64歳 | 100.0 | 101.9 | 99.8 | 100.6 | 100.2 | 97.7 | 92.3 | 85.9 | 77.9 | 74.6 |
| 65歳以上 | 100.0 | 103.3 | 107.9 | 112.5 | 116.3 | 116.1 | 116.2 | 116.2 | 110.7 | 111.0 |

※出所：警察庁「交通事故発生状況」

健 康 福 祉・衛 生 関 係

○ 地域福祉の充実

【現況と課題】

— 福祉政策の背景 —

戦後の経済成長の中で、公共政策の範囲が拡大してきました。古典的な自由主義経済（自由放任主義）の下で、公共政策の範囲は、警察、国防そして司法のみを行えば良いという考えでしたが、二つの世界大戦を経て、元兵士たちの戦後における老後の補償に携わるようになり、最低限の文化的な生活を保障するといった生存権の保障にまで公共政策の範囲は拡大していきました。その後、先進諸国においては、経済的発展と人口増加を背景として様々な社会保障政策を充実させ、福祉国家が形成されることとなりました。

このような中で、現代において、市民に対して生存権を保障する社会保障政策をはじめとした各種福祉政策は、行政における最低限果たすべきナショナル・ミニマムであるとともに、基幹的な業務であると言えます。

— 地域福祉の必要性 —

福祉政策の基幹的な業務の大部分は、全国統一的な施策の展開や地域間の偏在解消という観点から国が主体的にかつ画一的に行う分野である一方で、その画一性ゆえに地域の実情にあわないだけでなく、その対応が遅れがちになるという欠点があります。

そこで、福祉政策のサービス対象者と対面的に接し、実質的な福祉政策の供給主体である本市のような基礎自治体が、国の福祉政策に即しながらも、それぞれの地域の実情に合わせた、実効性のある計画を策定するとともに、それを推進していくことが求められています。

さらに、福祉政策の分野においては、他の政策分野以上に、共助の精神に基づく、市民の主体的な取組が必要とされています。そのため、市民に最も身近な行政主体である本市のような基礎自治体には、その地域性を活かしながら、地域のコミュニティの再生や、市民相互の助け合いを支援する取組が求められています。

【基本的な方向性】

福祉政策は、今日的には行政の基幹業務であると同時に、生存権の保障が国の責務であることから、国が基本的な責任を負うものであると言えます。しかし、福祉政策は、対面的かつ地域に密着したサービスが基本となるため、時として国の政策は、地域の実情に合わないだけでなく、地域のコミュニティの状況を無視したものになりがちです。

そこで、本市は実質的な福祉政策の供給主体として、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 地域の実情に合った福祉政策の推進

福祉政策は国が一義的な責任を負うために、地域の実情に合わないという欠点が存在します。

そこで、本市の実情を反映させた福祉政策を推進します。

(2) 福祉政策の実を上げるための共助の推進

福祉の基本は、地域の人々が主体となった支え合いであると言えます。

そこで、福祉政策の実を上げるために、これまでの地域の人々による相互扶助に留まらず、地域の社会貢献活動を行う団体や民間企業そして本市の各福祉施設等が連携して行うことができる体制の構築、充実強化を図ることで、共助による取組を一層推進していきます。

(3) 福祉のまちづくりの推進

まちづくりを担う基礎自治体として福祉政策を推進する観点から、誰でも利用可能な社会基盤整備を行うことが重要となります。

そこで、全ての人々が快適に暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。



◆ 図表1 敦賀市地域福祉計画の概要

1 基本理念

「ふれ合い、支え合い、共にいきる ぬくもりのあるまち つるが」

2 基本目標

目標1 「ふれ合いで ぬくもりの つるが」

地域全体で支え育てる福祉社会を実現するには、性や年齢、障がいの有無などの差異や多様性を認め合い、市民一人ひとりの価値観や個人の尊厳を尊重することが重要となります。
まずはお互いを知り、認め合うこと、そのきっかけづくりを展開することで、地域力の向上をめざします。

目標2 「支え合いで ぬくもりの つるが」

地域が抱える多種多様な課題を本当に知っているのも、解決に大きな力を持っているのも、地域であり市民です。だからこそ、地域・市民の積極的な参画と協働が不可欠です。支え合いを広げていくために、地域や社会の活動に参加すること、参加を促進するための条件整備に取り組みます。

目標3 「共にいきる ぬくもりの つるが」

共にいきる、安心して暮らせる敦賀市となるように、ユニバーサルデザインの視点をとりいたまちづくりの推進、健康福祉に関するサービスの充実、「安心」を感じられる暮らしづくりを支援します。

3 施策体系

| 目 標 | 重点的課題 | 取組み |
|--------------------------|----------------------------|---|
| 目標1 ふれ合いで ぬくもりのつるが | (1)福祉のこころづくり | ①福祉教育の推進 ②支え合い意識の啓発と活動の促進 ③ボランティア活動の推進 ④権利擁護の推進 |
| | (2)地域力の向上 | ①地域福祉計画の推進 ②地域で集まる場所の創出と支え合いの仕組みづくりの推進 ③民生委員・児童委員・福祉委員の活動支援 ④市と市社会福祉協議会の連携強化 |
| 目標2 支え合いで ぬくもりのつるが | (1)参加の促進 | ①就労支援と社会参加の促進 ②仲間づくり・交流活動の推進 ③福祉人材の確保・育成 |
| | (2)情報の共有 | ①情報提供の拡充 ②情報の共有 |
| | (3)人と人のつながりづくり | ①要援護者対策の推進 ②地域コミュニティ活動の支援 ③市民協働の促進 |
| 目標3 共にいきる ぬくもりのつるが | (1)生活環境の向上 | ①ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり ②相談窓口の充実 |
| | (2)健康支援と暮らしを支える 取り組みの推進 | ①健康づくりの推進 ②福祉サービス・生活支援サービスの推進 ③サービスの質の向上と利用者の視点に立ったサービス提供の促進 |
| | (3)暮らしの安心と安全 | ①防災対策と災害時の対応 ②地域安全活動の推進 |

○ 高齢者福祉

【現況と課題】

わが国は、世界に類をみないスピードで高齢化が進み、「超高齢社会」を迎えています。その中で、本市の65歳以上の人口割合、いわゆる高齢化率は、平成21年10月1日現在で22.1%となっており、実に5人に1人が65歳以上高齢者であるという状況にあります。

－ 本市の高齢化の現状 －

国勢調査から長期的な動向を見ると、直近の平成17年において本市の高齢化率は20.8%で、県内平均の22.6%を下回っているものの、全国平均の20.1%をやや上回っている状況にあります。

次に、その伸び率に着目すると平成2年から平成17年までの15年間で、本市の高齢化率は8.6ポイント上昇しており、全国(8.1ポイント)及び県(7.8ポイント)を上回っていることから、本市は全国平均や福井県平均を上回る急速な高齢化が進行しているという特徴があります。そして、今後は、団塊の世代が高齢者となり「超高齢社会」が急速に進行することになりますが、本市においては、敦賀市高齢者健康福祉計画・第4期介護保険事業計画によれば平成26年には高齢者数16,768人(高齢化率24.8%)となり、4人に1人が高齢者になると予想されています。

加えて、本市においては総人口が横ばいまたは漸減傾向にある一方で、世帯数が顕著な増加傾向にあることから、核家族化の進行がうかがえます。つまり、急速な高齢化と核家族化が同時に進行しているため、家族のみで高齢者を支えることが非常に難しい状況になっていると言えます。

－ 今後の高齢者福祉に求められること －

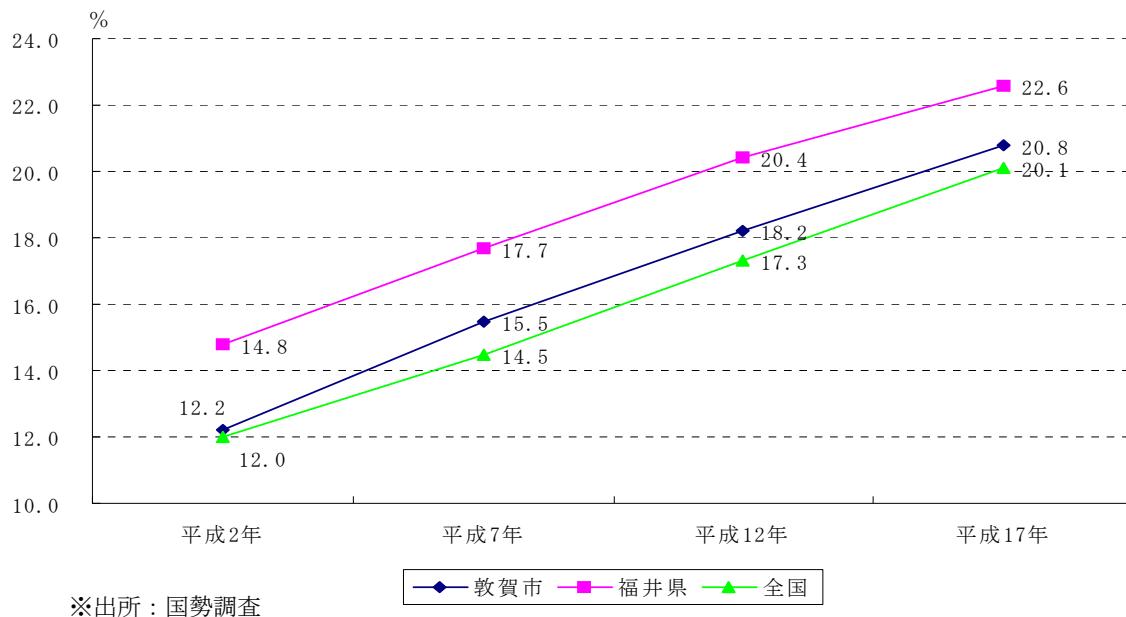
高齢者福祉において、公的な給付やサービスといった「公助」による取組はもちろんのこと、近隣の助け合いやボランティア等による地域の相互扶助である互助を礎とし、公的にその円滑化と制度化を図る「共助」、そして高齢者自身の「自助」による取組が特に重要であると言えます。ただし、急速な高齢化と核家族化が同時に進行し「共助」による取組も困難が予測される中で、高齢者自身が積極的な社会参画等に取組む「自助」を支援していくことがとりわけ重要となっています。

このため、高齢化を社会の「問題」としてではなく、新しい社会を築いていく「機会」として、そして豊富な知識や経験を有する高齢者を一方的に社会に支えられる存在としてではなく、ともに敦賀を築いていくパートナー、本市の地域資源として捉えていく必要があると考えられます。

のことから、やる気のある、自発的で元気な高齢者が、労働やボランティア活動等

を通して、社会に参画していくことができるような体制づくりや活動を支援することがこれまで以上に求められています。

◆ 図表 2－1 高齢化率の推移



※出所：国勢調査

【基本的な方向性】

本市において、高齢化率が全国平均や福井県平均を上回る速度で上昇していると同時に、核家族化が進行していることから、従来までのように、家族のみで高齢者を支えることが困難な状況になりつつあります。そのため、高齢者福祉を推進するためには、本市をはじめとする行政機関による「公助」、地域ぐるみでの支え合いをはじめとした「共助」、そして高齢者自身が健康を維持し、生きがいをもちながら社会参画する「自助」といった、官民が一体となった体制づくりを推進していくことが必要となっています。

そこで、高齢者福祉として、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 地域性を反映した高齢者福祉の推進

福祉政策分野は、憲法上定める生存権の保障を果たすこと、地域の偏りを無くすことなどの観点から、国に一義的な責務があるものです。しかしながら、国による施策の展開は、迅速性を欠き、画一的であるという欠点があります。

そこで、高齢者福祉について、迅速で地域に適合した施策を推進します。

(2) 高齢者福祉（公助）の総合的推進

高齢者を支えるために、地方公共団体の役割として、国による高齢者福祉施策の迅速な展開を図るとともに、国の施策では不十分となりがちな地域性を發揮した本市独自の高齢者福祉施策を総合的に推進します。

(3) 地域による支え合い（共助）の推進

高齢者を支える上で、地域や高齢者同士の支え合いが必要となります。しかし、都市型の生活や核家族化が進行している中では、地域のつながりを再生することが求められます。

そこで、地域ぐるみで高齢者を支え合う取組を一層推進するために、地域のつながりの再生に努めるとともに、これまで培われてきた地域の相互扶助による取組が、地域だけの負担と取組に終わらせることとならないよう、積極的に支援していきます。

(4) 高齢者自身の自立（自助）の推進

今後、急速に高齢化が進行する中で、行政や地域による支えだけでなく、高齢者自身が、生きがいを持ち、健康を維持し、社会参画することがこれまで以上に重要になっています。

そこで、高齢者を一方的に支えられる存在としてではなく、敦賀とともに築いていく重要なパートナーとして捉え、高齢者の生きがい・健康づくりを推進するとともに、社会に参画していくことができる体制づくりを推進していきます。

◆ 図表 2－2 敦賀市高齢者健康福祉計画・第4期介護保険事業計画の概要

1 基本理念と敦賀市のめざす高齢者の姿

基本理念「仲間とともに支えあう ふれあいと温もりのあるまちづくり」

敦賀市のめざす高齢者の姿 「身体面・精神面・社会面・経済面で健康で自立している高齢者」

2 基本目標

目標1 「高齢者の元気と人にやさしいまちをつくる」

高齢社会を豊かで活力あるものに地域が協力してつくっていくには、高齢者が地域の中で自らの経験や知識、技能を生かせる環境が必要です。そのため、地域社会活動、生涯学習の活動を支援するとともに、高齢者が自分の想いを話したり、仲間や地域の人とふれあったり、集まれる場・機会を創出し、そのような場に参加しやすくするための取組みに努めます。

また、すべての人が安心していきいきと暮らすことができる「人にやさしいまち」の実現に向か、防犯・防災対策、公共交通などの生活環境の安全対策を、地域全体で共に支えあう視点で取組みます。あわせて、高齢化や高齢者の取巻く環境を家族・親族・地域で認識して、高齢者に支援が必要になったら、身近な家族・親族、地域が高齢者を支えあえる敦賀市をめざして取組みます。

目標2 「健康支援と介護予防を推進する」

「介護予防」という考え方が導入され、少しづつその意味を理解し、取組んでいる姿が広がっています。さらに、健康管理と介護予防についての認識を深め、実践することが高齢者の元気につながるということを継続して啓発していきます。

また、地域における高齢者の状況を的確に把握し、必要な人に効果的な予防対策を行えるよう、適切な介護予防ケアマネジメントに基づく地域支援事業と介護予防給付を推進します。

目標3 「介護保険サービスで安心介護の体制をつくる」

介護が必要な状態であっても、できるだけ住み慣れた地域や家庭で高齢者が希望する生活が送れることをめざし、必要なサービス利用を支援します。また、介護度の重度化を防ぐことも重要です。

そのため、介護給付や要介護認定など介護保険事業の適正な運用に努めるとともに、質の高い介護保険サービスの提供に努め、高齢社会における安心の基盤づくりを進めます。

目標4 「地域ケアを推進する」

高齢者を地域で支える環境づくりを進めるために、地域ケアの推進拠点として地域包括支援センターを中心に、地域の様々な社会資源（機関・人・団体・場所等）が連携して高齢者を支える体制の拡充を図ります。

また、高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、サービス基盤の検討、生活支援施策の推進を図るとともに、相談・情報提供の推進、高齢者の権利擁護や認知症高齢者への支援に取組みます。

○ 障がい者福祉

【現況と課題】

－ 障がい者福祉の現状 －

近年、障がい者福祉政策を取り巻く状況は大きく変化しています。平成18年10月から三障がいの一元化や利用者本位のサービス体系への再編を主旨とする障害者自立支援法が本格実施されました。障害者自立支援法は、当初、応益性に基づく1割負担が原則とされ、これによりサービス対象者の生活の困窮等につながると批判されました。そこで、平成19年度、平成20年度、平成21年度の改正により、負担上限額が大幅に引き下げられました（厚生労働省によれば、平成22年10月で、実質的な負担率は0.37%とされています）。また、現在、国において応能性に基づく新しい制度が検討されています。

－ 障がい者福祉に求められること －

どのような制度であっても障がい者福祉の本旨は、平成20年12月の厚生労働省の社会保障審議会障害者部会報告に記述されているとおり、障がい者の地域社会との共生と地域社会での自立です。つまり、障がい福祉の目的は、障がい者の自立を国民全員で支え、あるいは障がいの有無にかかわらず共に育ち、共に暮らし、共に働く共生社会を実現していくことにあります。この視点は、障がい者福祉を考える上で、国による法の体系がどのようなものであっても重要な視点であると言えます。

－ 本市の障がい者福祉の状況 －

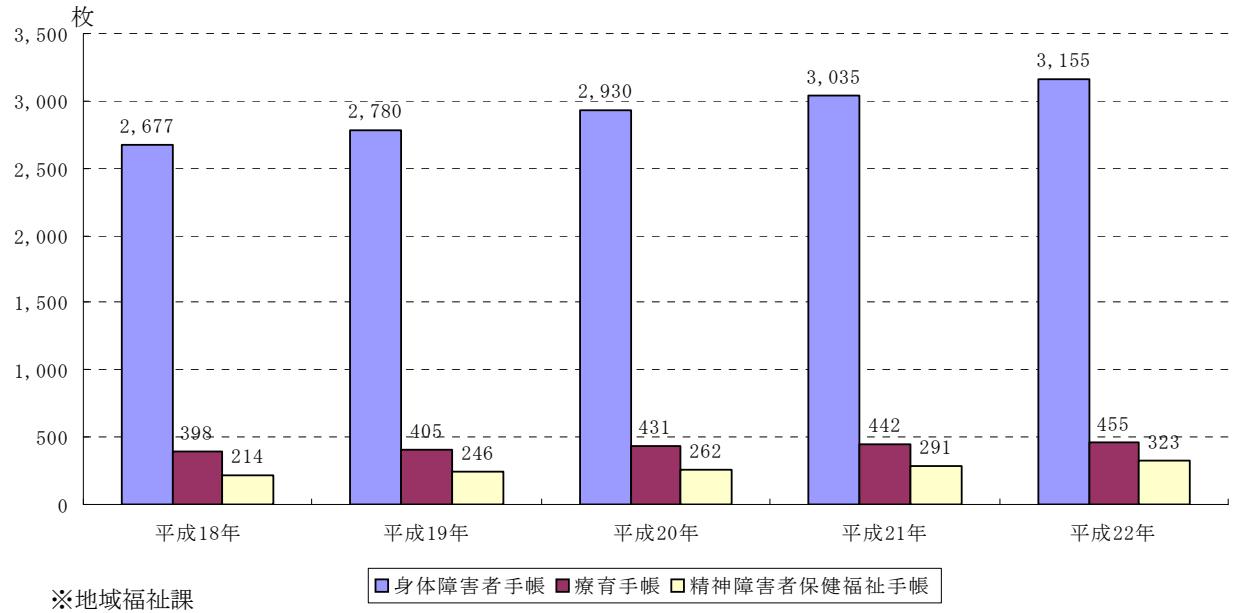
障がい者福祉における本市の状況として、障害者手帳の交付状況を見ると、身体、療育、精神いずれも顕著な増加傾向がうかがえます。これは、本市だけでなくわが国全体の傾向であり、政策分野としての障がい者福祉の重要性が一層高まっていると言えます。

特に、低年齢で発現するとされる自閉症やアスペルガー症候群をはじめとする発達障がいについて、発達障害者支援法が施行され、その支援体制の整備が求められています。本市においても障がい福祉だけでなく、児童福祉（子育て支援）の観点からも、関係機関等との連携を図りながら、支援に取組んでいく必要があります。

また、身体障がい者数の増加傾向の要因の一つとして、超高齢社会を背景とした高齢化による身体機能の低下の可能性も挙げられることから、障がい者福祉制度の本旨を見定め、適正な執行に努めるとともに、障がい者福祉の対象とならないように、高齢者福祉施策との連携を図りながら、高齢者の自立を支援していく必要があります。

さらに、これらの障がい者福祉を積極的に推進していく上で、他の福祉政策と同様に、国による画一的な制度設計は、地域性を失わせる危険性があることから、本市の実情に合った施策の展開を図る必要があります。

◆ 図表 3－1 本市の障害者手帳の交付状況（各年 3月 31 日現在）



【基本的な方向性】

本市だけでなく、わが国全体として、障害者手帳の交付が顕著な増加傾向にあり、障がい者福祉の重要性は一層高まっている状況にあります。障がい者福祉において、その法の体系や制度設計がどのようなものであっても、障がいの有無にかかわらず、自分らしく生きていくことができる共生社会を実現することが重要な視点となります。

そこで、障がい者福祉として、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 地域性を反映した障がい者福祉の推進

障がい者福祉は、国による全国画一的な制度設計がなされているため、地域性が考慮されていない側面があります。

そのため、本市の地域性を反映させ、効果的な障がい者福祉を推進します。

(2) 地域における自立した生活のための支援の推進

障がい者福祉においては、障がいの有無にかかわらず共に生きることができる共生社会を実現することが重要な視点となっていることから、障がい者の自立した生活を支援することが非常に重要になります。

そこで、画一的であるがゆえに、不十分となりがちな国の障がい者福祉施策だけでなく、本市独自の障がい者福祉施策を開拓し、障がい者の自立を促進するための施策を総合的に推進します。

(3) 地域社会との共生の促進

障がい者が、真に自立して自分らしく過ごすためには、住み慣れた地域社会に参画し、そして地域社会もそれを受け入れる体制が整っていることが重要となります。

そのため、障がいの有無にかかわらず共に生き、共に暮らし、共に働く共生社会の実現のために、障がい者の社会参画を促進します。

(4) 障がい児支援の強化と障がい者の一貫した支援体制の構築

障がいのある子どもについて、可能な限り早期から専門的な支援を行うことが、子どもの発達支援の観点から、非常に大切です。

そのため、乳幼児健診等により、障がいを早期発見し、早期治療・早期療育につなげるとともに、太陽の家の改修をはじめとした拠点となる施設を整備することで、包括的な支援体制を強化していきます。

また、治療・療育といった側面に留まらず、就学前保育や学校教育そして就労等といった様々な生活の場面や個々のライフサイクルに応じた支援についても、障がいのある子どもたちや障がい者が最善の利益を得られるように、関係機関との連携を図りながら一貫した支援体制の構築を検討していきます。

◆ 図表 3－2 敦賀市障害者福祉計画の概要

1 基本理念

「ふれあいと温もりのあるまちづくり（自立と参加と支えあい）」

敦賀市は、障がいのある人も共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の理念と、障がいのある人のライフステージの全段階において全人間的復権をめざす「リハビリテーション」の理念のもと、平成10年3月に「敦賀市障害者福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的・計画的な推進に取り組んできました。

本計画は、障がい者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、「福祉つるがぬくもりプラン21（敦賀市地域福祉計画）」の基本的考え方や、前障害者福祉計画の「ふれあいと温もりのある都市づくりの実現をめざして」の趣旨を今後も踏襲し、これらの基本的方向を積極的に展開していくため、新敦賀市障害者福祉計画の基本理念を「ふれあいと温もりのあるまちづくり（自立と参加と支えあい）」とし、障がい者が住み慣れたまちで自分らしく過ごせるために、地域と行政が協働し、また、一人ひとりが支えあうまちづくりを積極的に推進するものとします。

2 施策の体系

| 基本分野 | 基本方針 | 基本施策 | |
|-------------|-------------------------------|--|--|
| 第1 啓発・広報・情報 | 1 啓発・広報の推進 | (1) 障がい者に対する理解の促進、障がい者の自立意識の向上 | |
| | 2 情報・コミュニケーションの推進 | (1) 情報手段の充実 | |
| | 3 福祉教育の推進 | (1) 学校、地域における福祉教育の促進 | |
| | 4 ボランティア活動の推進 | (1) ボランティア活動への支援及び参加の促進 | |
| 第2 教育・育成 | 1 特別支援教育の充実 | (1) 特別支援教育体制の確立 | |
| | | (2) 就学前保育・教育の充実 | |
| | | (3) 学校教育の充実 | |
| | | (4) 教職員の資質と指導力の向上 | |
| 第3 雇用・就業 | | (5) ライフサイクルに応じた支援体制の整備 | |
| | | (1) 社会教育の充実 | |
| | | (2) スポーツ・レクリエーションの充実 | |
| 1 雇用の促進 | (1) 障がい者雇用の促進 (2) 福祉的就労の充実 | | |
| 第4 保健・医療 | 1 障がいの発生予防 | (1) 障がいの予防の充実 | |
| | 2 障がいの早期発見と療育体制の整備 | (1) 乳幼児健康診査及び相談体制の充実 | |
| | 3 医療・リハビリテーションの充実 | (1) リハビリテーションの充実 | |
| 第5 福祉 | 1 障害者自立支援制度の円滑な導入 | | |
| | 2 在宅生活・日中活動への支援 | (1) 生活基盤の安定 (2) 在宅生活・日中活動への支援 | |
| | 3 居住の場への支援 | (1) 居住の場への支援 | |
| | 4 サービス提供体制の充実 | (1) 障がい者ケアマネジメント機能の充実・強化 (2) 権利擁護の推進 (3) 相談体制の充実 | |
| 第6 生活環境 | 1 人にやさしいまちづくりの推進 | (1) 交通・安全対策の推進 (2) 道路・公園・公共建築物等の整備 | |
| | 2 防災対策の充実 | (1) 防災対策に関する知識の普及と啓発 (2) 障がい者等災害時要援護者への支援等 | |
| | 3 防犯対策の充実 | (1) 防犯体制の整備 | |

○ 児童福祉

【現況と課題】

— 少子化の現状 —

わが国では、先進諸国の中でも類を見ないほど急速に少子化が進行しています。女性が一生の間に産む平均の子どもの数に相当する合計特殊出生率の平成21年の数値は、統計史上最低であった平成17年の1.26からわずかに上昇したものの、1.37に留まるものでした。人口水準を維持するためには、合計特殊出生率が2.08（人口置換水準）必要であることから、現状はそれをはるかに下回っており、人口減少が長期的な傾向となると予測されるとともに、少子化対策が待ったなしの状況にあると言えます。

— 計画的な施策の展開の必要性 —

児童福祉は、保育園をはじめとして対面的かつ直接的なサービスの提供が行われる分野であることから、福祉政策分野の中でも基礎自治体にかなりの裁量権を有する分野であるとともに、独自の取組が求められる分野であると言えます。

のことから、本市では、計画的に児童福祉施策を実施するため、「つるがいきいき子ども未来プラン」を策定し、子育て環境の充実等の施策を包括的に展開しています。

— 児童福祉（子育て支援）に求められる新たな課題 —

近年、児童福祉は、少子化対策を中心に議論されることが多い傾向にあります。しかし、核家族化や女性の社会進出をはじめとしたライフスタイルの多様化が進む中で、児童福祉においては少子化対策と並んで、またそれ以上に多様な生き方や働き方と子育てとの両立を支援していくことを重視する必要があります。

特に、本市においても核家族化が顕著に進行し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境が失われつつあり、悩みを持ったまま孤立化することで虐待につながっていくことが危惧されています。

また、わが国全体として、妊娠・出産を機に離職する女性は7割にものぼり、女性が就労と出産・子育ての二者択一をせまられていることから、女性だけでなく男性や家族の育児への参画を推進し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現していくことが課題となっています。

このようなことから、子育てにおける孤立化の防止や「仕事と生活の調和」の実現といった子育てを取り巻く現代の社会環境そのものを改善するような、包括的な子育て支援を推進することが求められています。

健 康 福 祉 ・ 衛 生 関 係

◆ 図表 4－1 本市の保育の状況

| 区分 | | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公立保育園 | 施設数（箇所） | 16 | 16 | 16 | 16 | 15 | 16 | 15 | 16 | 15 | 14 |
| | 入所定員（人） | 1,510 | 1,510 | 1,510 | 1,510 | 1,330 | 1,380 | 1,290 | 1,370 | 1,220 | 1,160 |
| | 一日平均入所保育児童数（人） | 1,286 | 1,310 | 1,427 | 1,453 | 1,302 | 1,357 | 1,271 | 1,328 | 1,168 | 1,109 |
| 私立保育園 | 施設数（箇所） | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 | 7 | 8 |
| | 入所定員（人） | 300 | 300 | 300 | 300 | 450 | 450 | 540 | 510 | 630 | 740 |
| | 一日平均入所保育児童数（人） | 305 | 295 | 298 | 289 | 452 | 429 | 530 | 541 | 649 | 741 |
| 計 | 施設数（箇所） | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 21 | 21 | 22 | 22 | 22 |
| | 入所定員（人） | 1,810 | 1,810 | 1,810 | 1,810 | 1,780 | 1,830 | 1,830 | 1,880 | 1,850 | 1,900 |
| | 一日平均入所保育児童数（人） | 1,591 | 1,605 | 1,725 | 1,742 | 1,754 | 1,786 | 1,801 | 1,869 | 1,817 | 1,850 |
| 定員充足率(%) | | 87.9 | 88.7 | 95.3 | 96.2 | 98.5 | 97.6 | 98.4 | 99.4 | 98.2 | 97.4 |

※児童家庭課

◆ 図表 4－2 本市の特別保育の状況

| 区分 | | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| へき地保育 | 施設数（箇所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | — | — | — |
| | 入所定員（人） | 63 | 63 | 63 | 63 | 33 | 33 | 33 | — | — | — |
| | 一日平均入所児童数（人） | 41 | 48 | 50 | 56 | 57 | 53 | 47 | — | — | — |
| 児童館 | 施設数（箇所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 一日平均入所児童数（人） | 25 | 23 | 18 | 22 | 12 | 13 | 12 | 16 | 16 | 13 |
| 一時預り | 施設数（箇所） | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| | 一日平均入所児童数（人） | 4.47 | 6.34 | 6.25 | 9.90 | 12.63 | 15.68 | 16.97 | 15.44 | 15.59 | 17.59 |
| 延長保育 | 施設数（箇所） | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | | 公立 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 一日平均児童数（人） | 28 | 28 | 23 | 23 | 24 | 23 | 11 | 13 | 13 | 13 |
| 休日保育 | 施設数（箇所） | — | — | — | — | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 一日平均児童数（人） | — | — | — | — | 1.82 | 2.2 | 1.7 | 0.64 | 1.68 | 1.38 |
| 病後児保育 | 施設数（箇所） | — | — | — | — | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 延べ利用児童数（人） | — | — | — | — | 11 | 1 | 8 | 5 | 19 | 19 |
| 放課後児童対策事業 | 施設数（箇所） | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 5 | 6 | 10 | 10 | 10 |
| | | 公立 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 一日平均児童数（人） | 69 | 68 | 61 | 69 | 100 | 130 | 138 | 187 | 256 | 258 |

※児童家庭課

主な特別保育の概要

- ・延長保育：通常の保育時間を超えてお子さんをお預かりします。
- ・一時預り：一時的に家庭で保育できないとき、たとえば保護者の仕事の都合、急な病気・冠婚葬祭、育児疲れ等の理由で保育が困難になった時にお子さんをお預かりします。
- ・休日保育：日曜・祝日に保育が必要なとき、お子さんをお預かりします。
- ・病後児保育：病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合で、保護者の勤務の都合などやむをえない事由により、家庭での保育が困難なお子さんを一時的にお預かりします。

【基本的な方向性】

急速な少子化の進行により、人口減少社会に突入したわが国では、それに伴う労働力人口の減少から国民経済の縮小や公的年金制度の持続可能性への懸念から、少子化対策に積極的に取組むことが求められています。

さらに、ライフスタイルの多様化が進む中で、少子化対策と同等かそれ以上に、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備することが一層重要となっています。

そこで、本市の児童福祉において、少子化対策だけでなく、特に子育て環境の改善と充実を目指し、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 計画的な児童福祉の推進

児童福祉は、福祉政策分野の中で、対象者との直接的かつ対面的なサービスの提供といった特徴から、基礎自治体にかなりの裁量権を有する分野であると言えます。

そのため、他の福祉政策分野と比較しても本市独自の計画的な施策の展開が非常に重要となります。そこで、国の制度設計に基づく施策や本市独自の施策の関係に配慮しつつ、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

(2) 子育て環境の基盤整備の充実

従来から取組んでいる経済的支援や保育園等の整備運営だけでなく、子育て支援センターの増設や子どもの国の改修に取組んでいくとともに、各保育園をはじめとして地域における身近な子育て支援の拠点化を進めることで、子育てる全ての市民を支援する環境の基盤を充実していきます。

(3) 包括的な子育て環境の整備

核家族化や女性の社会進出といった子育てを取り巻く環境の変化が進む中で、これまでの経済的支援や子育て環境の基盤整備を進めていくだけでは、不十分な状況となっています。

そこで、保育園や健康管理センター等における、親支援事業やすこやか育児サポート事業、そして地域子育て支援拠点化推進事業といった取組を通じて、関係機関や地域との密接な連携のもとで、様々な子育てに対する悩みや不安の解消、そして虐待の発生予防に努めるといった地域ぐるみで子育てをする環境を整えていきます。

さらに、「仕事と生活の調和」の実現に向けて、子育て世代の雇用の安定化はもちろんのこと、長時間労働の抑制や育児休暇の取得等が容易に行うことができる社会環境そのもののあり方を検討していきます。



子育て総合支援センター

◆ 図表4－3 つるがいきいき子ども未来プランの概要

1 基本理念

「～あしたをたくす子ども達の成長を支援していくために～
子どもにとっての最善の利益を考えみんなで支えあうまちづくりをめざして」

子どもが最善の利益を受けられるために、住民（自助）、地域（共助）及び行政（公助）が、それぞれの役割分担を果たしながら、協働し支えあって、子どもの主体的な成長を支援していくことを推進していきます。

2 基本目標

目標1 「地域における子育ての支援」

共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていくように、子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備等、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実をめざします。

目標2 「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。

また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

目標3 「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」

子どもが夢を持ってたくましく育っていくように、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもが生きる力の育成をめざして取組んでいきます。また、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる大切さ、親子・家族のきずな、つながりの大切さを認識し、敦賀市に定住したいという意識が醸成されるように、地域社会の環境整備を進めます。

目標4 「子育てを支援する生活環境の整備」

子ども及び子育て家庭を含め、すべての市民が安全で快適な環境の中で暮らしていくように、まちづくり・住環境・道路交通環境などの充実を図っていきます。

目標5 「職業生活と家庭生活との両立の推進」

性別にとらわれず、男女がともに、子育て・家庭生活・地域生活と仕事が両立できるように、また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）」に対する事業所等への理解を図るために、多様な雇用形態や待遇、育児休業制度の定着等の職場環境づくりを働きかけていきます。

目標6 「子ども等の安全の確保」

社会経済の発展や地域コミュニティの希薄化とともに、子どもが事故や犯罪の被害に会う可能性も高まっています。子どもを危険から守るために、子どもに安全な環境を地域ぐるみで協力してつくり、安全で安心できる暮らしを守っていきます。

目標7 「要保護児童への対応等きめ細やかな取組みの推進」

親子のきずなや家族のつながりが弱くなっていくことが、将来的には離婚や児童虐待へとつながっていく要因のひとつであるとも言われています。「家族」という原点に立ち返り、それらの役割を認識していくような意識啓発を進めるとともに、児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭への自立支援に取り組んでいきます。また、障害を持った子どもがノーマライゼーションの理念のもと、ひとりの人間として尊厳を保持し、自立のための支援を受けられるよう障害児施策の充実等に取組みます。

○ 医療・保健体制の充実

【現況と課題】

医療の提供は、生存権の保障の基幹をなすもので、医療法に定めるところにより、国及び地方公共団体は適切な医療を効率的に提供する体制の確保に努める義務があります。

－ 近年の全国的な医療環境の状況と課題 －

全世界的な新型インフルエンザの大流行において、わが国での死亡者数は他の先進諸国と比しても圧倒的に少ない状況にありました。これは、わが国の医療制度が有効に機能するとともに、感染拡大防止を理解し、行動した国民や医療従事者の献身的努力による結果であると言えます。

しかし、このように比較的良好であるとされるわが国の医療制度にも、「医療崩壊」という言葉に象徴されるように危機が存在しています。その中でも特に、医師の総数の不足や都市と地方の医師の偏在による医療の地域間格差や、それに伴う地域医療資源の逼迫にさらに拍車をかける夜間救急外来の安易な利用等が大きな問題となっています。

そのため、医療費・医療施設・医療従事者といった医療資源を有効に活用していくことはもちろんのこと、その「希少性」と「有限性」、そして「不確実性」や「限界性」といった医療の本質について、国民の理解を深めていくことが求められています。

また、地方公共団体が経営する自治体病院は、地域の公的基幹病院として、小児医療・救急医療等の不採算部門やがん治療をはじめとする高度な医療等を担う必要があることから、採算性を確保することが困難であるという特徴を有しています。

さらに、近年、医師の不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされることなどから、今まで以上に経営環境が厳しくなり、医療提供体制の維持が極めて難しい状況となっています。これを端的に示すように、平成20年度の全国の自治体病院の経営において、約7割に純損失が発生している状況となっています。

－ 本市の医療環境の状況と課題 －

全国的に、地方部における医師数をはじめとする医療資源の不足が問題とされていますが、本市においてもそれは例外ではなく、このことは統計等からも明らかです。

図表5-1から、人口10万人に対する医師数、病院の施設数・病床数、一般診療所の施設数・病床数を見ると、病院の施設数・病床数、一般診療所の施設数については、全国や福井県の水準と比べて同程度か、それ以上の水準にありますが、一般診療所の病床数、特に医師数については全国や福井県の水準を大きく下回っている状況となっています。そして、図表5-2から、医師従事者の推移を見ると、医師数以外は増加傾向にありますが、医師数は平成18年度に大きく減少し、その後も減少傾向にあります。

以上のことから、超高齢社会の中で、医療機関相互、医療機関と介護施設等との一層の連携強化によって回復期・慢性期病床等の不足している医療資源に対応するといった、地域全体で医療の提供体制を確保し、充実していくことが求められています。

そのために、市民を本市の地域医療の重要な担い手として位置づけ、本市における地域医療の状況を広報するとともに、かかりつけ医を持つことや自らの都合による救急医療の安易な利用の抑制に理解を求めていくことによって、市民とともに本市医療を支えていく環境を構築していく必要があります。

そして、本市が経営する市立敦賀病院については、嶺南地域、特に二州地区における急性期医療の中心的な役割を担っていますが、全国の地方部における自治体病院と同様に、医師不足等により厳しい経営状況にあります。そのため、医療従事者の確保や経営の健全化に努め、その役割を維持していくだけでなく、市民の理解と協力のもとで、急性期医療機関としての一層の充実が求められています。

－ 医療と保健分野の連携と課題 －

これまで、医療と保健は、地方公共団体において実質的に個別の政策分野として捉えられてきました。しかし、急速な高齢化と少子化の中で、医療と保健といった政策分野は、より有機的に連携して展開されることが求められています。そこで、この基本計画では、医療と保健を一体の政策分野として捉えることとします。

まず、急速な高齢化を背景として、医療と保健の一層の連携強化が求められています。その具体的な取組として、メタボリック・シンドロームの疾病概念の導入による特定健診検査・特定保健指導の実施やがん予防・早期発見等といった取組が挙げられます。

また、これらの保健活動を通じて生活習慣病予防をはじめとした様々な世代や立場に応じた保健サービスを充実していくだけでなく、市民が保健指導等に応じ、実践することができるような、ゆとりのある働き方や暮らし方を実現するにはどうすれば良いかといった保健分野を越える課題を検討しながら施策を展開していく必要があります。

次に、急速な少子化傾向に対して、出産の安全確保と産科医不足の観点から、医療と保健分野の連携強化の必要性が増加しています。産科医不足の主な理由として、出産時の事故における訴訟リスクの高さが挙げられ、安全な出産のために妊婦健診の重要性が増しています。

そこで、安全な出産や少子化対策といった観点から、妊婦健診等に対する経済的支援や妊婦相談等の母子保健事業の充実だけでなく、地域医療との連携強化が求められています。

【基本的な方向性】

わが国は、人類社会がこれまで経験したことがない急激な高齢化の中にあります。その中で、医療と保健に関する取組は、非常に重要なものとなっていると同時に、今まで以上に強力な連携が必要となっています。

のことから、医療と保健を生存権の保障の基幹を担う一体的な政策分野として捉え、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 市立敦賀病院の医療提供体制の充実

市立敦賀病院は、市民から医療の質向上や高度医療の充実等が期待されるとともに、安定的な医療提供体制の確保が求められています。

そこで、市民に適切な医療を安定的な経営のもとで、継続的に提供するため、経営の安定化を図り、医師や看護師等の確保や高度医療機器の整備等によって、医療提供体制の確保・充実、そして将来の医療を担う人材の育成に努めます。

また、本市における医師の不足やそれに伴う回復期・慢性期医療の不足といった短期的には解決困難な問題に対処するため、市内外の医療機関との連携等による合理的な医療提供体制の強化について検討していきます。

(2) 医療従事者の供給体制の強化

本市では、医療の提供体制において、医師だけでなく看護師や助産師等の医療従事者の不足も深刻な問題となっています。

そこで、現在、看護専門学校にて看護師の養成を行っていますが、今後、更なる医療従事者の供給体制の強化を行い、地域医療に対する医療従事者の供給体制の安定を図ります。

(3) 様々な世代、立場に応じた保健・健診体制の充実と連携強化

市民の健康で豊かな生活を支えるために、様々な世代や立場に応じた保健体制の充実を図るとともに、急速な少子化及び高齢化を背景として、医療と保健の一層の連携が求められる中で、健診体制の充実と医療機関との一層の連携強化に努めます。

(4) 医療機関完結型医療から地域完結型医療へ

超高齢社会を迎えるにあたり、増大する医療ニーズ全てに個別医療機関が対応する医療機関完結型医療は、医療資源の希少性と有限性から困難な状況にあります。

そこで、医療機関がそれぞれの得意分野を活かし、的確な役割分担のもと、地域全体で医療を提供する地域完結型医療への移行に努めます。

また、医療機関や医療関係者の努力だけでなく、市民が地域医療を育み、支える風土や環境の構築に向けて、本市における地域医療の状況等に関する積極的な情報の公開・提供等を通じて、地域医療に対する市民の理解を深めていくことに努めます。

健 康 福 祉 ・ 衛 生 関 係

◆ 図表 5－1 本市を取り巻く医療環境の状況

| 区分 | 医師数 | 病院 | | | 一般診療所 | | | 歯科診療所 | |
|-------|---------|---------|---------|------|-----------|---------|--------|---------|---------|
| | | 施設数 | | 病床数 | 施設数 | | 病床数 | 施設数 | |
| | | 人口10万人対 | 人口10万人対 | | 人口10万人対 | 人口10万人対 | | 人口10万人対 | 人口10万人対 |
| 全国 | 286,699 | 224.5 | 8,794 | 6.9 | 1,609,403 | 1,260.4 | 99,083 | 77.6 | 146,568 |
| 福井県 | 1,851 | 227.8 | 77 | 9.5 | 11,653 | 1,434.2 | 594 | 73.1 | 1,686 |
| 嶺南医療圏 | 240 | 163.9 | 12 | 8.2 | 2,155 | 1,472.0 | 109 | 74.5 | 106 |
| 敦賀市 | 135 | 198.2 | 6 | 8.8 | 1,161 | 1,704.8 | 56 | 82.2 | 68 |
| 美浜町 | 8 | 75.5 | - | - | - | - | 10 | 94.3 | - |
| 若狭町 | 19 | 117.3 | 3 | 18.5 | 345 | 2,129.6 | 9 | 55.6 | - |
| 小浜市 | 62 | 198.1 | 2 | 6.4 | 534 | 1,706.1 | 22 | 70.3 | 19 |
| 高浜町 | 10 | 89.3 | 1 | 8.9 | 115 | 1,026.8 | 5 | 44.6 | - |
| おおい町 | 6 | 66.7 | - | - | - | - | 7 | 77.8 | 19 |
| | | | | | | | | | 211.1 |
| | | | | | | | | | 3 |
| | | | | | | | | | 33.3 |

※出所：福井県医師・歯科医師・薬剤師調査

◆ 図表 5－2 本市の医療機関及び医療従事者の状況

| 区分 | 施設数 | | | | | 有床助産所 | 許可病床数 | | | |
|-------|-----|-------|----|-------|----|-------|-------|-------|----|--|
| | 病院 | 一般診療所 | | 歯科診療所 | 病院 | | 一般病床 | 一般診療所 | | |
| | | 一般病院 | 有床 | | | | | | | |
| 平成16年 | 7 | 5 | 52 | 8 | 25 | - | 1,182 | 673 | 81 | |
| 平成17年 | 7 | 5 | 53 | 6 | 25 | - | 1,062 | 553 | 58 | |
| 平成18年 | 7 | 5 | 53 | 6 | 25 | - | 1,062 | 553 | 58 | |
| 平成19年 | 6 | 4 | 55 | 5 | 25 | - | 1,016 | 546 | 51 | |
| 平成20年 | 6 | 4 | 56 | 6 | 23 | - | 1,161 | 691 | 68 | |

※出所：福井県統計年鑑

(単位：人)

| 区分 | 医療関係者(就業届出分) | | | | | | | 看護師(士) |
|-------|--------------|--------|------|--------|-----|-----|---------|--------|
| | 医師 | 医療施設従事 | 歯科医師 | 医療施設従事 | 薬剤師 | 保健師 | 助産師 | |
| | | | | | | | 准看護師(士) | |
| 平成16年 | 148 | 140 | 38 | 38 | 104 | 26 | 19 | 738 |
| 平成17年 | 148 | 140 | 38 | 38 | 104 | 26 | 19 | 738 |
| 平成18年 | 136 | 129 | 36 | 36 | 109 | 28 | 20 | 841 |
| 平成19年 | 136 | 129 | 36 | 36 | 109 | 28 | 20 | 841 |
| 平成20年 | 135 | 127 | 37 | 37 | 112 | 30 | 22 | 894 |

※出所：福井県統計年鑑

○ 社会保障

【現況と課題】

今まで、わが国を含め先進諸国において様々な社会保障の拡大が図られてきました。その中で、社会保障の土台となるのは、健康保険制度や生活保護そして年金制度であると言えます。これらの制度設計等は、その効果が特定の地域に留まるものではなく、誰でも公平に享受できるものでなければならないことから、地域の担税力や人口規模、そして所得階層等によって極端な偏在が生じてはならないものです。このことから、国が一元的な責務を有し、主体的にその制度設計等を担っている一方で、その執行においては、地域と密接な行政サービスを展開している基礎自治体が主体的な役割を担っています。

－ 国民健康保険 －

国民健康保険は、被用者保険制度が適用されない方のための医療保険制度であり、わが国の国民皆保険制度の基盤を支える重要な役割を担っています。また、平成20年度から施行された後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）は、年金からの天引きや75歳以上の高齢者のみが別枠の保険制度に入ることなどに対し、様々な批判がありました。

しかし、この制度の背景には、超高齢社会の中で、現役世代と高齢世代の世代間格差を是正するという目的があります。現在、これにかわる制度が、国で検討されていますが、どのような制度の下であろうと社会保障の基盤である国民健康保険等の維持的確な運用は、保険者である基礎自治体に課せられた重要な役割であると言えます。

さらに、国民健康保険は基礎自治体が保険者となります。平成不況以降、その財政的基盤を支える保険税の未納が増加傾向にあり、財政面における制度の維持運営が重要な課題となっています。

－ 生活保護 －

生活保護は、生存権の保障の基幹となるものであり、憲法が規定する最低限度の生活の保障を具現化した制度であるとともに、生活の困窮による犯罪を抑止し、社会的統合や社会的な安定を下支えする重要な制度であると言えます。しかし、バブル崩壊による平成不況と格差の拡大をもたらしたとされる戦後最長の好況、そして現在の低迷期を経て、生活保護受給者の人数は一貫して増加傾向にあるのが現状です。

このような中で、国の逼迫する財政状態を背景として、執行を預かる基礎自治体の裁量権の濫用が問題視される場合があり、制度の本旨を正しく捉え、適正な執行を行うことが重要となります。

一 国民年金 一

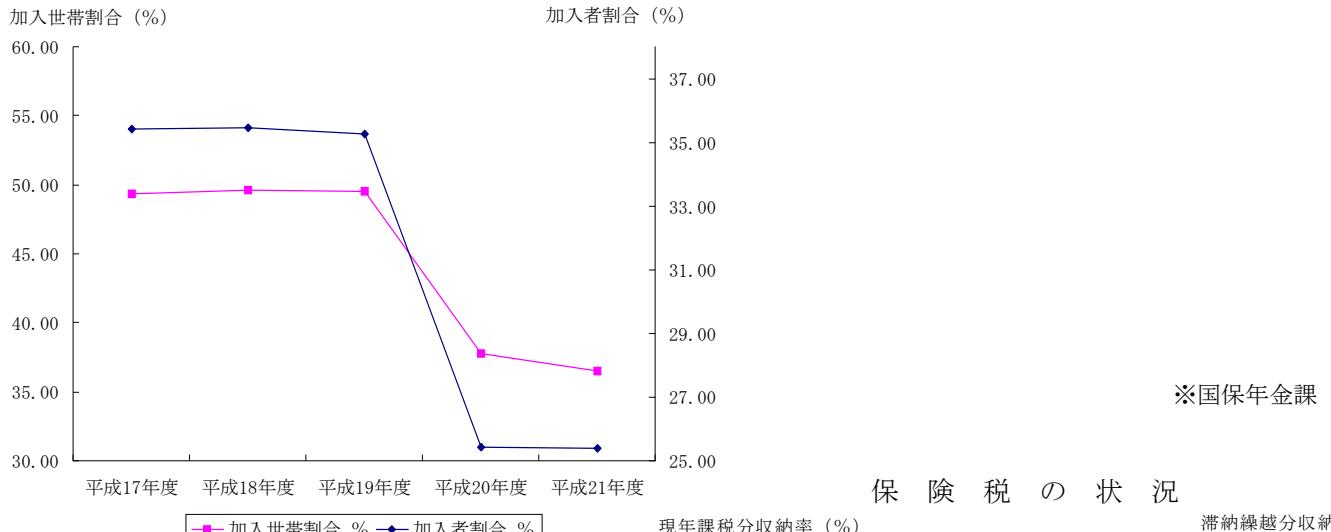
国民年金は、全ての公的年金の基礎であり、加入者が保険料を納め、老後の生活基盤を支えるための社会保険制度です。昨今、年金制度に対する信頼性が低下し、制度の維持が緊急課題となっています。

老後の安心した生活を保障するため、国は信頼ある制度を構築するとともに、基礎自治体は住民の年金受給権確保を推進し、その制度の普及に協力する必要があります。

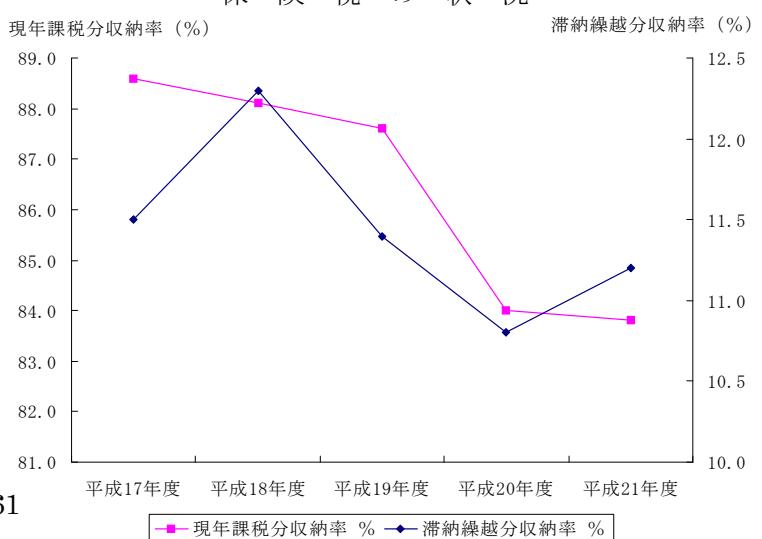
◆ 図表 5－1 本市の国民健康保険加入状況及び保険税の状況

| 区分 | | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------|--------|-----|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 加入状況 | 加入世帯数 | 世帯 | 13,187 | 13,400 | 13,490 | 10,349 | 10,106 |
| | 加入世帯割合 | % | 49.38 | 49.61 | 49.53 | 37.75 | 36.53 |
| | 被保険者数 | 人 | 24,483 | 24,501 | 24,344 | 17,530 | 17,495 |
| | 加入者割合 | % | 35.40 | 35.45 | 35.26 | 25.44 | 25.40 |
| 保険税 | 現年課税分 | 収納額 | 千円 | 1,714,598 | 1,714,552 | 1,725,965 | 1,238,146 |
| | | 収納率 | % | 88.6 | 88.1 | 87.6 | 84.0 |
| | 滞納繰越分 | 収納額 | 千円 | 112,862 | 133,792 | 115,872 | 110,423 |
| | | 収納率 | % | 11.5 | 12.3 | 11.4 | 10.8 |
| | | | | | | | 11.2 |

加入状況



保険税の状況



【基本的な方向性】

国民皆保険制度や生活保護制度そして年金制度は、憲法が規定する生存権を保障する基幹制度であると言えます。これらの制度設計については、国に一元的責任があると言えますが、その執行主体や国への協力をに行っているのは、本市のような基礎自治体であるため、それぞれの制度の本旨を見定め、適正な執行を行うことが非常に重要となります。

(1) 国民健康保険事業等の適正執行

国民健康保険制度等は、誰でも安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の重要な基盤となります。

そのため、国民健康保険制度等の事業主体として、市民の健康を支える観点からも適正な執行を行うこととし、制度の円滑な維持運営の観点から保険税等の収納率の向上に努めます。

(2) 生活保護制度の適正執行

生活保護制度は、近年、国の逼迫する財政状況の中で、執行主体である基礎自治体の執行が裁量権の濫用として問題となる場合があります。

そこで、制度の趣旨に即した、適正な執行を行うとともに、保護世帯の自立に向けた就労支援等を実施します。

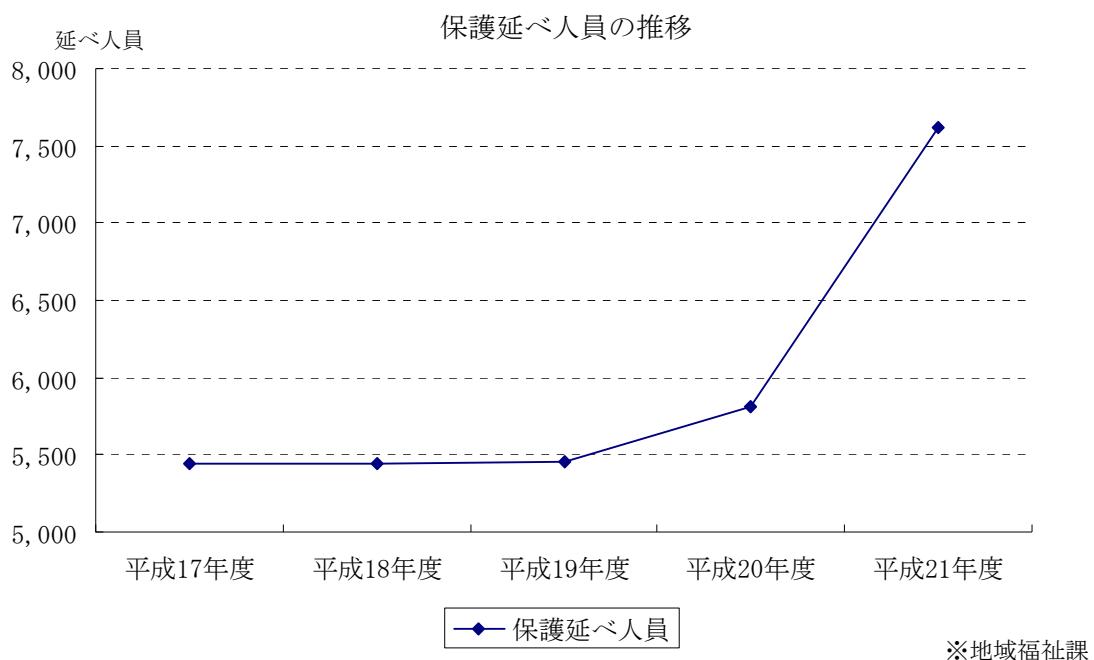
(3) 国民年金制度の適正執行

国民年金制度は、地域住民の高齢期の生活基盤を支える年金受給権の確保に向け、窓口業務の充実を図るとともに、制度の円滑な運用に努め、国民年金制度の運営主体である国に協力します。

健 康 福 祉 ・ 衛 生 関 係

◆ 図表 5－2 本市の生活保護の状況（延べ世帯数・人員）

| 区分 | 平成17年度 | | 平成18年度 | | 平成19年度 | | 平成20年度 | | 平成21年度 | |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 保護世帯数 | 保護人員 |
| 生活扶助 | 1,458 | 1,813 | 1,515 | 1,856 | 1,499 | 1,862 | 1,560 | 1,943 | 1,960 | 2,543 |
| 住宅扶助 | 1,167 | 1,425 | 1,179 | 1,410 | 1,195 | 1,452 | 1,230 | 1,528 | 1,573 | 2,058 |
| 教育扶助 | 33 | 52 | 24 | 72 | 41 | 65 | 55 | 88 | 97 | 135 |
| 医療扶助 | 1,607 | 1,813 | 1,602 | 1,801 | 1,564 | 1,778 | 1,657 | 1,915 | 2,072 | 2,432 |
| 生業扶助 | — | — | — | — | 8 | 8 | 12 | 12 | 27 | 27 |
| 葬祭扶助 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 5 | 5 |
| 介護扶助 | 261 | 268 | 229 | 239 | 223 | 235 | 248 | 263 | 329 | 338 |
| 施設事務費 | 76 | 76 | 60 | 60 | 60 | 60 | 59 | 59 | 81 | 81 |



産業観光関係

○ 工業の振興と流通網の展開

【現況と課題】

— これまでの本市の発展過程 —

本市は、三方を山岳に囲まれ、北部は日本海に面するという高い隔絶性を有しますが、京阪神・中京の2大都市圏を後背に控える天然の良港である敦賀港を有するという立地特性から、古くから海陸交通の要衝としての役割を担ってきました。このため、本市の発展パターンは、外航及び内航の海運の窓口となる敦賀港と京阪神・中京圏に通じる陸上広域交通網を整備することで、外部とのアクセス性を高め、物流の中継地としての優位性を高めていくといったものでした。

しかし、この発展パターンは、本市以外の外部環境の変化に影響を受けやすいだけでなく、その背景には、本市単独で市内の雇用や地域経済を支える内発的な発展の要素が乏しいという課題があることをうかがわせるものであると言えます。

— 地域経済基盤を支える工業の振興の必要性 —

昭和29年に敦賀市と敦賀郡東浦村・中郷村・愛發村・栗野村が合併した際に内閣総理大臣に提出した新市建設の基本方針にも、まず大工場の誘致が挙げられていることからも、外部環境の変化に弱く、地域経済を支える要因が少ないという課題は、連綿と受け継がれているものであると言えます。

もちろん、地域経済を支える主軸となるのは工業のみならず、農業や商業にもその可能性があります。しかし、面積の約8割が森林であるため大規模農業を経営するには不向きであるという土地利用上の制約、そして中継地における商業は外部環境に左右されやすいといった問題から、本市が自立的かつ安定的な発展を模索する上で工業に発展の基盤を求めることには、一定の必然性があると言えます。

— 企業誘致に求められる視点 —

本市の工業を概観すると、事業所数、従業者数、製造品出荷額等のいずれも、嶺北地方に比べて立ち遅れたものとなっています。この要因の一つとして、本市の平野部の狭さから大規模な工業地域を展開することが困難であったことが挙げられます。

本市では、産業団地をはじめとする工業用地への積極的な企業誘致に取組んでいるところですが、本市の地勢と将来を見据え、若者が定住することができるよう雇用機会の創出を図るとともに、産業構造の高度化、高付加価値化を目指し、波及効果の高い企業の誘致を進めていくという視点が重要となります。

昭和29年 新市建設の基本方針

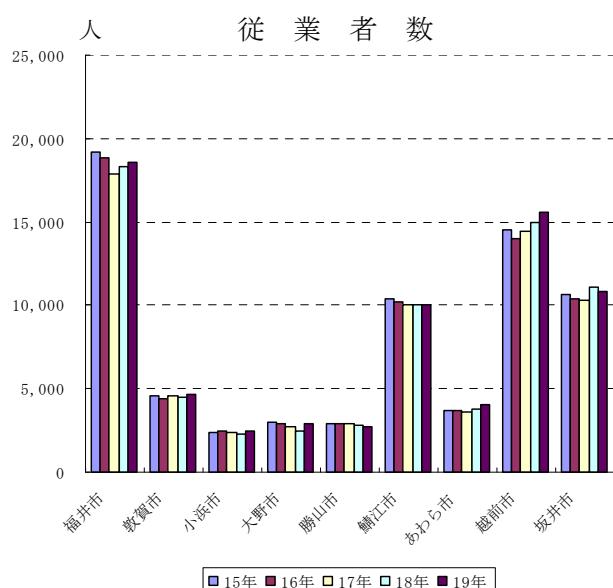
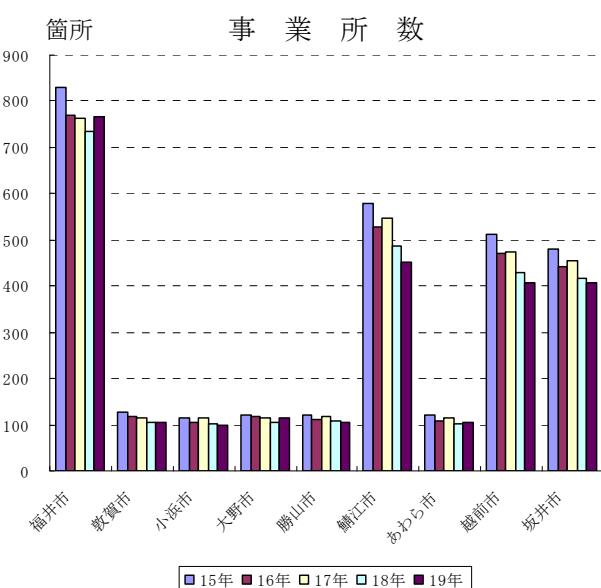
- 1、大工場の誘致を促進し、近代的臨海工業ならびに商業都市として経済的発展を図る。
- 2、港の整備を図り、沿岸、対岸の貿易に寄与せしめる。
- 3、農家経営の改善並びに生産物の増産及び品質の改良に努める。
- 4、観光資源の活用と、施設の完備を図る。

一 流通網の展開 一

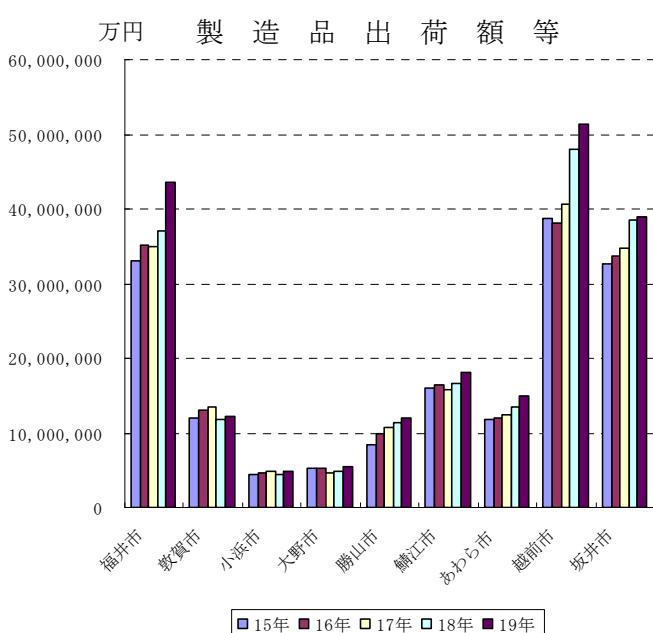
また、工業の振興においては、販路の確保と拡大の基盤となる円滑な流通網が展開されている必要があります。本市は、成長著しい東アジア地域等と接する日本海国土軸上に位置し、敦賀港といった重点港湾を有するとともに、後背地に京阪神・中京圏が控えていることから、工業の振興において非常に有利な立地特性を有していると言えます。

そのため、この本市の立地特性から生じる優位性を最大限発揮するため、港湾や陸上広域交通網の整備促進を行うとともに、ポートセールス等による航路開設をはじめとした円滑な流通網の拡大を図ることが求められています。

◆ 図表 1－1 県内市の工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



※工業統計調査



産業団地

【基本的な方向性】

広域交通網の発展により京阪神・中京圏との一層の交流の拡大が期待される中で、市民の定住を促進するためには、新たな雇用等の受け皿として産業の発展が必要となります。

そこで、産業の中核をなす工業の振興とその発展の基盤となる流通網の展開として、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 雇用の創出と経済的安定のための企業誘致、起業支援の推進

産業団地だけでなく、市内全域を対象とするように平成19年度に改正された敦賀市企業立地促進要綱に基づいて、雇用者の増加と地域経済への寄与といった視点を重視して、一層の企業誘致と起業支援を推進します。

(2) 市内企業の育成強化

市内の雇用と経済を支えている既存企業の育成は、現状の経済の安定化という観点から、新しい企業誘致や起業支援と並んで、非常に重要な要素です。

そこで、国等が行う融資制度の活用をはじめとして、本市独自の支援を行いながら、総合的に推進していきます。

(3) 流通網の整備推進

工業の発展の上で、円滑な流通網の拡大が重要な課題となりますが、立地特性の観点から、県内の他の市町と比較して、本市は非常に有利な位置にあります。

そこで、本市の潜在能力を十分に発揮するために、敦賀港や陸上広域交通網等の整備促進により流通の基盤を整えるとともに、ポートセールス等による新規航路開設といった流通経路の拡大を推進していきます。

◆ 図表1－2 本市の主な企業立地促進に関する支援策

| 区分 | 業種 | 補助率内容 |
|---------------|-----------------------|--------------|
| 企業立地促進補助金 | 製造業、運輸業、情報サービス業、試験研究所 | 投下固定資産総額の20% |
| 特定地域企業立地促進補助金 | 製造業（付随業務を含む） | 投下固定資産総額の20% |
| 雇用補助金 | 製造業、運輸業、情報サービス業、試験研究所 | 1人につき30万円 |
| 空き施設活用補助金 | 製造業、運輸業、情報サービス業、試験研究所 | 賃借料3年分×2／3 |

※新規雇用等の条件有り

※特定地域企業立地促進補助金は、敦賀市産業団地に立地した企業が対象

※雇用補助金は、企業立地促進補助金及び特定地域企業立地促進補助金を受けていることが条件

○ エネルギーと地域振興

【現況と課題】

－ 本市におけるエネルギー産業の位置づけ －

本市におけるエネルギー産業の重要性は非常に高いものがあり、これを示すように市町村民経済計算において、電気・ガス・水道業の割合は、市内総生産全体の約2割を占めています。これは、本市の産業別分類の中でトップの水準にあり、県内の市の中でも最大の規模にあります。このことは、戦後、国際的な政情により、外航貿易が低調となつた中で、港による発展パターンが衰退した後、エネルギー産業が、本市の発展を牽引してきたことをうかがわせるものであると言えます。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力の福島第一原子力発電所における原子力災害の発生を受け、市民の原子力発電所に対する不安が高まっているとともに、これまで築いてきた立地自治体の市民と原子力事業者との間の信頼関係が損なわれる事が懸念されています。

－ 求められる地域振興 －

本市の地域経済において、エネルギー産業は重要な位置にありますが、その一方で、本市がエネルギー都市であるという市民の意識は決して高いとは言えない状況にあります。エネルギー都市として親しみを持っている市民の割合は、福島第一原子力発電所の原子力災害の発生以前であっても、半数をわずかに上回るに留まるものでした。

この要因として、本市における、これまでの地域振興策がどちらかと言えばハード面に傾斜し、地域産業の育成といった民間部門との連携等を進める取組が十分でなかったことが挙げられます。そして、福島第一原子力発電所の原子力災害により市民の不安が高まっている中で、地域振興の大前提として、これまで以上に原子力発電所に対する市民の安心と安全を確保することが求められています。

そのため、原子力発電所が集積する本市においては、原子力防災等における高度な人材の育成や、原子力における幅広い高度な技術を民間部門への移転・転用する研究開発を進める機関等の設置によって、原子力発電所に対する一層の安全対策の強化や新しい産業の創出・育成を推進するといった、市民と原子力発電所との信頼関係を再構築していく取組が求められています。

また、電源地域としての本市独自の振興策として、国、県からの電源立地地域対策交付金が活用されています。今後も、市民が住み良さを実感することで定住を考え、また市外の住民の流入を促すような地域振興策を図る必要があります。

【基本的な方向性】

戦後における本市の発展は、原子力発電所をはじめとしたエネルギー産業が牽引してきました。しかし、福島第一原子力発電所の原子力災害の発生により、市民の原子力発電所への不安が高まっています。

のことから、原子力発電所の立地自治体である本市には、原子力発電所の安全確保を国や事業者に強く求め、市民の安心と安全の確保を大前提として、エネルギー都市である本市の強みを十分に發揮し、市民が原子力発電所との新たな信頼関係を構築していくことができる取組を推進していくことが求められています。

そこで、エネルギーと地域振興の基本的な方向性を、次のとおりとします。

(1) エネルギー都市にふさわしい安心・安全と産業の拠点形成

広域連携大学拠点の形成をはじめとした福井県の「エネルギー研究開発拠点化計画」に基づく施策の実施とその実現への協力を足がかりとして、原子力事業者を中心とするエネルギー関連企業・大学・本市といった产学研官の連携を促進していきます。

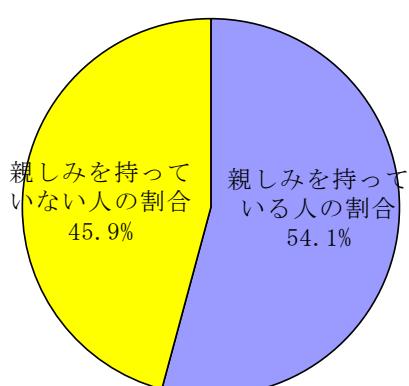
これによって、原子力防災等における高度な知識の集積と人材の育成・交流を通じて原子力発電所等に対する一層の安全対策の強化や、新しい産業の創出・育成による地域経済の強化を推進し、本市がエネルギー都市にふさわしい安心・安全と産業の拠点となることを目指します。

(2) 電源地域としての地域振興の推進

電源立地地域対策交付金による各種施策の推進は、他の地域には無い本市独自の取組であると言えます。

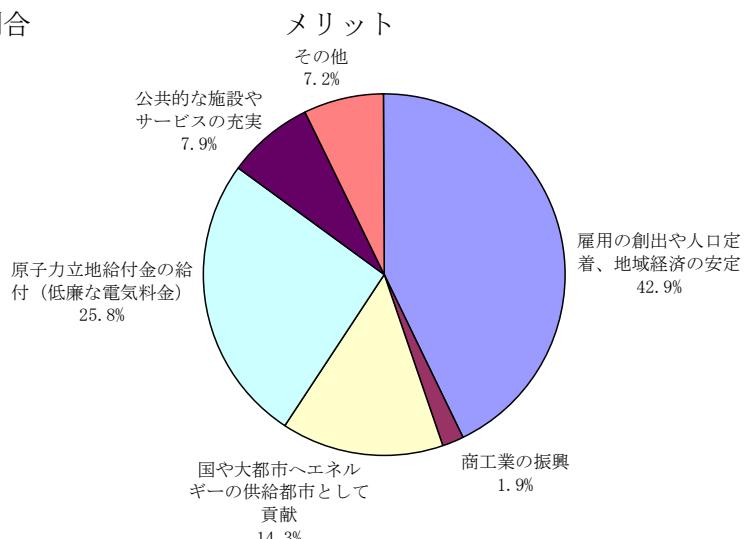
そこで、電源地域として、交付金の適正な執行を行うことはもちろんのこと、市民が住み良さを実感することができる地域振興策を推進します。

◆ 図表2－1 エネルギー都市としての
親しみを感じる市民の割合

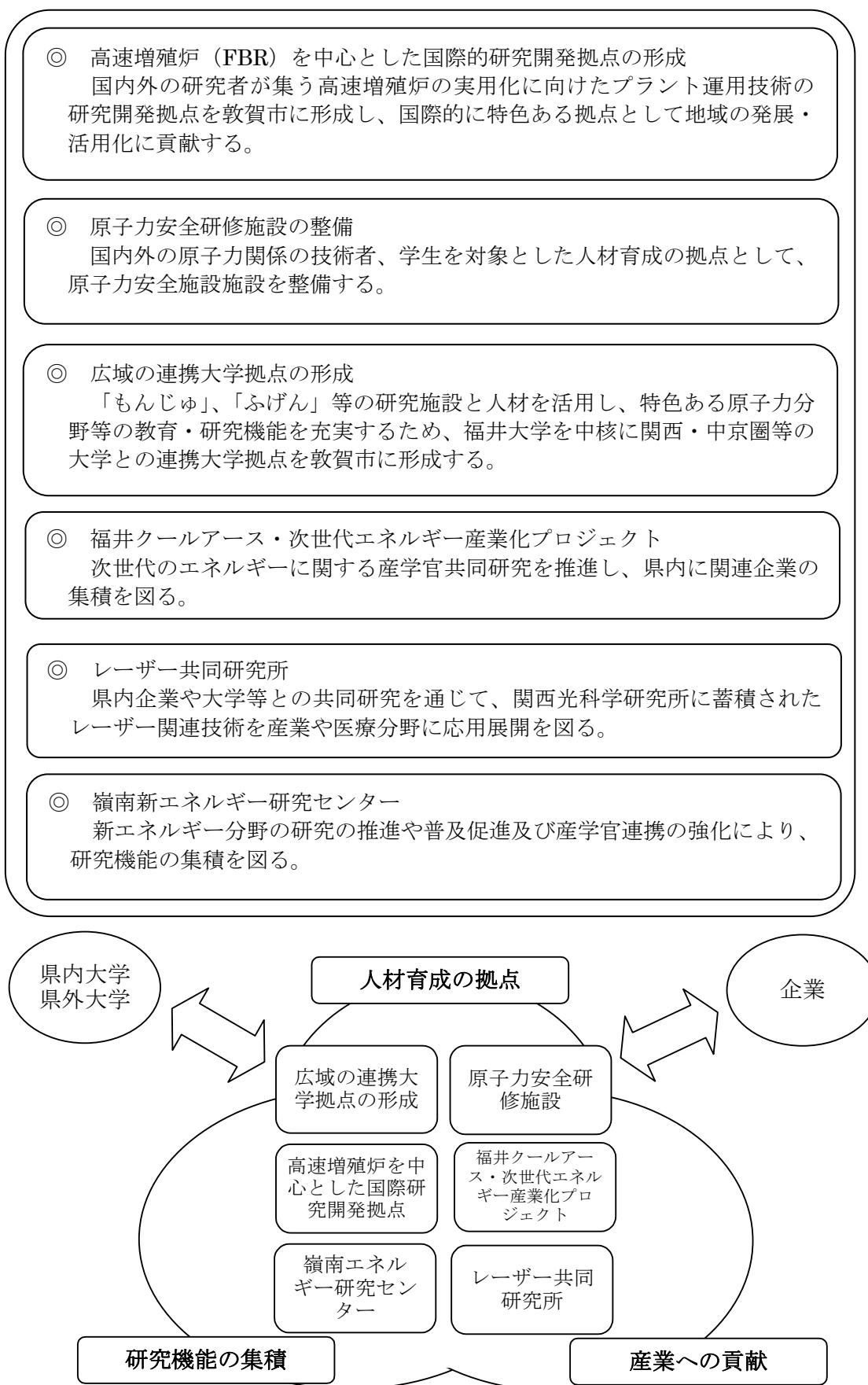


※政策推進課「市民意識調査」

◆ 図表2－2 電源地域として感じる
メリット



◆ 図表 2-3 エネルギー拠点化計画推進方針<平成 21 年度>重点施策の概要



○ 商業の振興

【現況と課題】

— これまでの本市の商業の発展過程 —

本市の産業別の就業人口は、概して第3次産業の割合が高い傾向にあり、近年、特にその傾向が顕著となっています。

この要因として、本市の平野部の狭さから、大規模工場の立地をはじめとした工業の振興によって第2次産業の育成が充分に果たされなかつたことで、交通の要衝という立地特性を活かした物流の中継地として、一時的に流入してくる人々を捉える商業が地域経済の主軸として機能していたことが挙げられます。

— 本市の商業と広域交通網 —

商業統計調査における本市の事業所数・従業者数・年間販売額は、全体的に長引く経済の停滞により減少傾向にありますが、平成16年から平成19年は、年間商品販売額がV字回復を見せています。これは、平成18年度のJR直流通化開業が大きく影響しているとともに、交通の要衝という立地特性を活かした商業の発展過程が、現在でも受け継がれていることを表していると言えます。

のことから、本市の立地特性を活かした商業の発展において、舞鶴若狭自動車道をはじめとした広域交通網の整備促進が重要な要素であると言えます。

— 足腰の強い商業 —

これまでのように、物流の中継地としての流入人口をあてにした商業の発展は、その流れが途絶えるなどの激しい外部環境の変化が生じた場合、とたんに行き詰まりを見せるという危険性があります。

そのため、たとえ中継地としての機能が弱体化しても、引き続き人々を呼び込み、新しい購買力である市外の住民をひきつけるような足腰の強い魅力的な商業地域の形成を継続的に支援していく必要があります。

さらに、工業をはじめとする他の産業分野の振興を図ることで、本市の中に新たな購買力を生み出していくことが重要となります。

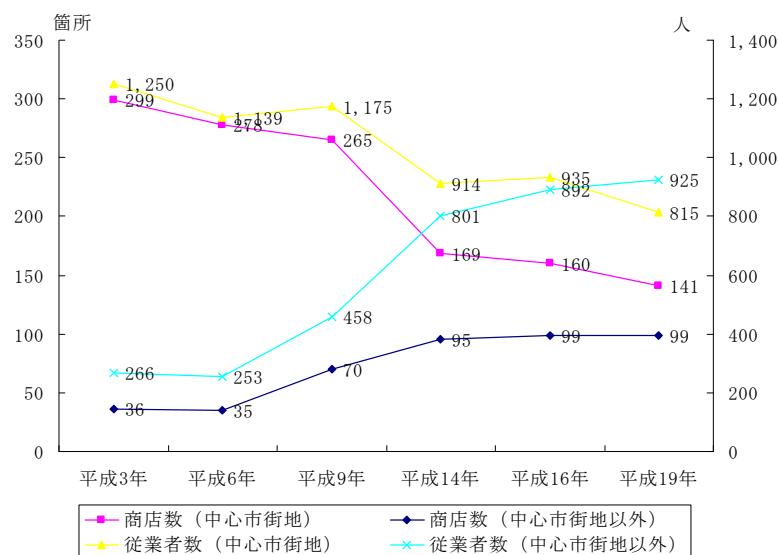
— 商業機能の集積と中心市街地の活性化 —

本市の商業地域の状況を見ると、図表3-1から中心市街地とそれ以外の商業地を比較した場合、商店数においては次第にその差が縮小しており、従業者数においては既に逆転していることから、近年において商業機能の郊外移転が進行しており、中心市街地の商店街の衰退が顕著となっていることがわかります。

商業機能の郊外化は、人が集まる場所が分散し、その結果、まちのにぎわいと魅力が失われることとなるだけでなく、急速な人口減少の中で全体としての需要と購買力が減少することが予測されることから、既成市街地と郊外に分散した商業地域は、減少する需要を奪い合うこととなり、それぞれが次第に活力を失っていく危険性があります。

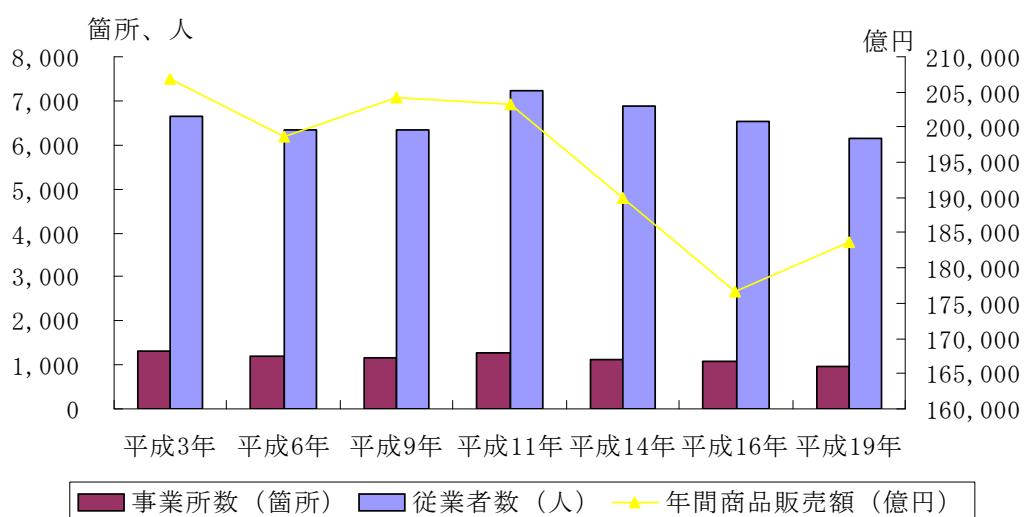
そのため、都市の顔である中心市街地において、商業機能の集積を図り、本市全体のにぎわいを創出するとともに、全ての市民がいつでも気軽に訪れることができる環境の整備が求められています。

◆ 図表3－1 本市の商店数・従業者数の推移



※出所：商業統計調査

◆ 図表3－2 本市の事業所数・従業者数・年間販売額の推移



※出所：商業統計調査

【基本的な方向性】

本市の商業は、物流の中継地として、一時的な流入人口を捉える発展パターンをとつてきました。

舞鶴若狭自動車道をはじめとした物流の基盤となる広域交通網の変革が目前に迫るとともに、商業機能の郊外化と人口減少が進む中で、本市の産業の中核を担う商業の振興として、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 広域交通網の整備促進

物流の基盤となる広域交通網の発展は、交通の要衝として発展してきた本市の商業において、非常に大きな発展の要素となります。

そこで、北陸新幹線の早期実現や運行本数の増加をはじめとしたJR在来線の利便性向上について関係機関への要請を行うとともに、舞鶴若狭自動車道の早期開通等について要望活動を行うなど、広域交通網の基盤整備を促進します。

(2) 商業基盤への支援

本市の商業機能を維持していくためには、外部環境の変化にも柔軟に対応することができる足腰の強い商業地域を形成する必要があります。

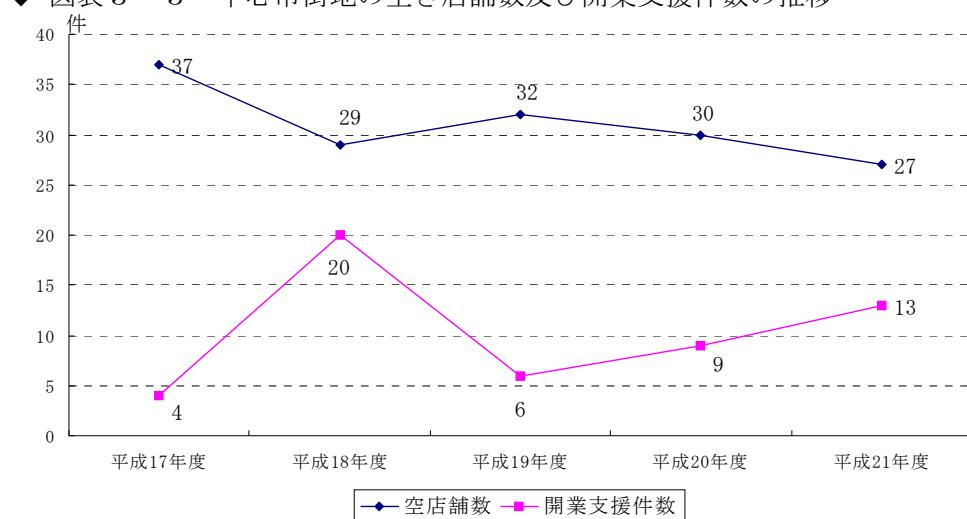
そこで、商業地域の安定的な発展を促すため、空き店舗対策や経営基盤への支援を行っていきます。

(3) 商業機能の集積と中心市街地の活性化

中心市街地に商業機能を集積するとともに、敦賀駅周辺や敦賀港周辺等における多極的な交流拠点の形成と各拠点間における来街者の回遊により、人が行き交うにぎわいを創出し、購買力の拡大を図ることで、魅力ある商業地域としての再生を目指します。

また、全ての市民がいつでも気軽に訪れる能够ができるように、公共交通サービスを充実化していきます。

◆ 図表3-3 中心市街地の空き店舗数及び開業支援件数の推移



○ 観光の振興

【現況と課題】

観光には、二つの重要な役割があります。第一の役割は、都市の魅力を市外の住民に発信することであり、第二の役割は、実際に訪れた人々に観光資源を含めて本市の魅力を体感してもらうことです。そのため、今後の本市の発展の原動力となる市民や市外の住民の定住と流入を促進する上でも、観光におけるこの二つの役割は、正に車の両輪となっていくものであると言えます。

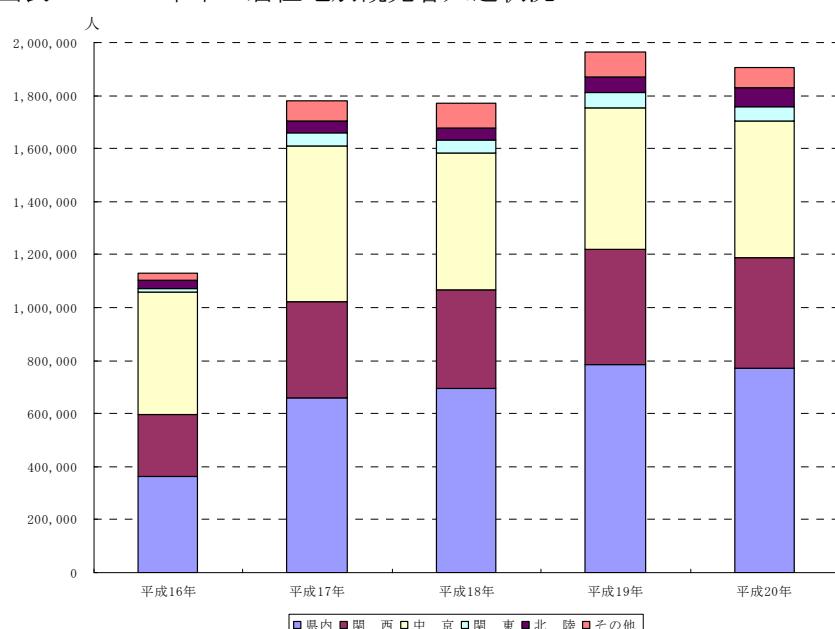
－ 敦賀の魅力を発信する観光の振興 －

魅力の発信という第一の役割は、広域交通網の変革期にある本市において大きな転換点にあります。広域交通網の発展は、物流等に大きな変化をもたらすだけでなく、とりわけ、観光においてその効果は即時的にあらわれます。本市において、それが端的にあらわれたのが平成18年秋のJR直流化開業です。これによって観光客の総数だけでなく、関西方面からの観光客の増加というように、その構成にも影響を与えています。

そして、現在、本市においては舞鶴若狭自動車道の開通といった広域交通網の変革を迎えており、関西方面だけでなく、新たに中国・四国方面からの観光客をも視野に捉えることができる状況となっています。これは、本市の観光産業の活性化の機会であるだけでなく、本市の魅力をこれまでより多くの、そして広域の人々に発信することができる機会であると言えます。

そのため、本市の観光振興において、舞鶴若狭自動車道の開通等の広域交通網の変革に的確に対応することが求められています。

◆ 図表4-1 本市の居住地別観光客入込状況



一 敦賀の魅力を体感する観光の振興 一

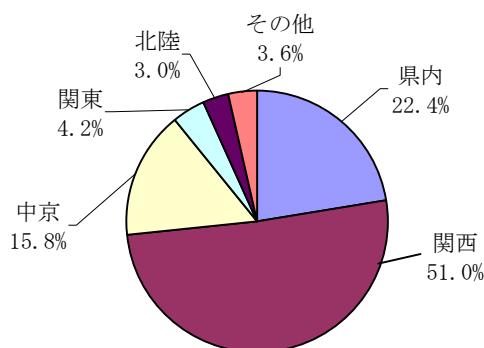
次に、観光における第二の役割として、実際に訪れた人々に本市の魅力を体感してもらい、イメージアップを図ることが挙げられます。そのためには、観光施設等の整備や地域資源を有効活用したイベントの開催といったハード、ソフト両面における一体的な観光施策の展開が重要となります。

また、本市では、直流化開業の翌年の平成19年に、本市への来訪者300人に対して街頭やイベント会場での聞き取り調査を実施しました。その結果を、来訪者の住所地別に見ると、関西・中京方面からの来訪者が66.8%と、全体の半分以上を占めていることから、直流化開業以後に期待された敦賀市の魅力の発信という役割がかなり果たされていることをうかがわせます。

その一方、観光地としての来訪者の満足度をみると、「食べ物」や「土産物」の満足度は高いものの、「交通機関」に満足という回答は約4割弱となっています。このことから、来訪者に本市の魅力を体感してもらうという第二の役割において、観光施策の展開では一定の成果を上げていると言えますが、観光地を巡るアクセスの確保に一部課題があることがうかがえます。

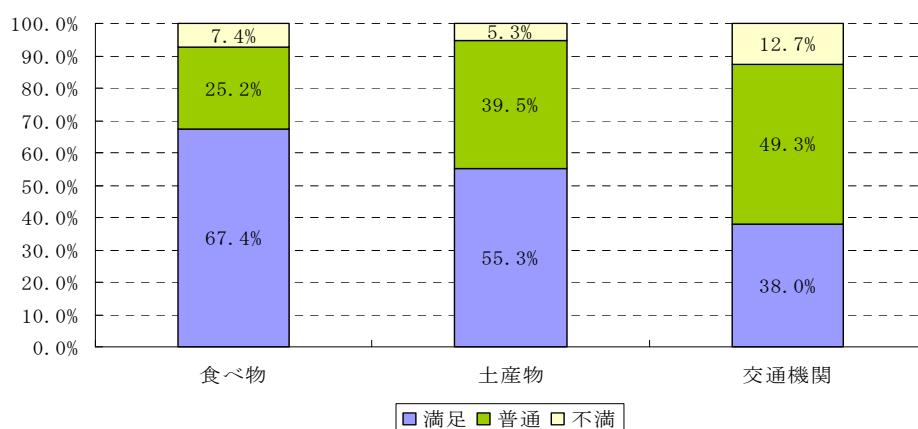
今、広域交通網の発展によって新たな観光客の誘致が期待される中で、観光地として、その拠点となる観光資源そのものの魅力を高めていくことはもちろんのこと、二次アクセスの改善をはじめとした本市に点として存在するそれぞれの観光資源を線として結ぶことによって、本市の魅力を効果的に体感させる取組が求められています。

◆ 図表4-2 本市の来訪者における住所地別構成割合



※出所：JR直流化まちづくり対策調査報告書

◆ 図表4-3 本市の来訪者の満足度



【基本的な方向性】

観光には、本市の魅力の発信と来訪者に対して本市の魅力を提供し、イメージアップを図るという二つの重要な役割がありますが、広域交通網の変革により観光客のターゲットが拡大する中で、その役割を一層効果的に発揮するために、本市の観光の振興について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 広域的かつ計画的な観光の振興

舞鶴若狭自動車道の開通をはじめとした広域交通網の変革を背景として、本市の観光においても、この状況の変化に的確に対応することが求められています。

そこで、本市の魅力をより広域の人々に発信するとともに、観光振興計画の見直しにより計画的な観光の振興を推進します。

(2) 観光地としての魅力を増進する施策の展開

広域交通網の変革を背景として、新規観光客の開拓とともに、本市の魅力を一層体感することができるよう、本市を代表する気比の松原や敦賀港周辺をはじめとした地域資源の整備を進めます。そして、これらを活用したイベント等を実施することで、観光資源そのものの魅力向上による観光の拠点づくりに取組みます。

また、これに加えて、観光客を直接もてなすガイドの研修等による観光ホスピタリティの向上に取組み、ハード・ソフト両面における取組を一体的に推進することで、観光地としての魅力を増進します。

(3) 観光拠点の回遊による面的効果の発揮

本市の魅力を効果的に体感してもらう上で、観光資源を整備・活用するだけでなく、これらを観光の拠点として捉え、公共交通サービスや民間タクシー等の活用により各拠点を効果的かつ効率的に結ぶことで、面的な波及効果を発揮することができる観光の振興を推進します。



大花火大会



ぐるっと敦賀周遊バス

◆ 図表 4-4 観光 INDEX MAP



○ 農林水産業の振興

【現況と課題】

農業、林業そして水産業に共通する課題として、後継者不足や経営基盤の不安定さがあげられます。

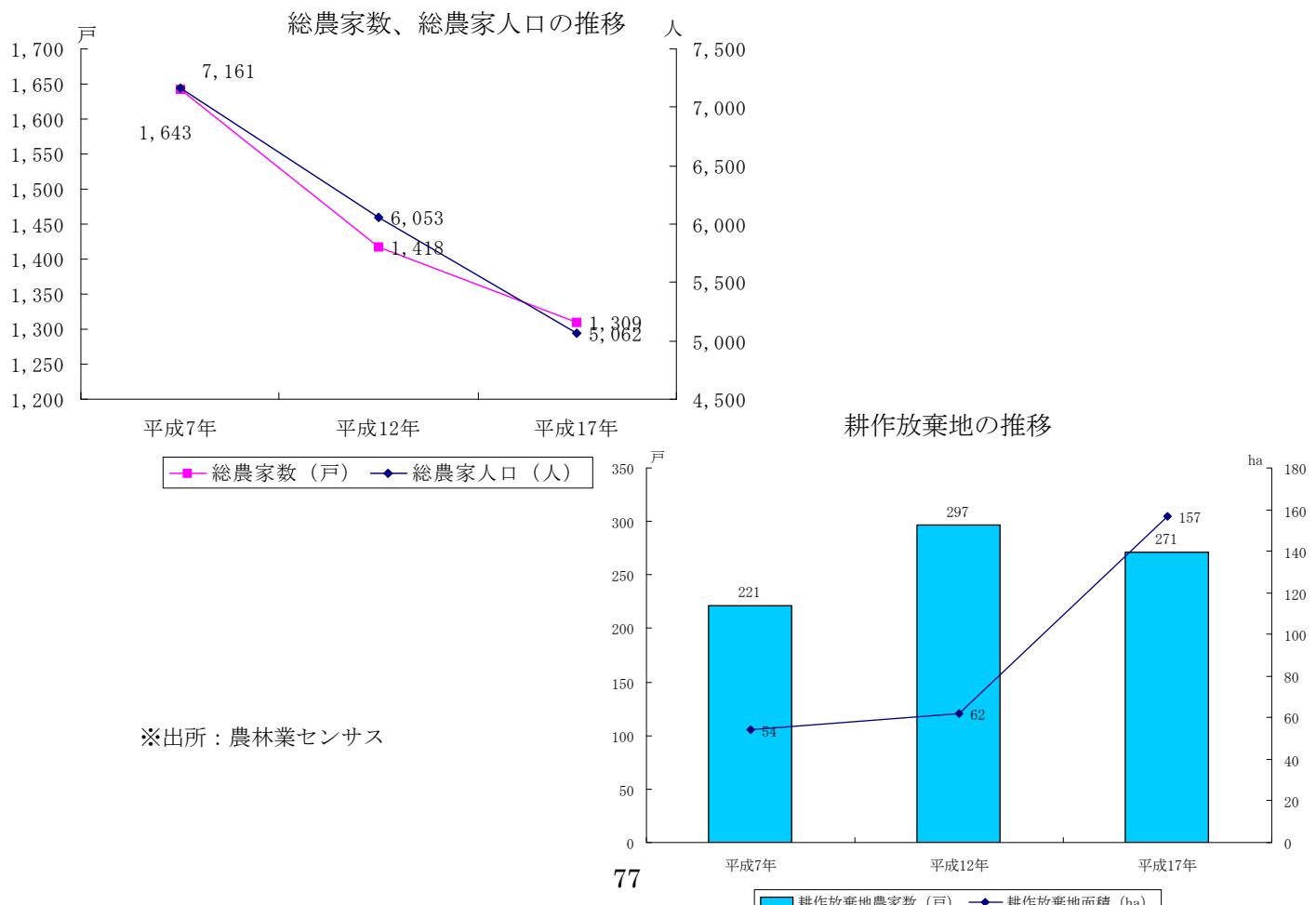
本市の農林水産業全体の状況を見ると、産業別就業人口においては、県内市の中で小浜市、鯖江市と並んで低く、市内総生産額においても同様の状況にあります。

一 本市の農業 一

次に産業分野ごとに見ると、まず農業では、農林業センサスによる平成7年と平成17年の比較では、農家戸数は1,643戸から1,309戸に、総農家人口は7,161人から5,062人と著しく減少している状況で、平成17年における耕作放棄地については、157haにまで増加しており、深刻な後継者不足が浮き彫りとなっています。

また、後継者の減少は産業としての農業の衰退を招くばかりか、農地や山林が有する本市のまちなみや景観の保全、洪水等の自然災害の防止といった多面的な機能の側面からも重要な課題であると言えます。

◆ 図表5-1 本市の総農家数等、耕作放棄地の推移



一 本市の林業 一

林業については、農業以上に深刻な後継者不足となっています。本市の森林面積は約2万haあり、面積規模自体に大きな変動はありません。しかし、農林業センサスによる林家数（1ha以上）を見ると、平成2年に720戸であったものが平成17年には650戸と顕著に減少しています。その結果、林家の保有面積は平成17年で2,604haに過ぎず、山林のほとんどが手つかずの状態となっています。

また近年、地球環境保全機能、生物多様性保全機能、土砂災害防止機能等といった森林の多面的な機能が見直され、地球環境問題や都市災害の面から非常に注目を集めています。その中でも、特に地球環境問題の側面において、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に向けた取組の中で、二酸化炭素等の森林吸収が期待されています。

ただし、これらの機能が十分活かされるためには、新規植林、再植林等の適正な森林の管理が必要ですが、本市の林業の現状では、これらの機能を十分に発揮できるとは言えません。

そこで、林業従事者の確保や林道整備等の管理に係る費用の低減をはじめとした経営の安定化といったことが重要な課題となっています。

◆ 図表5－2 本市の林業の状況

| 保有形態 | 総面積 | | 立木地 | | | その他 | 人工林率 |
|------|--------|-------|--------|-------|--------|-----|------|
| | 面積 | 比率 | 計 | 人工林 | 天然林 | | |
| 総数 | 19,884 | 100.0 | 19,429 | 5,359 | 14,070 | 455 | 27.0 |
| 国有林 | 4,777 | 24.0 | 4,683 | 1,785 | 2,898 | 94 | 37.4 |
| 公有林 | 都道府県有林 | 22 | 0.1 | 21 | 2 | 19 | 9.1 |
| | 市町村有林 | 1,177 | 5.9 | 1,167 | 931 | 236 | 79.1 |
| | 財産区有林 | — | — | — | — | — | — |
| 私有林 | 13,908 | 70.0 | 13,559 | 2,641 | 10,918 | 349 | 19.0 |

※出所：敦賀市森林整備計画書

(平成19年3月31日現在)

※四捨五入の関係上、積算が総数と一致しない場合がある

◆ 図表5－3 京都議定書における森林の二酸化炭素吸収を確保する取組

○ 森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業



※出所：林野庁「平成20年度森林・林業白書」

一 本市の水産業 一

水産業については、近隣の漁港と比べて、経営体数はそれほど低い水準にあるわけではありませんが、漁獲量は低調な傾向にあります。また、世界的な水産物消費量が増加傾向にある中で、養殖業がそれを下支えしている状況にあることから、漁獲量の向上に向けて、養殖の振興等による水産資源の保全が重要な課題となっています。

そして、平成 20 年度には新興国の経済的発展等による燃料価格の異常な高騰により、一時は操業不能にまで陥ったことから、経営体の規模の小ささと立ち遅れている経営面での近代化が問題となっています。

さらに、より重要な問題は水産物の価格形成にあると考えられます。わが国の水産物の価格形成は、伝統的に水産卸売市場を介して、擬似的な市場による「せり」によって行われてきました。

しかし、近年、低価格の輸入水産物や水産卸売市場を介さない量販店等との相対取引が増加傾向にあります。特に、消費者の低価格志向を背景とし、量販店を中心とした流通形態の変化の中で、生産者や卸売業者に対して、水産物を一定の時間に、一定の品質・規格のものを、一定の価格で、一定量供給すること（四定条件）が求められてきました。

この結果、通常は、水揚量の多寡により変動していた魚価が、大きく上昇することが無くなり、価格が低い水準で固定化されるという事態が生じています。

そのため、国内水産物を中心に取り扱ってきた水産卸売市場の市場経由率は徐々に低下しており、需給均衡に見合った魚価の適正化に向けて、水産卸売市場の市場経由率向上が求められています。



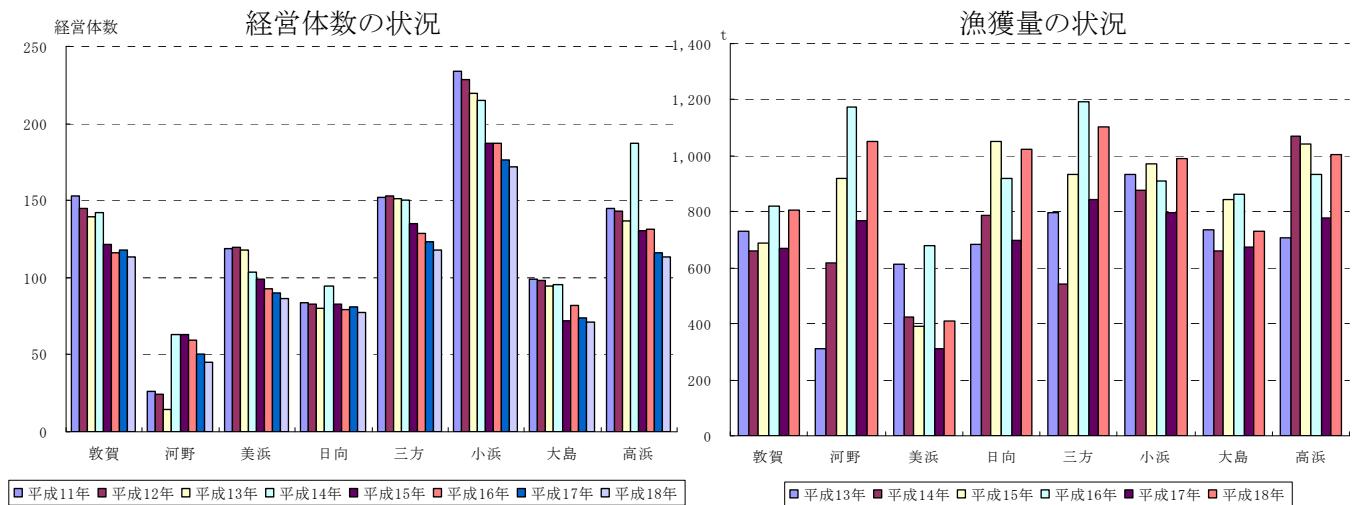
浦底漁港（浦底地区）



立石漁港

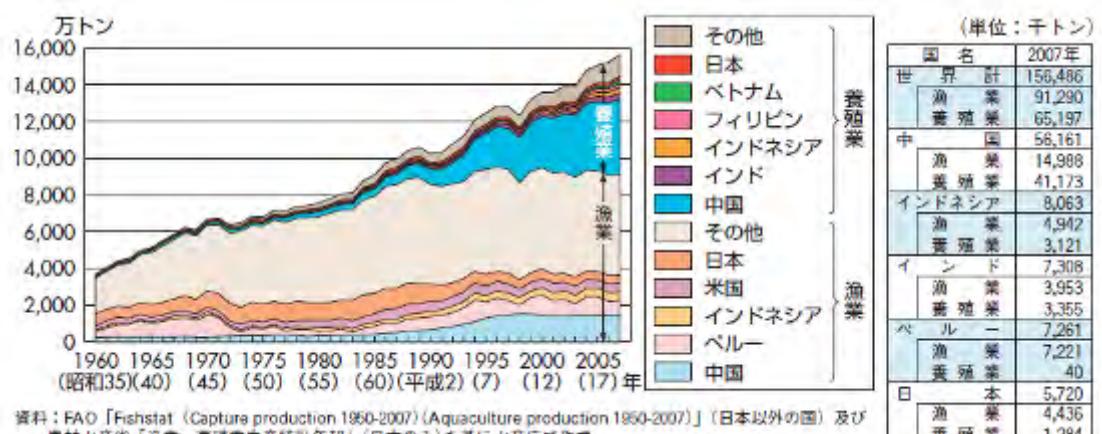
産業観光関係

◆ 図表 5-4 本市の漁港及び近隣漁港における経営体数及び漁獲量の状況



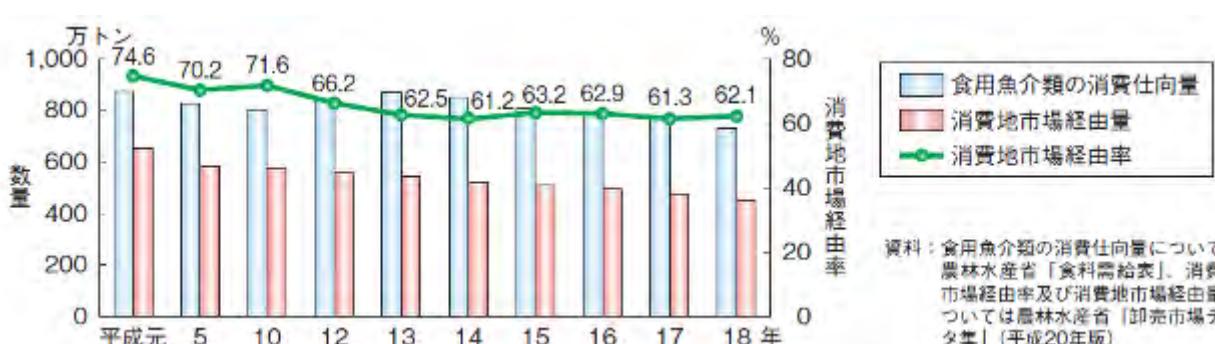
※出所：福井県農林水産統計年報

◆ 図表 5-5 世界の漁業・養殖業生産量の推移



※出所：水産庁「平成 20 年度水産白書」

◆ 図表 5-6 わが国の市場経由量と経由率の経年変化



※出所：水産庁「平成 21 年度水産白書」

【基本的な方向性】

本市の第一次産業を構成する農林水産業の就業人口等は、県内の他の市町と比較して低い水準にあります。

そこで、その背景にある原因を適切に把握し、それぞれの産業に適した振興策の基本的な方向性として、次のことを定めます。

(1) 農業の振興

① 後継者不足への対応強化

農業の衰退傾向の背景には、農業従事者の高齢化と後継者不足という大きな要因があることから、新たな後継者の育成・支援とともに、認定農業者や集落営農組織等の担い手育成等の強化・支援に取組みます。

② 経営基盤の強化及び生産基盤の整備

農業の後継者不足の要因として、収益性の低さが挙げられます。

本市の大半の農家は小規模農家で、中山間地域に分布する農地が多く、土地利用上の制約から、県内の他の市町に比べて生産性が低いため、安定的な経営基盤を強化し、生産性を向上させる施策や小規模農家への支援策を推進します。

(2) 林業の振興

① 後継者不足への対応強化

林業従事者の高齢化と後継者の不足は、木材生産といった産業として林業の衰退を招くだけでなく、自然環境の保全の観点からも深刻な問題となっていることから、地域林業の中核的役割を担う森林組合の機能育成強化を図るとともに、新たな林業従事者の確保・育成に努めます。

② 森林資源及び生産基盤の整備

二酸化炭素の吸収をはじめとした地球環境問題の側面からも重視されている森林の公益的機能の向上のために、造林保育等の森林整備を継続していきます。

また、林業における作業効率の向上のために、林道等の生産基盤の整備を推進していきます。

(3) 水産業の振興

① 経営基盤の強化及び水産資源の保全等

本市の水産業において、他の漁港に比して漁獲量が低調となっており、水産資源そのものが乏しくなっていることから、安定的な漁業経営を支える基盤として漁港を整備するとともに、養殖事業をはじめとした、つくり育てる漁業を推進します。

② 水産卸売市場における市場経由率の向上

わが国の漁業経営が不安定な要因として、魚価が実際の需要量と供給量に見合ったものでないことが挙げられることから、適正な魚価の形成のために、水産卸売市場における市場経由率の向上に努めます。

○ 雇用環境の改善

【現況と課題】

わが国をはじめとする先進諸国では、公共投資等の財政政策や金利調整等の金融政策による需要喚起を通じて、完全失業の解消をはじめとする経済の安定化を目指してきました。

特に、わが国においては、戦後、立ち遅れていた社会資本の整備を背景とした有効需要政策による経済安定化に力を入れてきた結果、失業率もきわめて低い水準にありました。

－ 現在の雇用環境の課題 －

社会が成熟化し、人々のライフスタイルが多様化するとともに産業構造が変化する中で、これまでの有効需要政策のみをもって雇用を安定化させることが、困難な状況になっていると言えます。先の 100 年に 1 度といわれた未曾有の不況下にあって、特に、製造業をはじめとする第二次産業は深刻な打撃を受けた一方で、サービス業をはじめとする第三次産業においては人手不足感があるといった、労働市場における需給のミスマッチが一層の深刻さをもって表面化してきました。

県内に目を転じると、平成 21 年で、福井県内の有効求人倍率は 0.60 にまで減少しており、製造業が盛んな嶺北地方において非常に低い水準にあります。その一方で、第三次産業の割合が高い本市では、有効求人倍率が県内で最も高い水準にあり、現在の労働市場の特徴の一端が垣間見られます。

このように、現在、労働政策においては、従来までの労働市場における需要そのものを下支えする有効需要政策はもちろん重要ですが、人々のライフスタイルの多様化や産業構造の急速な変化の中で、労働市場における需要と供給のミスマッチを埋めることが重要となっています。

－ 人口減少社会に対応し、共生社会に向けた労働環境の整備 －

人口減少が現実のものとなっている中で、高齢者について、これまで培ってきた豊富な経験や知識を活かし地域とともに支えていく上で、その雇用の確保が求められているとともに、就労と出産・子育ての二者択一の状況となっている女性の労働環境の改善が必要となっています。

また、障害者自立支援法が施行され、障がい者の自立と地域社会との共生が重視される中で、共に生き、共に暮らし、共に働く共生社会の実現のために、障がい者の就業機会の確保が重要な課題となっています。

【基本的な方向性】

社会が成熟化し、人口減少が進行する中で、全ての人々が安心して働き、そして共に暮らすことができる社会の実現が求められていることから、それらに対応した労働環境が求められています。

そこで、社会経済情勢の変化に対応した労働環境を築くため、雇用環境の改善として、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 就労機会の確保

人々のライフスタイルが多様化する中で、労働市場における需給のミスマッチが重要な問題となっています。

そこで、労働市場の需給のミスマッチを解消するために、需要と供給の調整機能の充実を図るとともに、市内の雇用創出を行い就労機会の確保を図ります。

(2) 高齢者、障がい者の就労機会の確保

少子化及び高齢化が進行し、労働力人口が減少する中で、高齢者の豊富な経験と知識を活用することが求められているとともに、共生社会の実現に向けて障がい者の雇用の確保が重要となります。

そこで、高齢者や障がい者の自立を支援し、ともに地域を支える共生社会の実現を目指す観点から、就労機会の確保を推進します。

(3) 女性の労働環境の向上

男女共同参画やより開かれた地域社会の実現といった観点から、女性の多様な働き方やライフスタイルを可能にする社会の実現が求められています。

そこで、女性の就労と家庭生活等を両立することができる労働環境の実現に向けて、労働形態を自分の意思で選択できるように家族や地域からもサポートできる体制づくりを推進します。

(4) 勤労者の生活安定

雇用は、言うまでもなく、その地域に定住を志向する上で、非常に重要な要素となります。

そこで、勤労者が、本市で安心して働き暮らすことができるよう、安定した生活環境を下支えする生活に係る資金の融資に協力するなど、勤労者に対する支援を行います。

教 育 文 化 關 係

○ 地域社会の発展の礎を築く教育の振興

【現況と課題】

地方教育行政のあり方については、近年、二つの大きな転機がありました。第一には、平成 10 年における中央教育審議会の「今後の地方教育行政の在り方について」の提言です。これは、平成 12 年の地方分権一括法の施行に先立ち、教育行政における各種地方分権化への取組を示しました。第二は、戦後、約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされたことです。

そして、これを受けて、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法のいわゆる教育三法が改正され、平成 20 年 4 月 1 日に施行されました。

－ 教育行政における地方分権化 －

まず、他の政策分野に先駆けて、平成 10 年における中央教育審議会の答申によって、従来まで不明確であった、国と地方公共団体との関係と役割分担のあり方が示されました。この答申によれば、国の役割とは、学校教育法をはじめとする基本的な教育制度の枠組や学習指導要領等の全国的な基準を設定するとされています。これに対し、市町村の役割としては、施設等機関の設置や文化振興をはじめとした社会教育事業の実施等が定められています。つまり、教育行政の分野の分権改革において、政策立案機能は中央政府に、執行機能は地方公共団体にという基準に沿った役割分担がなされたと言えます。

この役割分担とあわせて重要であるのは、この分権化への取組が、単に中央—地方といった行政機関だけに留まらず、地域住民の教育行政への参加や協力が求められていることです。これによって教育行政は、中央—地方—住民といった垂直的なガバナンス（統治）ではなく、中央・地方・住民の協働に基づく水平的なガバナンスを一層重視していると言えます。

－ 教育基本法の改正 －

次に、制定から約 60 年を経て改正された教育基本法については、新しい時代に向けた教育の基本理念が示されました。この前文に規定されている基本理念においては、従来の教育基本法における「個人の尊厳」が重んじられるとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」そして「伝統の継承」が規定されました。

さらに重要なことは、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するとする「家庭教育」や、教育に関し「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」に努めるべきであるという条文が盛り込まれたことで、教育における家庭の責任と地域社会等との相互の連携協力がわが国の教育行政の方向性として明記されたことです。

－ 教育行政において本市に求められること －

教育行政を取り巻く大きな状況の変化の中で、市町村が第一義的な責任を持つ小中学校等の設置・運営について、今まで以上に責任ある行動が求められているとともに、地域住民との協働を図り、さらなる地域性を發揮することが求められています。

このような中で、本市が設置・運営する学校教育法に定める施設である小中学校、幼稚園の現況は図表1-2のとおりですが、近年の少子化傾向による児童数、生徒数等の減少に対して本市が主体的に対応する上で、小中学校の規模の適正化や通学区域の設定等の幅広い課題について、本市の地域性を反映・発揮しながら、地域住民とともに今後のあり方を検討していく必要があります。

さらに、このような制度面における取組だけでなく教育内容についても、社会経済環境の変化が激しい中で、学習指導要領の方針等に即しつつも、確かな学力や豊かな人間性等、子どもたちの生きる力を育む本市ならではの教育を推進していくことが求められています。

－ 高等教育の振興 －

そして、高等教育機関等については、改正された教育基本法第17条を受けて策定された国の「教育振興基本計画」の基本的方向等において、国公私立大学等の連携等を通じた地域振興の社会貢献を支援することが明記されました。

このことは、国の視点からは、世界に通じる教育研究拠点を形成することに比重が置かれていますが、若者の人口減少が激しい地方都市においては、若者の流入が期待されるだけでなく、地域への良質な人材の供給や高等教育機関等を中心としたぎわいの創出等の地域振興が期待されています。

－ 近年求められる青少年健全育成 －

また、教育の振興にとって、学力の向上や規範意識の醸成等に取組む学校教育の充実と並んで、いじめや非行の防止等の児童・生徒の健全育成が重要な課題となっています。特に、近年、情報化社会の進展により、いわゆるインターネット犯罪に巻き込まれたり、情報関連技術を用いたいじめの発生のように、目に見えない形で問題行動が発生している傾向があります。

そのため、従来までの目に見える形の問題行動への取組とあわせて、家庭や地域社会そして学校が一体となって、青少年の健全育成を一層推進していくことが求められています。

◆ 図表 1－1 教育基本法及び教育振興基本計画の概要

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）

【前文】

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、わが国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

【新設された主な条文】

- 教育の目標
今日重要と考えられる事柄を 5 つに整理して「教育の目標」を規定。
- 大学
大学の役割や、自主性・自律性等の大学の特性が尊重されるべきことを規定。
- 私立学校
私立学校の自主性を尊重しつつ、国・地方公共団体が私学助成等の振興に努めるべきことを規定。
- 家庭教育
保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを規定。
- 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力
学校、家庭、地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきことを規定。
- 教育振興基本計画
国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることについて規定。

教育振興基本計画（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定）

- 基本的方向 1：社会全体で教育の向上に取組む。
誰もが、身近な場所で、地域ぐるみの子育て支援や教育支援を受けたり、参加したりすることができるようとする。
- 基本的方向 2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる。
世界トップの学力水準を目指すとともに、規範意識、生命の尊重等を培い、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成する。
- 基本的方向 3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える。国際的な競争力・存在感を備える教育研究拠点を各分野において形成することを目指し、大学の連携等を通じた地域振興への貢献を支援する。
- 基本的方向 4：子どもたちの安心・安全を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。
安心・安全な教育環境の整備や教育の機会均等の確保を図る。

教育文化関係

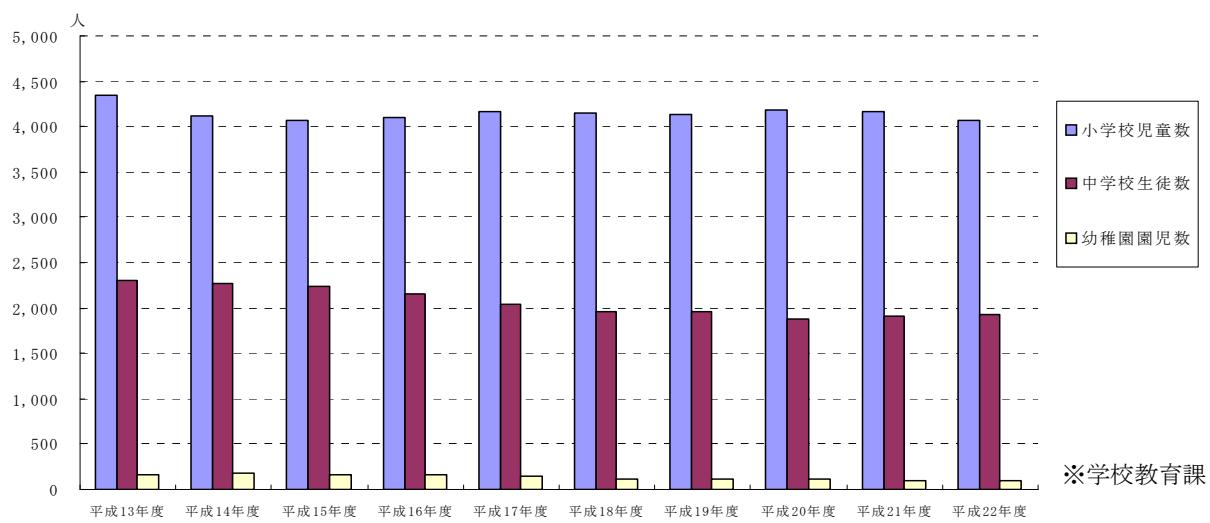
◆ 図表 1－2 本市の小中学校、幼稚園の状況

| 名 称 | | 児童・生徒数 | 学級数 | 教職員数 | 備 考 |
|------|--------|--------|-----|------|-------|
| 小学校 | 敦賀西小学校 | 274 | 12 | 19 | |
| | 敦賀南小学校 | 430 | 14 | 23 | |
| | 敦賀北小学校 | 210 | 7 | 14 | |
| | 松原小学校 | 493 | 18 | 26 | |
| | 中央小学校 | 612 | 19 | 31 | |
| | 沓見小学校 | 115 | 6 | 11 | |
| | 常宮小学校 | 15 | 3 | 6 | |
| | 西浦小学校 | 12 | 3 | 6 | 中学校併設 |
| | 東浦小学校 | 29 | 4 | 7 | 中学校併設 |
| | 赤崎小学校 | 16 | 3 | 6 | |
| | 咸新小学校 | 113 | 7 | 12 | |
| | 中郷小学校 | 442 | 14 | 21 | |
| | 栗野小学校 | 588 | 19 | 29 | |
| | 栗野南小学校 | 574 | 19 | 30 | |
| | 黒河小学校 | 146 | 6 | 12 | |
| 小学校計 | | 4,069 | 154 | 253 | |
| 中学校 | 気比中学校 | 455 | 15 | 30 | |
| | 角鹿中学校 | 195 | 9 | 19 | |
| | 松陵中学校 | 587 | 20 | 38 | |
| | 西浦中学校 | 10 | 3 | 7 | 小学校併設 |
| | 東浦中学校 | 12 | 3 | 7 | 小学校併設 |
| | 栗野中学校 | 663 | 23 | 42 | |
| 中学校計 | | 1,922 | 73 | 143 | |
| 幼稚園 | 敦賀北幼稚園 | 24 | 2 | 5 | |
| | 松陵幼稚園 | 80 | 4 | 8 | |
| | 幼稚園計 | 104 | 6 | 13 | |

※出所：平成22年度 敦賀市学校要覧

平成22年5月1日現在

| 区分 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校児童数 | 4,341 | 4,123 | 4,072 | 4,103 | 4,173 | 4,152 | 4,142 | 4,185 | 4,165 | 4,069 |
| 中学校生徒数 | 2,307 | 2,267 | 2,235 | 2,165 | 2,041 | 1,955 | 1,962 | 1,878 | 1,906 | 1,922 |
| 幼稚園児童数 | 171 | 173 | 165 | 167 | 144 | 118 | 121 | 117 | 104 | 104 |



◆ 図表 1－3 敦賀短期大学在学生の状況（各年 5 月 1 日現在）

| 区分 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日本史 | 81 | 66 | 54 | 46 | 44 | 25 | 5 | 2 | — | — |
| 経営 | 48 | 76 | 116 | 118 | 109 | 46 | 3 | — | — | — |
| 地域総合 | — | — | — | — | — | 83 | 143 | 164 | 153 | 169 |
| 学生数 計 | 129 | 142 | 170 | 164 | 153 | 154 | 151 | 166 | 153 | 169 |

※政策推進課

【基本的な方向性】

近年、わが国の教育行政は、「地方分権化への取組」、「教育基本法の改正」といった大きな転機を迎えました。これによって、地方教育行政において家庭と地域社会等との相互の連携協力が求められています。

そこで、本市の教育の振興において、責任と協働そして地域をキーワードとして、基本的な方向性を次のとおりとします。

(1) 幼稚園教育の充実

幼児期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であるため、きめ細やかな教育環境が必要となるとともに、保護者との密接な関係構築が重要になります。

そこで、保護者をはじめとした地域とのつながりを重視した魅力ある幼稚園を目指します。

(2) 義務教育の充実

義務教育は、社会の構成員として必要とされる基本的な資質を養う非常に重要な政策分野であることから、その推進に向けては、行政だけでなく、保護者を中心とした地域住民との協働が一層求められています。

そこで、快適な教育環境の創出といった学校設備・施設の充実はもちろんのこと、今後の学校のあり方や政策決定に地域住民の意向を十分反映させるとともに、地域ぐるみで確かな学力の形成と郷土愛の醸成を目指す本市独自の教育を着実に実施していきます。

(3) 高等教育の充実

高等教育の充実は、わが国全体としては、産業立国としての技術水準の向上等につながる非常に重要な取組であるだけでなく、地域の中で見た場合、優秀な人材の供給や若年層の人口流出を流入に転換するといった効果が期待されます。

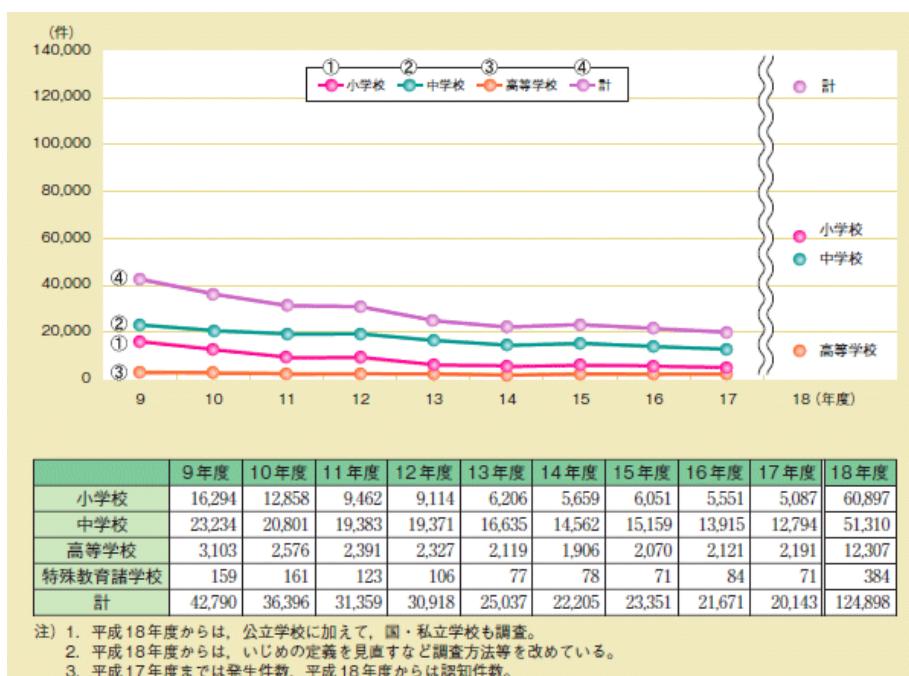
そこで、高等教育機関等の充実により、良質の人材育成を行うことによる地域の産業基盤の充実や若年層の定住・流入を図るとともに、高等教育機関等を中心とする都市のにぎわいの創出を推進します。

(4) 青少年の健全育成

都市化の進展による核家族化の進行や共働き世帯の増加、そして情報関連技術の発達といった青少年を取り巻く環境の変化によって、その問題行動が表面化しにくい傾向にあります。

そこで、本市の基礎自治体としての地域性を発揮して、これまで以上に地域や青少年育成団体等における活動を支援し、協力することで、家庭、学校、地域の連携による青少年の健全育成に努めます。

◆ 図表 1－4 わが国のいじめの認知（発生）件数の推移



◆ 図表 1－5 新敦賀っ子教育推進プラン～敦賀スタンダードの構築をめざして～



○ 新しい時代の社会教育の充実と活性化

【現況と課題】

社会の成熟化に伴い、人々の学習意欲は高まっており、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を活かすことができる環境が求められています。

また、急速な高齢化の中で、高齢者が充実した生活を送るために、その自己研鑽意欲に応えることができる環境に対する需要は一層増加していると考えられます。

－ 社会教育の拠点としての役割 －

このような需要に応える社会教育の拠点として中核的な役割を果たすのが、公民館や図書館等の社会教育施設です。

また、核家族化等によって地域のコミュニティのつながりが希薄化する中で、近年、社会教育施設には、この他に次の二つの重要な役割を果たすことが求められています。

－ 地域のつながりを再生する拠点としての役割 －

近年、社会教育施設に求められる、一つ目の役割は、地域のつながりを再生する拠点としての役割です。特に公民館は、あらゆる公共施設の中で、最も市民に開かれた場であると言えます。その目的は、社会教育法によれば教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等であり、これまで、その目的を達成するために、公民館において学術及び文化に関する各種事業を実施してきました。しかし、近年の核家族化の進行や高齢者単身世帯等の増加が見られる中で、地域のつながりを再生するきっかけとして、公民館に人々が集うという手段それ自体が意義のあるものとなっています。

－ 地域ぐるみでの教育を推進する拠点としての役割 －

二つ目の役割は、社会教育だけでなく、学校教育も内包した生涯教育全体における、地域との協働の拠点としての役割です。改正された教育基本法等によるまでもなく、学校教育等において地域住民と連携した取組が重視されています。このことから、公民館や図書館といった施設は地域住民に最も身近な公共施設として、行政や保護者、そして地域住民が主体となって、地域ぐるみで教育を推進していく拠点としての役割が期待されています。

このような公民館や図書館等の社会教育施設が求められる役割を十分に發揮するためには、ハード・ソフト両面の一体となった取組によって、施設それ自体の利便性や魅力の向上を図ることはもちろんのこと、「いつでも、誰でも」入りやすい環境の整備が非常に重要となっています。

【基本的な方向性】

誰でも、自らを高めることができる場が求められている中で、市民に最も身近な社会教育施設である公民館や図書館等の役割が重視されおり、特に近年、社会教育の場としてだけでなく、地域のつながりを再生する場や地域ぐるみで教育を支える協働の拠点といった多様な役割が求められています。

そこで、本市の社会教育の充実と活性化に向けて、次の基本的な方向性を定めます。

(1) 社会教育の充実

生涯学習をはじめとする社会教育に対する需要を満たすために、経年による劣化がみられる公民館やプラザ萬象等の施設について、地域住民の意向を十分に反映した整備を行うとともに、学習ニーズに応じた各種講座を開催していきます。

(2) 利用しやすい環境の創出

公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点に留まるものではなく、地域のつながりの再生や学校教育等を地域ぐるみで支える協働の拠点としての多面的な役割が期待されていることから、これらの社会教育施設が市民に利用しやすい場であることが必要となります。

そこで、公民館においては、例えば、住民ニーズに即した新規講座の開設による利用対象者層の拡大を図るとともに、公民館職員の資質向上等により、「いつでも、誰でも」入りやすく、利用しやすい環境を創出するように努めます。

また、特に図書館は、連日、多くの子ども達や読書愛好家が利用する本市の中心的な学習施設として機能しています。今後、より広い市民の方々に気軽に学習する機会を提供するため、幼稚園、学校、保育園等への定期的な図書の貸出しや、ストーリーテリング等のボランティア活動を通して、幅広い年齢層の読書環境づくりを目指します。



中郷公民館



◆ 図表 2-1 公民館利用状況

| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 生涯学習センター | 15,852 | 13,426 | 9,230 | 11,803 | 14,817 |
| 東浦公民館 | 5,767 | 6,503 | 5,209 | 5,044 | 4,223 |
| 北公民館 | 13,816 | 16,362 | 16,588 | 16,324 | 15,210 |
| 南公民館 | 9,833 | 12,195 | 11,770 | 11,387 | 10,345 |
| 西公民館 | 36,413 | 36,794 | 33,602 | 30,484 | 29,181 |
| 東郷公民館 | 24,427 | 25,350 | 27,596 | 26,444 | 30,436 |
| 中郷公民館 | 16,118 | 16,967 | 16,356 | 14,354 | 12,285 |
| 愛発公民館 | 2,589 | 2,912 | 2,864 | 4,948 | 9,843 |
| 栗野公民館 | 39,320 | 48,368 | 59,474 | 56,183 | 59,123 |
| 松原公民館 | 18,839 | 24,815 | 23,038 | 19,990 | 23,787 |
| 計 | 182,974 | 203,692 | 205,727 | 196,961 | 209,250 |

※生涯学習課

◆ 図表 2-2 図書館利用状況

| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 開館日数 | 275 | 276 | 276 | 278 | 277 |
| 1日平均貸出冊数 | 926 | 1,039 | 1,091 | 1,116 | 1,135 |
| 延べ貸出冊数 | 254,782 | 286,660 | 300,985 | 310,249 | 314,429 |
| 一日平均利用者数 | 540 | 550 | 554 | 571 | 654 |
| 延べ利用者数 | 148,634 | 151,770 | 152,946 | 158,846 | 181,274 |
| 蔵書数 | 212,222 | 216,896 | 220,822 | 225,555 | 229,257 |

※図書館

◆ 図表 2-3 プラザ萬象利用状況

| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------|---------|--------|---------|--------|--------|
| 利用者人数 | 107,351 | 83,573 | 107,025 | 93,999 | 85,777 |
| 利用件数 | 1,460 | 1,591 | 1,643 | 1,646 | 1,645 |

※プラザ萬象

○ 文化の振興と郷土への誇り

【現況と課題】

— 市民文化 —

市民と共にあり、地域に根ざす基礎自治体である本市にとって、振興し、後世に守り伝えていくべき文化とは、本市が歩んできた歴史の中で形成された多様で豊かな歴史文化遺産はもとより、連綿と続く歴史の上に積み重ねられた慣習や習俗までも含む市民の生活そのものであると言えます。

ここでは、このような市民の生活に根ざした幅広い文化を「市民文化」と表現するとともに、市民を担い手として、日々の生活の中で自然に育まれ生み出されていくものであるという視点を重視します。

そこで、このような敦賀の「市民文化」を振興していくためには、次の三つの課題に取組んでいく必要があります。

— 市民の文化意識の啓発・向上 —

第一の課題は、「市民文化」の形成主体であり、文化を理解し文化を生み出す担い手である市民に対して、文化に対する意識を育んでいくことです。もし、市民の文化に対する意識が低ければ、守り伝えられた文化を損ない、あるいは、せっかく形づくられようとしている「市民文化」の芽を摘むことにもなりかねません。

そのため、「市民文化」を振興していく上で、市民の文化に対する意識を育むことが重要となります。

— 「市民文化」の形成・発信、定着・保存 —

第二の課題は、文化意識を育む上で、様々な文化に接することができ、芽生えた文化意識をもって新たな文化を形成・発信し、定着・保存することができる活動拠点等を整えていくことです。

本市においては、「市民文化」の形成・発信、定着・保存の活動拠点として、博物館や山車会館、そして市民文化センター等があります。これらの施設の機能維持・向上を図るだけでなく、その活用策においても学校教育や観光振興といった他の政策分野との連携を図ることで、市民の一層の文化意識の向上とともに、心の豊かさを育むことができると考えられます。

— 歴史文化遺産等の次世代への継承 —

最後の課題は、地域における先人の営みを知り、地域の歴史を正しく理解することで、より豊かに未来を展望するために、本市に数多く存在する有形・無形の歴史文化遺産等

を世代を越えた貴重な共有財産として、確実に後世に継承していくことです。

このため、氣比神宮や西福寺といった文化財を保全するとともに、地域の伝行事等の無形の文化財の保存を支援していくことが必要となります。

一 文化に身近にふれあえる魅力あるまちと心豊かな市民性 一

これらの「市民文化」における課題の達成と振興を通じて、文化に身近にふれあえる環境を整えることで、郷土である敦賀に対する誇りと愛着が育まれることが期待されます。

そして、このことが魅力ある敦賀を創造するだけでなく、本市が国内外の交流拠点として、多様な文化を受け入れることができる、心豊かで品格のある市民性の源となると考えられます。

◆ 図表 3－1 市立博物館及びみなとつるが山車会館の利用状況

| 区分 | | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 博物館 | 開館日数 | 293 | 284 | 300 | 291 | 292 | 291 | 291 | 293 | 290 | 292 |
| | 入館者数 | 7,850 | 8,125 | 8,105 | 8,113 | 8,893 | 8,905 | 13,702 | 9,857 | 8,071 | 9,837 |

※博物館

(単位：日、人)

| 区分 | | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 山車会館 | 開館日数 | 302 | 300 | 300 | 294 | 296 | 300 | 300 | 300 | 296 | 293 |
| | 入館者数 | 7,968 | 8,193 | 9,610 | 7,678 | 8,933 | 8,100 | 9,952 | 9,041 | 6,643 | 6,730 |

※文化振興課

(単位：日、人)

◆ 図表 3－2 市民文化センターの利用状況

| 区分 | | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用回数 | | 152 | 295 | 277 | 290 | 349 | 355 | 423 | 434 | 390 | 360 |
| 利用者数 | | 31,157 | 52,892 | 48,339 | 40,985 | 49,569 | 43,268 | 43,208 | 41,716 | 45,948 | 45,764 |

※市民文化センター

(単位：回、人)



博物館



96

【基本的な方向性】

文化は、市民一人ひとりが担っていくものです。地域に根ざした文化行政の役割は、歴史や伝統文化の継承、文化財の保存に努めるのみならず、市民の日々の生活の積み重ねの中で培ってきた慣習や習俗を含む、包括的な「市民文化」の形成を支援することで、市民一人ひとりの郷土への誇りと心豊かな市民性の醸成につなげていくことです。

そこで、文化の振興等の基本的な方向性として、次のことを定めます。

(1) 意識の向上

「市民文化」の振興のためには、市民一人ひとりの文化に対する意識の向上が重要となります。

そのため、地区の伝統行事の支援や博物館での展示会の充実、そして市民文化センターでの音楽・芸術鑑賞を通じて、市民が文化に身近に触れる機会を増やすことで、市民の文化意識の向上を図ります。

(2) 活動拠点の整備・拡充

「市民文化」の形成・発信、定着・保存の場として、市民文化センターにおいて舞台設備・施設等の整備改修を行うとともに、山車会館の利便性向上のための環境整備等を行います。

特に、本市の「市民文化」の活動拠点の中核の一つとなる博物館については、市民の共有財産である館蔵品を適切に保存できるよう博物館収蔵庫を整備し、福井県指定文化財である博物館建物（旧大和田銀行本店）の修復を行うことで、博物館機能と文化財建造物との両立を図っていきます。

さらに、これらの整備や敦賀市歴史文化資産検討委員会及び敦賀市新博物館建設検討委員会の答申、そして市民のニーズ等をふまえ、新博物館等今後の博物館のあり方について、市民とともに検討を行っていきます。

(3) 文化財等の保護

本市には、氣比神宮の大鳥居、氣比の松原、西福寺阿弥陀堂等の文化財をはじめ、人々の生活の中で育まれた習慣や伝統行事等の有形無形の歴史文化遺産が存在します。これらは、本市の豊かな自然環境と同じく私たちの共有の貴重な財産であり、次世代に確実に継承する義務があります。

そこで、中郷古墳群をはじめとした古代歴史文化遺産の整備・活用、山車水引幕の復元新調、柴田氏庭園・西福寺・高徳寺等の保存修理等をはじめとした文化財の保護を行います。

○ スポーツの振興と新たな役割

【現況と課題】

スポーツは、人間の身体的・精神的な欲求に応える人類共通の文化の一つです。スポーツが市民の心身両面に与える影響は大きく、明るい地域社会を築く上でも、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことは、大きな意義のあるものです。

ただし、現在、わが国全体として、これまでの経済成長による都市化の進展や、核家族化を背景とした、わが国で伝統的に育まれてきた地域コミュニティの衰退、そして急速な高齢化の進行といった急激な社会経済環境の変化の中で、スポーツへの取組は、文化といった側面だけでは捉えることができない次の重要な役割が期待されています。

－ 生きがいづくり、健康づくり －

第一に、急速な高齢化の進行や健康増進が注目を集める中で、生き生きとした人生を送る上で、生きがいづくりや健康づくりといった観点から、スポーツへの取組が重視されています。

特に、健康づくりのためのスポーツ振興は、メタボリック・シンドロームの疾病概念に基づいて、各保険者による健康検査と特定健康指導が実施されることとなったことを背景として、一層の充実が期待されていると言えます。

－ 競技スポーツの振興とスポーツへの関心 －

第二に、競技としてのスポーツの振興が求められます。近年、国際的な舞台で、わが国のスポーツ選手が活躍する機会が増加しています。このような競技スポーツにおける盛り上がりは、スポーツそのものへの関心を高めることにつながります。

のことから、市民のスポーツへの関心を高めるためにも、全国的規模の大会に出場する優秀選手、団体への支援や各種大会の開催誘致等といった競技力の向上を図るスポーツ振興が求められます。

－ 人と人とのつながりの再生 －

第三に、地域のつながり、地域コミュニティが衰退する中で、たとえ、地域といった共通項を有していないくとも、スポーツへの取組を通じて、人と人とのつながりを再生することが期待されます。

このようなことから、今日的にスポーツの振興策として、従来までの競技スポーツの振興等といった役割に加えて、高齢者の生きがいづくり、市民の健康増進、地域のつながりの再生をはじめとした多様な役割を果たすことが求められています。

【基本的な方向性】

地域のつながりの希薄化、急速な高齢化、健康増進への関心の高まりの中で、これまでの競技スポーツ主体の取組に加えて、生きがいづくり、市民の健康増進、人と人とのつながりの再生という多様な役割が期待されています。

そこで、本市のスポーツの振興として、次のとおり基本的な方向性を定めます。

(1) 生きがいづくり、健康づくりとしてのスポーツの振興

急速な高齢化の中で、生きがいづくりや健康づくりといった観点から、スポーツへの取組が重視されています。

そこで、幅広い年代の人々、取組みたい種目、技術レベルなどの多様なニーズに対応し、かつ気軽に取組むことができる総合型地域スポーツの普及振興をはじめとして、生活の中でスポーツに取組むことが生きがいや健康増進につながるようなスポーツ振興を推進します。

(2) 競技スポーツの振興

自らの能力と技術の限界に挑む競技スポーツは、多くの人々に夢や感動を与えるとともに、スポーツそのものへの関心を高めます。

そこで、指導者等の資質向上や素質ある選手等の発掘と育成を支援し、競技レベルの向上を図ります。

(3) 人々のつながりを再生するスポーツ交流の推進

核家族化の進行等により、地域のつながりが希薄化する中で、スポーツへの取組には、人と人とのつながりを再生する役割が期待されています。

そこで、スポーツによる人々のつながりの再生を促すため、各種スポーツ教室・大会の開催等によって、スポーツを通じた市民の自発的な交流を推進していきます。

(4) スポーツ施設の整備

今日的に、様々な役割が期待されるスポーツについて、市民が自発的に取組むことができる基盤が整っていることが求められています。

そこで、「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツに取組むことができるよう、運動公園の陸上競技場の改修をはじめとして、市民のニーズに応じたスポーツ施設を整備していきます。

◆ 図表4 スポーツ施設の利用状況

| 区分 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市立体育館 | 29,462 | 38,873 | 19,345 | 37,795 | 33,063 | 26,554 | 30,141 | 30,896 | 32,538 | 36,220 |
| 東浦体育館 | 2,379 | 1,860 | 2,045 | 2,047 | 1,961 | 1,819 | 2,019 | 2,082 | 2,143 | 2,579 |
| 金山体育館 | 7,638 | 8,104 | 6,784 | 9,278 | 9,922 | 10,537 | 8,150 | 6,469 | 7,300 | 7,526 |
| 中郷体育館 | 37,180 | 46,414 | 43,597 | 46,307 | 47,311 | 49,710 | 42,776 | 51,317 | 46,060 | 40,560 |
| 市営野球場 | 9,952 | 11,483 | 7,365 | 10,389 | 9,567 | 10,809 | 9,564 | 9,768 | 10,573 | 10,429 |
| 栗野スポーツセンター | 34,681 | 37,314 | 32,870 | 33,944 | 34,735 | 32,694 | 24,509 | 35,710 | 34,948 | 34,736 |
| 花城テニスコート | 10,916 | 8,398 | 10,744 | 11,234 | 12,146 | 12,050 | 10,336 | 11,486 | 12,397 | 11,222 |
| きらめきスタジアム | 16,924 | 16,150 | 17,701 | 14,713 | 15,060 | 18,810 | 19,182 | 14,831 | 15,891 | 15,945 |
| 市営プール（花城、桜ヶ谷、愛発） | 7,545 | 6,452 | 2,611 | 3,379 | 5,404 | 6,003 | 3,688 | 2,454 | 2,938 | 3,113 |
| 松原運動場 | 4,644 | 4,375 | 4,185 | 4,947 | 1,723 | 1,887 | 1,605 | 584 | 1,774 | 1,343 |
| 天筒球技場 | 12,769 | 10,134 | 17,980 | 23,760 | 19,230 | — | — | — | — | — |
| 総合運動公園 | 215,054 | 223,574 | 223,324 | 241,564 | 232,008 | 251,018 | 265,825 | 237,771 | 229,344 | 202,936 |
| 武道館 | 20,400 | 21,634 | 23,217 | 21,837 | 22,830 | 24,260 | 24,180 | 24,376 | 21,561 | 23,056 |
| 計 | 409,544 | 434,765 | 411,768 | 461,194 | 444,960 | 446,151 | 441,975 | 427,744 | 417,467 | 389,665 |

※スポーツ振興課



敦賀マラソン大会

○ 国際交流・広域連携

【現況と課題】

— 国内外の異文化交流の場としての敦賀 —

本市は、日本海と京阪神・中京等を結ぶ交通の結節点として重要な地位を占め、特に近代以降、敦賀港による外航貿易を中心とした物流の中継地として発展し、往時には、敦賀港が大陸ヨーロッパとわが国を結ぶ窓口として、国際都市としての繁栄期を迎えました。

この発展過程の中で、本市は、様々な人々や文化が流入することで、異文化交流の場としての特性を有することとなりました。そして、現在、中国をはじめとする東アジア地域等の経済的発展と、国土形成計画をはじめとする国策上における本市及び敦賀港の位置づけなどから、経済的なつながりだけでなく本市が異文化交流の場として機能することが期待されています。

— 多文化共生社会としての敦賀 —

これまで以上に、様々な文化がふれあう港まちとして多文化が共生する魅力あふれる敦賀を築いていくためには、本市を中心として国外の様々な文化を受け入れができる環境を築いていくことが求められています。

そのため、韓国東海市、ロシアナホトカ市、中国台州市といった姉妹都市をはじめとした国外の地域と、文化・スポーツ・教育等を通じて、相互の理解を深める交流事業を促進することが一層重要となります。

— 広域連携拠点としての敦賀 —

本市の立地特性は、国際都市としての発展だけでなく、国内においては嶺南地方と嶺北地方そして京阪神・中京大都市圏を結ぶ広域的な地域の連携の中心拠点となり得る可能性を備えています。そして、この可能性は、平成18年度のJR直流通化開業を端緒とし、舞鶴若狭自動車道の開通といった新たな広域交通網の変革期を迎えていたる現在、ますます増大していると考えられます。

また、急速な高齢化や平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、これまでのように経済的・文化的な交流の促進だけでなく、防災をはじめとした多様な分野において、広域連携の重要性が一層高まっている状況にあります。

のことから、これまでのように国内の姉妹都市等との交流を促進することはもちろんのこと、本市が中心拠点となり得る周辺地域、特に嶺南地方等との広域連携について、市民の意思を十分に尊重することを前提として、取組を進めていく必要があります。

【基本的な方向性】

本市は、国際港である敦賀港を起点として、わが国と東アジア地域をはじめとする諸外国とを結ぶだけでなく、国内にあっては、嶺南地方と嶺北地方そして京阪神・中京大都市圏を結ぶ広域的な地域の連携の中心拠点となり得る可能性を備えています。

そこで、本市の特徴的な立地特性を背景とした国際交流及び国内の広域連携について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 国際交流の促進

現在、東アジア地域等が目覚しい経済的発展をしている中で、これらの地域と経済的なつながりだけでなく、相互理解を深めることが一層重要となります。

そのため、文化的な活動をはじめとした国際交流活動を促進していきます。

この活動を通じて、様々な文化を受け入れができる環境を創出するとともに、教育文化の側面だけでなく産業分野をはじめとする様々な分野での交流促進と関係構築を図っていきます。

(2) 広域連携の強化

現在、急速な高齢化や平成23年3月11日に発生した東日本大震災を背景として、経済的・文化的な交流に留まらず、多様な分野において広域的な連携による取組が求められています。

そこで、国内の姉妹都市等との青少年の相互訪問をはじめとした交流の促進だけでなく、福祉や医療、そして防災分野等の市域を越えた共通する課題に対処するために、市民の意思を十分に尊重することを前提として、慎重な議論の上で、広域的な連携を強化していきます。



ナホトカ市児童親善使節団との交流



行政 経 営 関 係

○ 地方分権

【現況と課題】

— これまでの地方分権化の流れ —

平成12年度に地方分権一括法が施行され、機関委任事務の廃止や法による国や都道府県の関与が定められるなど、戦前から連綿と受け継がれてきた中央集権型の行政形態を変える、いわゆる地方分権化の動きが急速に盛り上がりを見せました。この中でも特に機関委任事務の廃止は、地方公共団体の自主性を確保する上で、最も重要な改革であったと言えます。

しかし、この分権改革は、権限移譲に留まるものであったため、「未完の改革」と言われました。なぜなら、権限が拡大しても、その執行を賄う財政的な側面において、国の強力な関与が残されていたため、実質的に地方公共団体の主体性が損なわれていたからです。

このため行われたのが、三位一体の改革です。これは、税財源、国庫補助金負担金、地方交付税を一体的に改革して、地方公共団体に権限移譲に見合った財源の確保を目的とするものでした。この結果、所得税と住民税の税率を変更することにより、約3兆円の税源移譲が行われたものの、地方交付税が大幅に削減されるとともに、国庫補助金負担金についても廃止は一部に留まるなど、地方公共団体の財政的自立を確保するには不十分な結果となったと言わざるを得ないものでした。

— 地方分権化の中で、地方公共団体に求められること —

そして、現在、以上の取組を第一次分権改革、つまり分権改革の一里塚とし、平成19年度に地方分権改革推進法が施行されるなど、分権化の動きが加速しています。

このような中で、実際にどのような分権改革が実行されるかについては、今後の動きを注視する必要がありますが、特に分権改革の中心である本市のような基礎自治体において、その権限の増大とともに、それに相応するこれまで以上の重い責任を担うこととなるため、一層の自律的な運営が求められることとなります。

【基本的な方向性】

国と地方の行政形態を変える地方分権への動きが加速している中で、特に、分権改革の中心となる本市のような基礎自治体は、市民に対して、今まで以上の重い責任を担うこととなります。

そこで、加速する地方分権に対応するため、基本的な方向性を次のとおりとします。

(1) 説明責任（アカウンタビリティ）の充実

説明責任とは、法的強制力を伴って、自らの行為の結果や行おうとすることについて自ら説明（account）する能力（ability）のことですが、基礎自治体における地方分権化の流れが加速する中で、本市は、市民に対して、これまで以上の責任を担うことになります。

そこで、市民が市政や地域の状況について十分把握し、それによって市民一人ひとりが市政の担い手としての自律的な意識を育むことができるように、より分かりやすい行政資料等の公表に努めます。

(2) 応答性（レスポンシビリティ）の重視

応答性とは、法的強制力がほとんど伴わないものの、主権者である市民が何を望んでいるかを予見し、それに応答（response）する能力（ability）のことと言います。地方分権改革による権限の拡大により、基礎自治体の自己決定・自己責任が増大する傾向にあります。このような中で、基礎自治体に求められることは、説明責任のような法的強制力を伴った受動的な責任だけでなく、市民が何を望んでいるかを把握し、自主的にそれに対応する能動的な責任を果たすことが求められています。

そこで、高い自己決定能力を涵養するために、職員の政策立案能力を養成し、市民の行政ニーズに基づく施策の展開に努めます。



敦賀市議会

○ 多様な担い手とより開かれた地域社会の実現

【現況と課題】

—これまでの公共の担い手—

わが国においては、伝統的に、地域の公共的なサービスの提供や運営に関して、第一義的に地域のコミュニティがその役割を果たしてきました。しかし、戦後の高度成長とその後の安定的な成長を背景に、地方部においても都市化が進行し、ライフスタイルの多様化や核家族化等により、わが国の伝統的な地域コミュニティの衰退を招き、それらが担っていた機能について、行政への移行が進んできました。

その結果、行政サービスそれ自体の充実といった背景もあって、行政の拡大化・肥大化が進行してきたと言えます。

—これからの中の担い手—

そこで、近年では受益と負担の適正化が求められ、行政の効率化や縮小が社会的な課題となっています。しかし、その一方で、行政だけでは、市民の意識の多様化に伴う様々な公共的な需要に必ずしも十分に対応することができない状況となりつつあります。

このようなことから、地域のコミュニティや行政とともに、公共的サービスの担い手として、NPOやボランティア団体等の市民活動団体、個人の社会的責任に基づく活動が注目されています。

そこで、NPO、市民活動団体等が従来までの地域のコミュニティや行政と並ぶ新しい公共的サービスの担い手と捉え、これらと行政等とが有機的に連携する仕組みを構築することが求められています。

【基本的な方向性】

地域のコミュニティの衰退、それを補ってきた行政の規模的な縮小、その一方で、市民の多様な公共的な需要の高まりといった状況から、地域コミュニティや行政と並ぶ新しい公共の担い手として、NPO やボランティア団体をはじめとする市民活動団体等の存在が注目されています。

このような多様な担い手とともに新しい公のかたちを築いていくために、その基本的な方向性を次のとおりとします。

(1) 市民協働のまちづくりの推進

新しい公のかたちの中で、増大する公共的な需要を満たす主体の一翼を担うことが期待される NPO やボランティア団体等の市民活動団体、個人の活動に対して支援を行います。

そして、これらの団体等と行政・企業が相互にそれぞれの特性・利点等を理解し合い、違いを認め合った中で、共通する課題に対し対等な立場で取組む市民協働のまちづくりを推進します。

(2) より開かれた地域社会の実現

市民協働のまちづくりを進めていく上で、年代や性別の違い、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない人間として尊重され、自分らしく生きることができる地域社会を築いていくことが重要となります。

そこで、全ての市民が、自らの希望に沿った形で、仕事・家庭・地域生活等の多様な活動を通してあらゆる分野で個性を発揮できる、より開かれた地域社会の実現を目指します。

○ 効率的な行政と行政サービスの向上

【現況と課題】

— 行政の守備範囲の拡大とその課題 —

戦後以降の行政の歴史は、地域のコミュニティの衰退、社会保障政策をはじめとする各種公共政策の充実、そして市民の行政ニーズの多様化等に対応することから、その役割の範囲及び組織の拡大の歴史であったと言えます。

高度経済成長が終了し、安定的な成長段階に入ったわが国において、拡大した行政の役割や組織の見直しについては、納税をはじめとする負担と行政サービス等による受益の関係、そして効率性の観点から、常に課題とされてきました。

— 行政の効率化と増大する公共的な需要への対応 —

この課題に対処するため、より大きな国の視点からは、公共部門の民営化や独立行政法人化、そして地方分権化が行われてきたところです。しかし、このような国における行政組織の規模の縮小をはじめとする効率化は、一方で増大する公共的な需要を充足させる必要があるという社会的要請がある中で、地方公共団体の担うべき役割が増大するといった傾向が生じています。

のことから、国—都道府県—市町村といった複層的な行政形態にあるわが国において、特に市民と身近に接する本市のような基礎自治体は、行政の効率化と増大する公共的な需要への対応という相反する課題を同時に達成することが求められています。

【基本的な方向性】

行政の効率化と増大する公共的な需要への対応という一面においては相反する課題を同時に達成するために、次のことを基本的な方向性として定めます。

(1) 行政運営の効率化と見直し

行政サービスの直接の提供者である基礎自治体には、行政の効率化を推進する一方で、その質を維持することが求められています。

そこで、行財政における効率化を推進すると同時に、市民に対する直接的なサービスの提供につながらない間接的な作業を見直すなどの簡素化を行うことによって、行政サービスの質の維持を図ります。

(2) 行政サービスの向上と新しい取組

行政サービスを向上させ、かつ行財政の効率化を進めるためには、サービスの提供方法を見直すほかに、先進的な技術を導入するという方法が考えられます。

そこで、情報化を推進することなどにより、新しいサービスの提供や既存のサービスの提供方法の見直しを行っていきます。